

# 老人福祉計画 第7期介護保険事業計画

(平成30年度～平成32年度)



平成30年3月

青森県つがる市



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画の趣旨 .....	1
2 法令の根拠 .....	2
3 計画の位置づけ .....	2
4 計画策定の背景 .....	3
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進 .....	3
(2) 介護保険制度の持続可能性の確保 .....	5
5 計画の策定体制 .....	6
(1) 老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の設置 .....	6
(2) 住民参加 .....	6
(3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 .....	6
(4) 在宅介護実態調査 .....	7
6 計画の期間 .....	7
<b>第2章 高齢者等の状況</b> .....	<b>9</b>
1 高齢者を取り巻く現状 .....	9
(1) 人口の推移 .....	9
(2) 人口構成 .....	10
(3) 高齢者人口の推移 .....	11
(4) 高齢者のいる世帯の状況 .....	12
(5) 要介護等認定者数の推移 .....	12
2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 .....	14
(1) 調査の概要 .....	14
(2) 主な調査結果 .....	15
3 在宅介護実態調査 .....	18
(1) 調査の概要 .....	18
4 将来推計 .....	24
(1) 人口推計 .....	24
(2) 高齢者人口の推計 .....	25
(3) 要介護等認定者数の推計 .....	26
5 第6期計画の検証 .....	28

(1) 小規模型通所介護の地域密着型通所介護への移行.....	28
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業への移行.....	28
(3) 地域包括ケアシステム構築の実現に向けた取り組み.....	28
<b>第3章 計画の基本方針.....</b>	<b>31</b>
1 基本理念 .....	31
2 基本目標（大項目） .....	31
3 施策体系 .....	34
4 施策目標（中項目～小項目） .....	35
<b>第4章 高齢者福祉事業.....</b>	<b>41</b>
1 高齢者の生活支援事業 .....	41
(1) 寝具乾燥消毒サービス事業.....	41
(2) 軽度生活支援事業（自立支援ヘルプサービス）.....	42
(3) 外出支援サービス事業.....	43
2 生きがい活動支援通所事業（自立支援デイサービス） .....	44
3 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 .....	45
(1) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業.....	45
(2) 老人クラブ.....	46
4 緊急通報体制等整備事業（福祉安心電話） .....	48
5 高齢者短期入所事業（ショートステイ） .....	49
6 ボランティア活動 .....	50
7 雇用・就労対策等 .....	50
(1) 高齢者の就業に関する情報.....	50
(2) 高齢者の就業機会の提供.....	50
8 生活環境の整備 .....	51
<b>第5章 介護保険事業.....</b>	<b>53</b>
1 日常生活圏域 .....	53
2 地域包括支援センター .....	54
3 地域支援事業 .....	55
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業.....	55
(2) 包括的支援事業.....	59
(3) 任意事業.....	66

4	介護保険サービス	70
	(1) 地域密着型サービス及び施設サービスの整備	70
	(2) 居宅サービス	70
	(3) 地域密着型サービス	86
	(4) 施設サービス	93
	(5) 介護給付の適正化等について	97
	(6) 自立支援及び悪化の防止等に向けた取り組み	99
5	介護保険事業費	100
	(1) 介護保険事業費の算定手順	100
	(2) 介護保険事業費の見込み	101
6	第1号被保険者の介護保険料	103
	(1) 地域支援事業費の負担割合	103
	(2) 介護保険給付費の負担割合	104
	(3) 第1号被保険者保険料の算出	105
	(4) 第1号被保険者所得段階別保険料負担割合	107
<b>第6章 計画の推進体制</b>		<b>109</b>
1	計画の推進	109
	(1) 地域包括ケアシステムの推進	109
	(2) 医療・介護人材確保の方策	109
	(3) 連携体制	109
	(4) 相談・情報提供体制の充実	110
	(5) 指導体制の強化	111
	(6) 各種地域計画・まちづくり施策等との連携	111
2	計画の進捗管理	112
	(1) 老人福祉計画・介護保険事業計画の運営管理	112
	(2) 点検・評価方法の確立	112
	(3) 点検・評価結果の反映	112
<b>資料編</b>		<b>113</b>
1	つがる市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱	113
2	つがる市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿	114
3	策定委員会の経過	115
4	つがる市の介護保険事業所一覧	116
5	介護保険料の状況（平成27年度～平成29年度）	119
	(1) 青森県内市町村別保険料基準月額（平成27年度～平成29年度）	119
	(2) 都道府県別平均保険料基準月額（平成27年度～平成29年度）	120



# 第1章

---

計画の策定にあたって



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の趣旨

わが国は人口減少・少子高齢化の一途をたどっており、平成27年の国勢調査では、調査開始以来初めての総人口減少となり、高齢化率も増加が継続しています。今後、団塊の世代が75歳になる2025年（平成37年）まで高齢者人口の増加は継続することが予想され、医療や福祉、社会保障をはじめとして、わが国の政策課題として対応が検討されています。

こうしたことに対し、国は2000年度（平成12年度）より、高齢者を対象とした社会保障制度として介護保険制度を開始し、現在に至るまで制度改正を行いながら、制度の定着と適正な運用を図っています。

制度の安定的・持続的運営に向けて、国は2011年（平成23年）の介護保険制度改正において「地域包括ケアシステム」の実現を位置づけ、高齢者が地域で自立した生活を営むための切れ目ない支援体制の構築に、各市町村が取り組むこととしています。

本市では、国や青森県と比較しても高齢化が進んでいます。平成27年の国勢調査によれば、高齢化率は国の26.7%、青森県の30.0%を上回り、本市が34.6%となっています。

国・県よりも高齢化が進む状況の中、本市では、地域に適した老人福祉施策や介護保険事業を具体的に進めていくための計画として、「つがる市老人福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、それに基づき施策・事業の展開を図ってきたところです。

平成29年度には、「つがる市老人福祉計画・第6期介護保険事業計画」が終了し、今後さらに高齢化が進行することが見込まれることから、これまでの取り組みを総括、継承しながら、本市に適した支援体制の構築に一層取り組む必要があります。そのためには、市内にある医療・介護（予防）・生活支援サービスや地域住民による活動を含めた地域資源の連携に取り組み、地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、高齢者だけでなく障害者・子どもなどすべての人々が暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）の実現を目指すことが求められています。

これらのことを踏まえ、本市の新たな施策・事業を位置づけた「つがる市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画」（以下、「本計画」）を策定します。

## 2 法令の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定による「市町村老人福祉計画」と介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定による「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定した計画です。また、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定するものです。

本計画は、介護保険法第 117 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定による「市町村介護給付適正化計画」を内包するものです。

老人福祉計画は、高齢者が住み慣れた地域で安心して元気に、生き生きと暮らし続けるため、必要な措置が講じられるよう定めたものです。このため、地域における高齢者を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関する計画として作成されます。

介護保険事業計画は、介護保険の給付対象サービス種類ごとの量の見込み等について定め、保険料算定をするなど、介護保険事業運営の基本となる計画です。

これらの計画は、その内容を老人福祉計画と整合性をもって策定することが必要なことから計画は同一とし、策定も同時期に行うこととしています。

## 3 計画の位置づけ

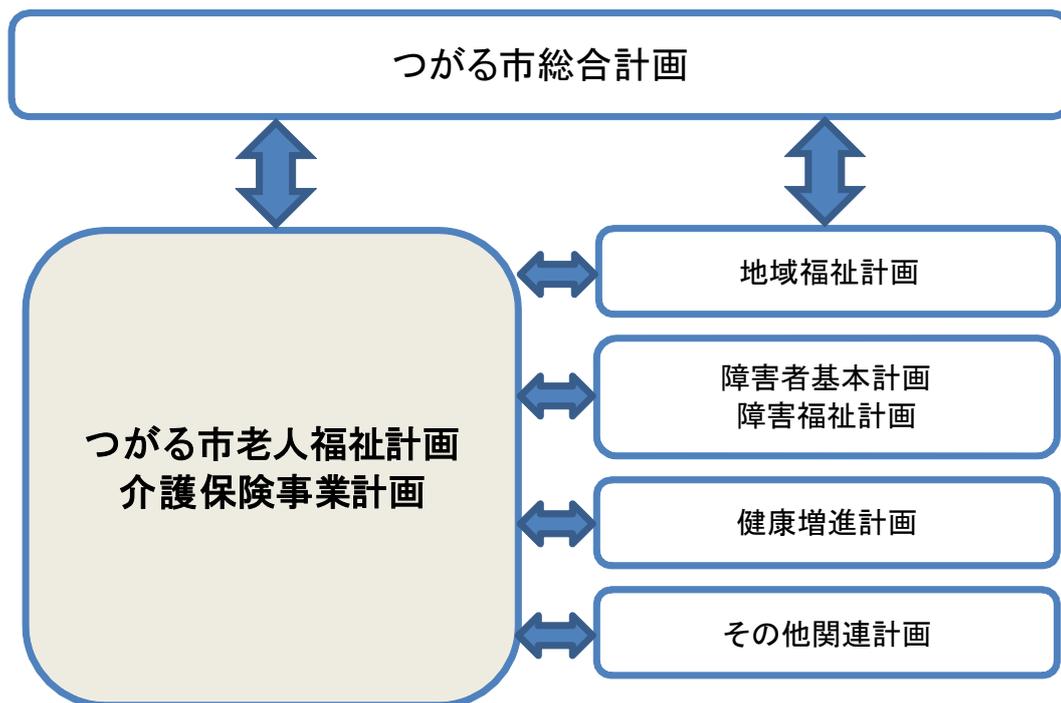
本計画は、本市のまちづくりの方向性を示した「つがる市総合計画」において、保健・医療・福祉に位置づけられ、これを上位計画として策定される個別計画になります。また、市の関連の諸計画との整合性を図って策定・実施するものです。

第 7 期介護保険事業計画（平成 30 年度～平成 32 年度）については、第 5 期介護保険事業計画（平成 24 年度～平成 26 年度）、第 6 期介護保険事業計画（平成 27 年度～平成 29 年度）の延長線上にある計画として位置づけられます。

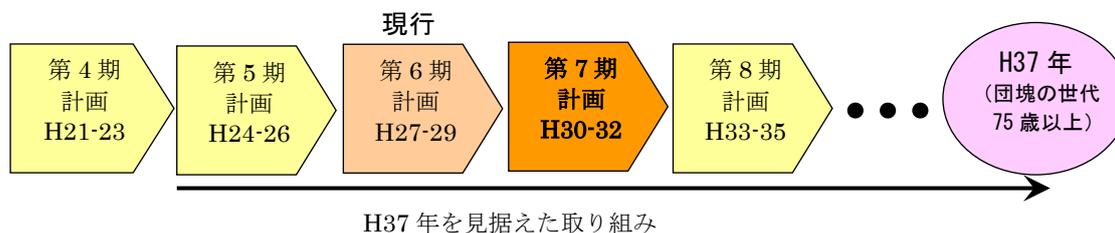
また、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）を見据えた中長期的な視点を持つものとして策定しています。

諸計画との関連では、本市で策定される福祉関連分野である、地域福祉計画、障害者基本計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、健康増進計画等との調和を図りつつ、地域の課題解決に向けた取り組みを推進するために策定します。

◇計画の位置づけ（関連諸計画）



◇計画の位置づけ（中長期計画）



## 4 計画策定の背景

本計画策定にあたり、指針となる介護保険法の改正のポイントは、下記の通りです。

### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 【目的】

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

### ①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進

- 介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止、介護給付費適正化等の取り組み内容及び目標を記載【介護保険法の改正】
- 介護保険事業（支援）計画に位置づけられた目標の達成状況についての公表及び報告【介護保険法の改正】
- 財政的インセンティブ（保険者の取り組みに対する交付金）の付与の規定の整備【介護保険法の改正】
- 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）【介護保険法の改正】
- 市町村長から都道府県知事へ意見を申し出ることができる等、居宅サービス等事業者の指定に対する保険者の関与強化【介護保険法の改正】
- 国及び地方公共団体の認知症に関する施策の総合的な推進（認知症に関する知識の普及・啓発、認知症の人に応じたりハビリテーション及び認知症の人を介護する人の支援、その他認知症に関する施策の推進、認知症の人及びその家族の意向の尊重に努める等）を制度上明確化【介護保険法の改正】

### ②医療・介護の連携の推進等

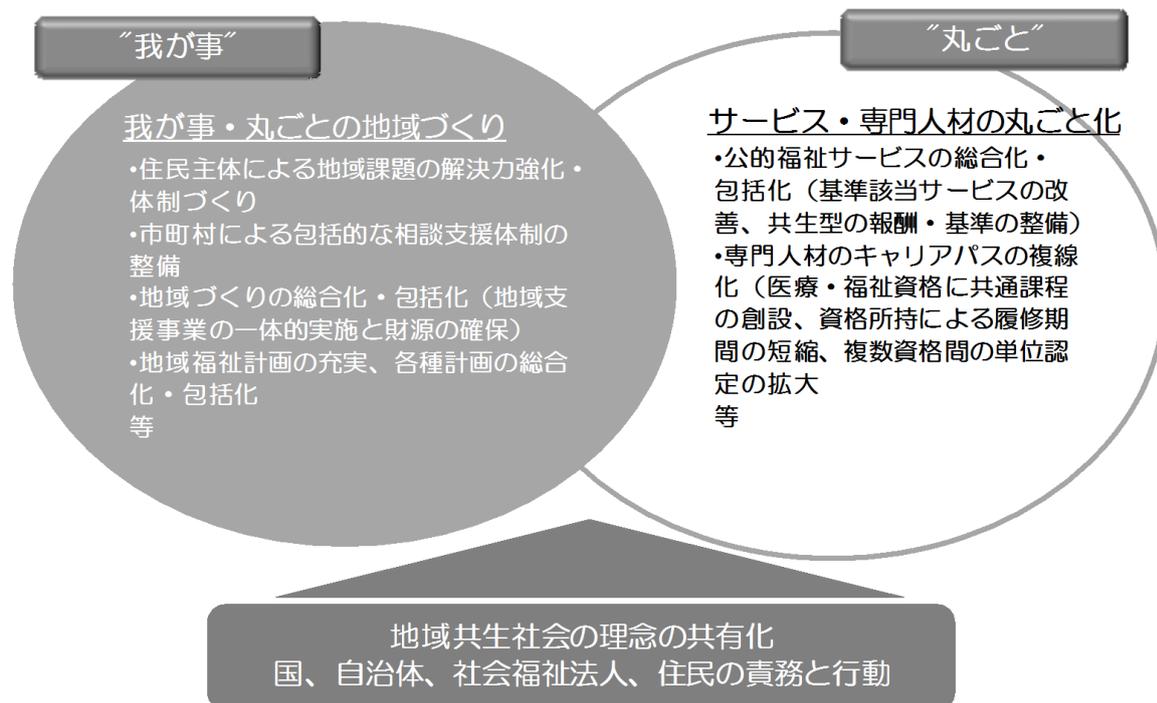
- 「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」を創設【介護保険法、医療法等の改正】
- 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長（平成36年3月31日まで）することとする【介護保険法等の改正（公布日施行）】

### ③地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等

- 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記（「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定）【社会福祉法等の改正】
- 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が次の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【社会福祉法等の改正】
  - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
  - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等）
  - ・ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様）【社会福祉法等の改正】
- 高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づける【介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等の改正】
- 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）【介護保険法、老人福祉法等の改正】

## 「地域共生社会」実現の全体像イメージ



出所：厚生労働省

### （２）介護保険制度の持続可能性の確保

#### ①現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、現行2割負担者のうち特に所得の高い層（年金収入等340万円以上）の負担割合を3割とする（ただし、月額44,400円の負担の上限あり）【介護保険法の改正（平成30年8月1日施行）】

#### ②介護納付金における総報酬割の導入

- 現行では、各医療保険者は、介護納付金を第2号被保険者である「加入者数に応じて負担」しているが、これを被用者保険間では「標準報酬総額に応じた負担」とする【介護保険法、健康保険法等の改正（平成29年7月1日施行）※平成29年8月分より実施】

## 5 計画の策定体制

### (1) 老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の設置

本計画は、本市の特性に応じた事業展開が期待されるため、行政機関内部だけでなく、被保険者、医療関係者、老人保健関係者、老人福祉関係者、介護保険事業者等（19人）で構成するつがる市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を設置しています。

策定委員会は、平成29年度中に5回開催し、現状の把握から第7期計画中に必要とされる各種介護サービスや保険料等について検討します。

### (2) 住民参加

本計画は、老人福祉計画の策定指針において、住民参加の位置づけがなされているとともに、介護保険法においては、介護保険事業計画により介護サービスの水準が明らかにされ、それが保険料の水準にも影響を与えることから、本計画の見直しにあたっては、被保険者の意見を反映させるための措置を講じることが義務づけられています。

このことから、本計画の策定委員会には公募により選出された被保険者の代表（3人）に参画して頂き、保険料を負担する立場、介護サービスを利用する立場からの意見や要望を反映できるよう行っています。

### (3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、要介護状態になる前の高齢者について、

- ・要介護状態になるリスク（以下、各種リスク）の発生状況
- ・各種リスクに影響を与える日常生活（以下、社会参加状況）の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に実施します。

本調査の対象者は、要介護認定を受けていない高齢者（一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者）です。

調査終了後、本計画の結果のうち必要なデータを「見える化」システム上に登録することで、経年比較や地域間比較が可能になります。

#### (4) 在宅介護実態調査

本計画では、在宅介護サービスを利用している要介護（支援）者及びその介助者に対して、在宅における介護者の実態を把握するために聞き取り調査を実施しています。

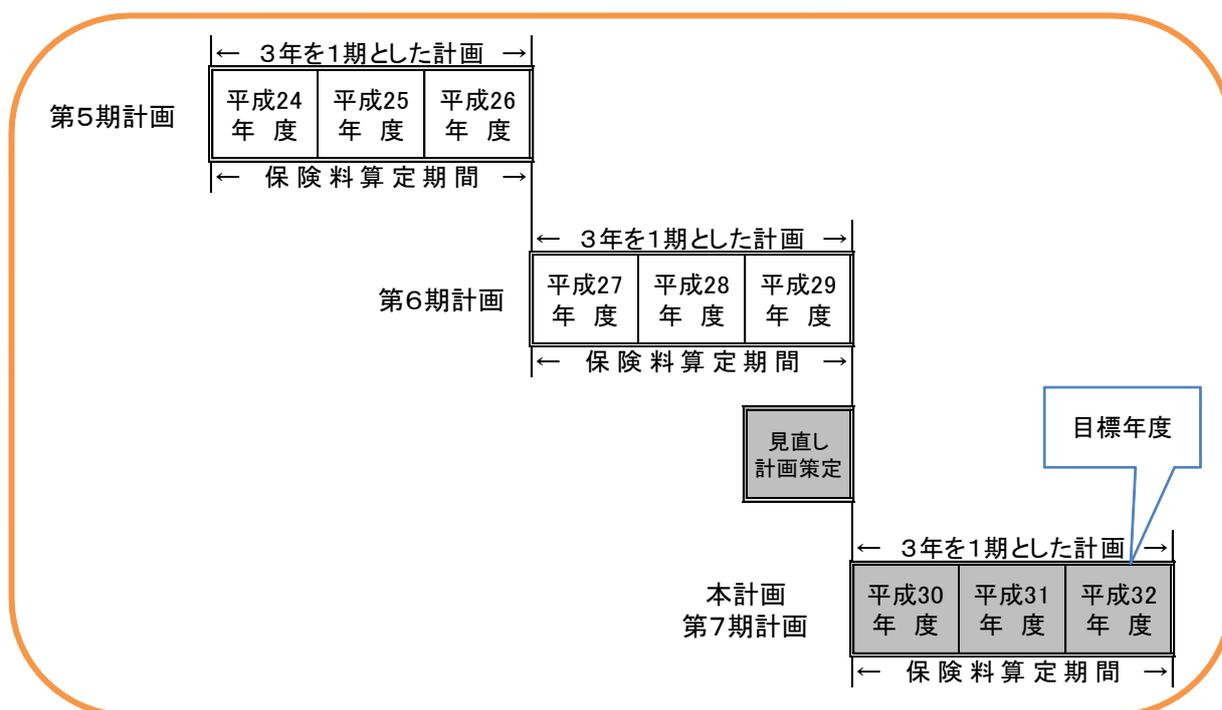
この調査は、本計画の策定において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点も盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的としています。

## 6 計画の期間

本計画は、介護保険事業計画が3年を1期として3年ごとの見直しが義務づけられており、併せて老人福祉計画についても同時期に見直しを行い、整合性のとれた計画と位置づけ、第7期計画では、平成30年度から平成32年度を目標年次とする3カ年計画とします。

また、本計画は、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度（2025年度）における高齢者介護の姿を念頭に置いて策定するものであり、第6期計画を見直し、新たに将来に向けた高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築を進める計画として策定します。

### ◇計画期間





# 第2章

---

高齢者等の状況



## 第2章 高齢者等の状況

### 1 高齢者を取り巻く現状

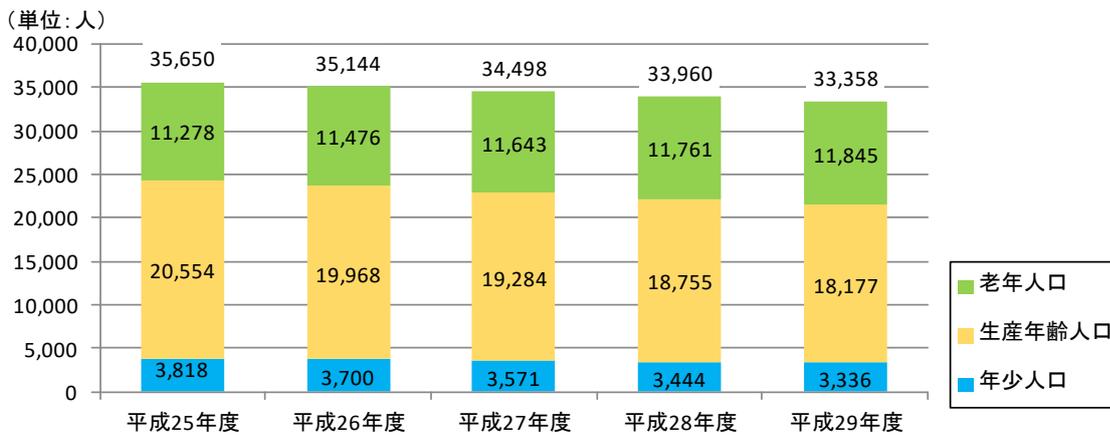
#### (1) 人口の推移

本市の総人口は年々減少し続けており、平成29年10月1日現在の総人口は33,358人で、平成25年に比べ2,292人の減少となっています。

年齢三区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は年々減少傾向にあり、老年人口（65歳以上）は増加傾向が続いており、さらに高齢化が進んでいます。

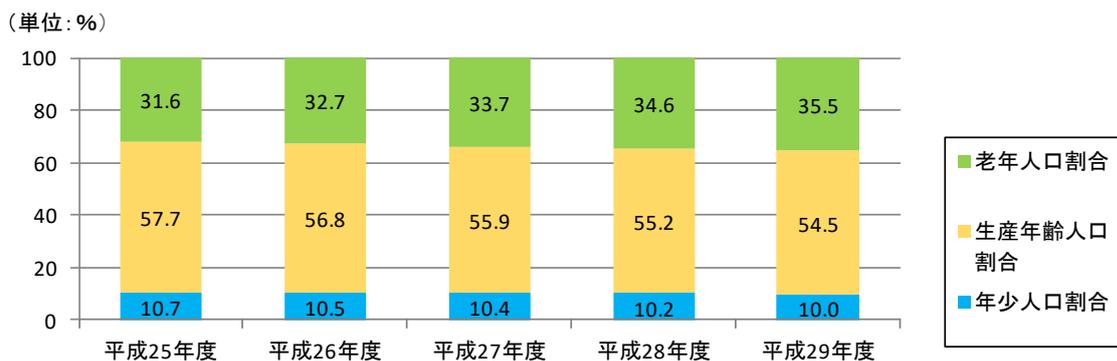
また、年齢三区分別人口割合の推移をみると、年少人口割合、生産年齢人口割合は減少傾向にありますが、老年人口割合は増加傾向にあることから、少子高齢化が継続して進行し続けています。

#### ■年齢三区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

#### ■年齢三区分別人口割合の推移



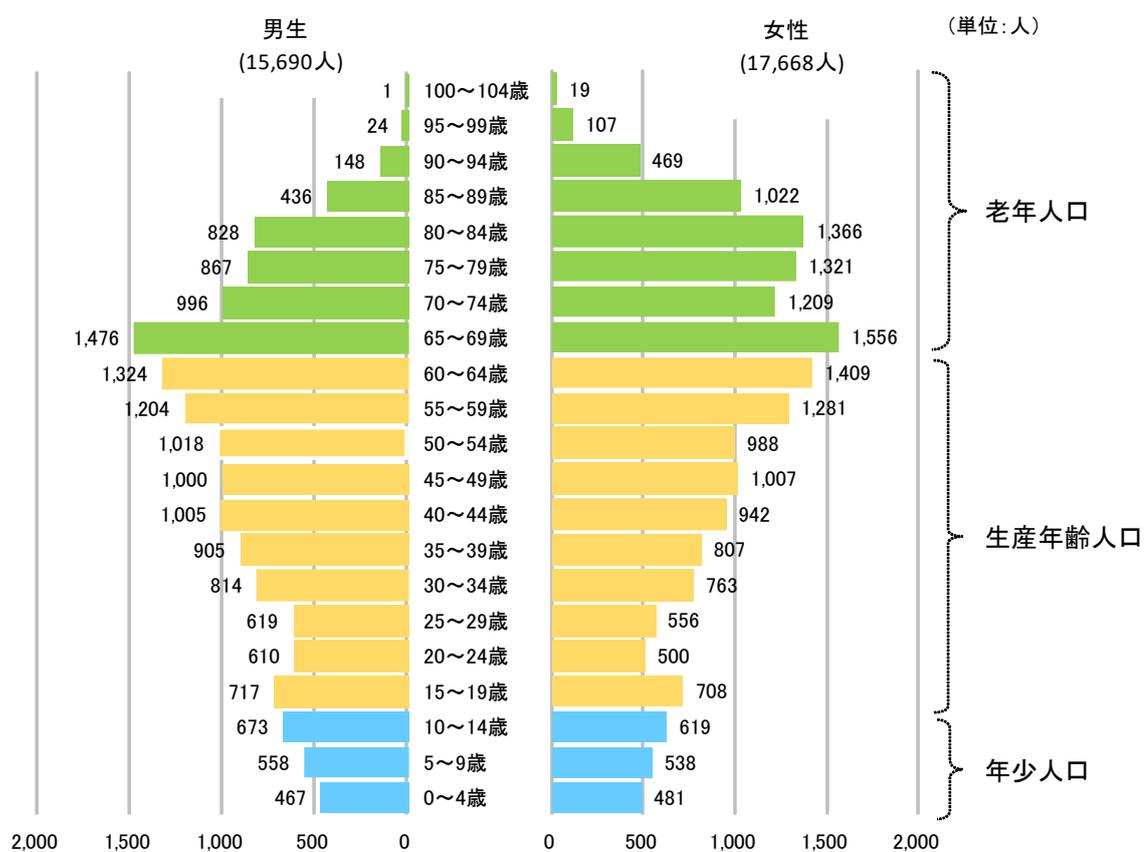
資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

## (2) 人口構成

平成29年10月1日現在の人口構成を、人口ピラミッドで見ると、出生数の減少と高齢化が反映された「つぼ型」となっています。

また、65～69歳を中心とした「団塊の世代」が老年人口となり、今後もさらに高齢者人口の増加と高齢化率の上昇が継続することがうかがえます。

### ■平成29年の人口ピラミッド



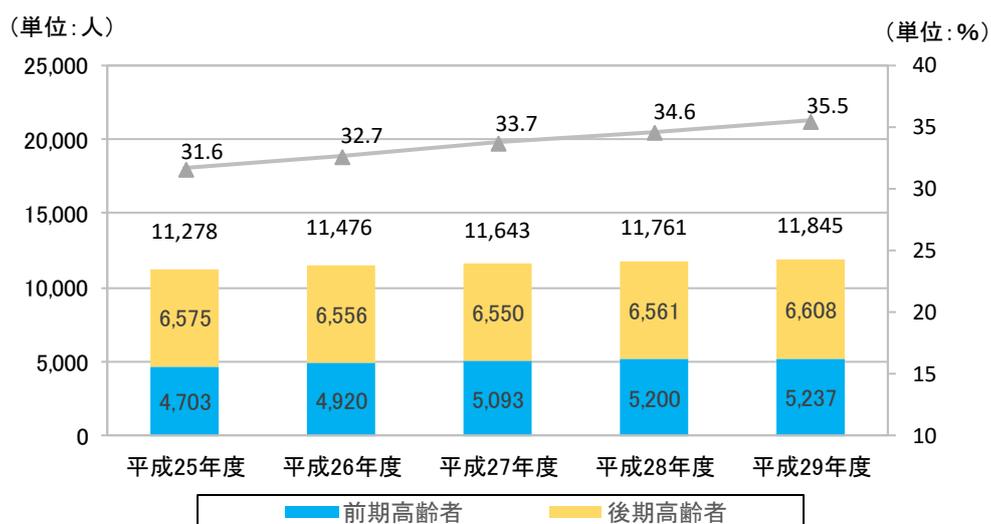
資料:住民基本台帳(平成29年10月1日現在)

### (3) 高齢者人口の推移

高齢者人口の推移をみると平成25年に11,278人であったものが、平成29年には11,845人となり、高齢化率も35.5%と増加傾向が続いています。

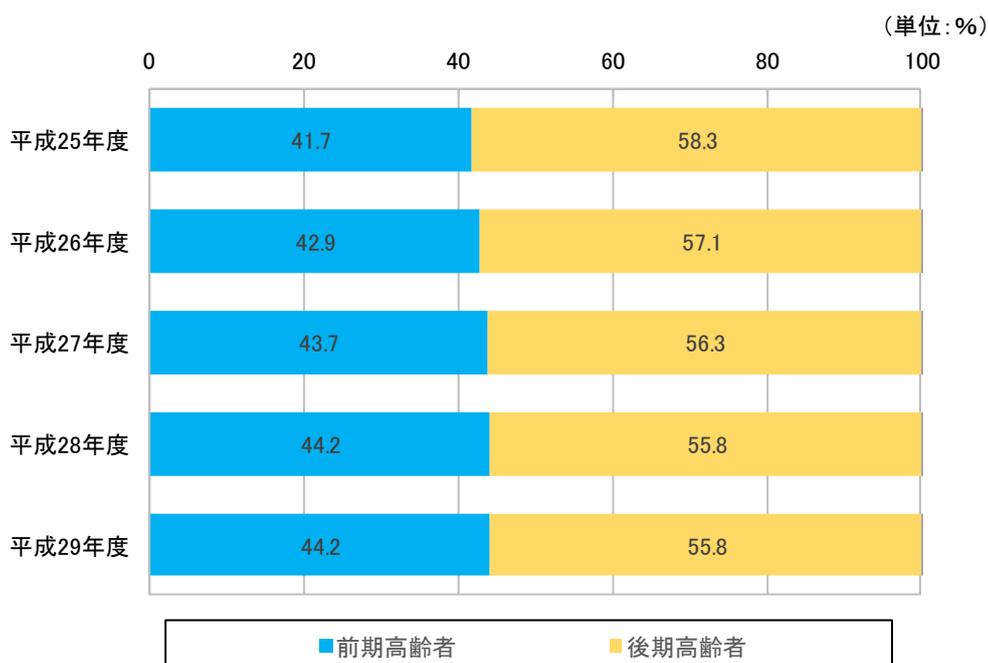
また、65歳以上の高齢者を前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）に分けて、その比率をみると、平成25年度では前期高齢者が41.7%、後期高齢者が58.3%であったのに対し、平成29年度には前期高齢者が44.2%、後期高齢者が55.8%となり、団塊の世代を含む前期高齢者の比率が高くなっています。

#### ■ 高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

#### ■ 前期高齢者・後期高齢者の比率



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

#### (4) 高齢者のいる世帯の状況

総世帯数は、年々減少傾向が続いています。

高齢者のいる世帯は、平成27年では6,719世帯となっており、やや減少傾向にあります。高齢者単独世帯は、件数、比率とも増加傾向にあります。

このまま推移すると、今後も高齢化が進み高齢者単独世帯の増加が見込まれます。

#### ■ 高齢者のいる世帯の推移

(単位：世帯、%)

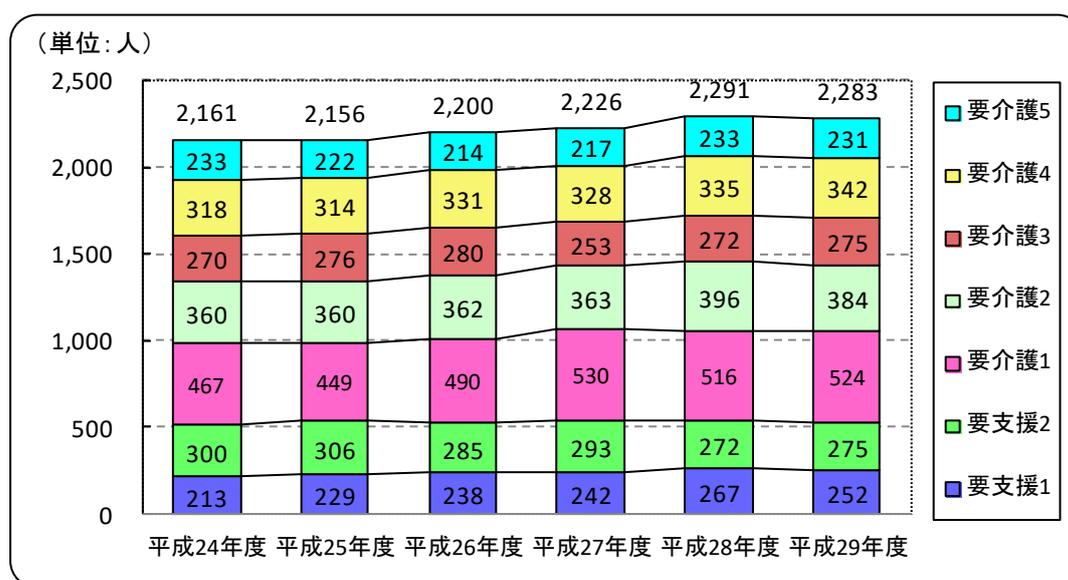
区分		平成17年	平成22年	平成27年
総世帯	A	11,470	11,432	10,937
高齢者のいる世帯	B	7,087	7,167	6,719
高齢者単独世帯	C	1,004	1,225	1,389
高齢者世帯比率	(B/A)	61.8	62.7	61.4
高齢者単独世帯比率	(C/A)	8.8	10.7	12.7

資料：国勢調査

#### (5) 要介護等認定者数の推移

要介護等認定者数の推移をみると平成24年度から平成28年度の4年間で130人増(6%増)となっています。平成28年度から平成29年度にかけては、前年より8人減少(0.3%程度の減少)となりましたが、おおむね増加傾向となっています。

#### ■ 要介護等認定者数の推移



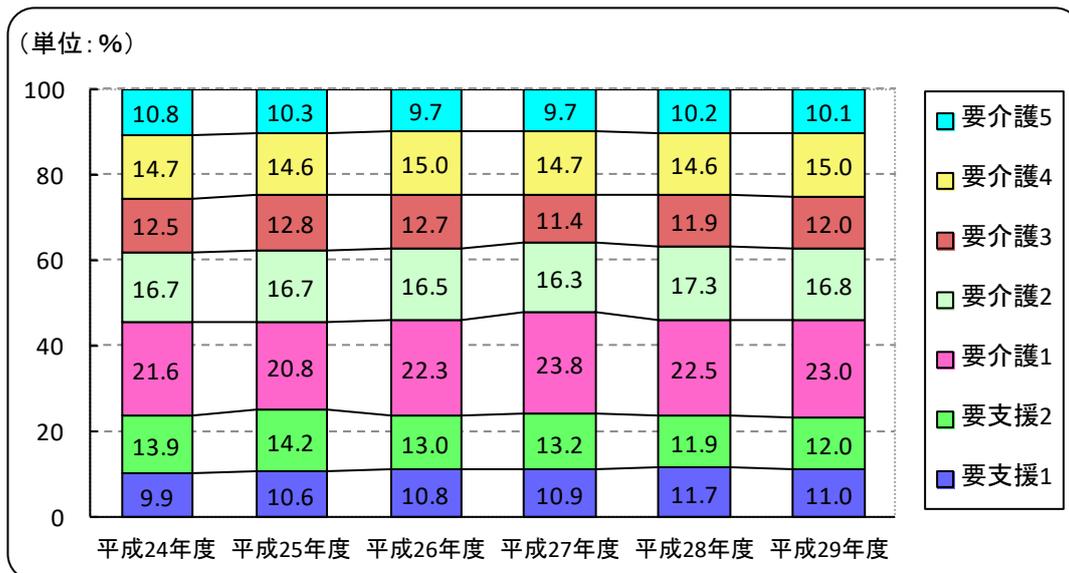
資料：介護保険事業状況報告

要介護等認定者数の要介護度別割合の推移をみると、年度によりばらつきがありますが、要介護1がやや増加の傾向にあります。

また、要支援1～2の合計は平成28年度以降、減少傾向にあります。

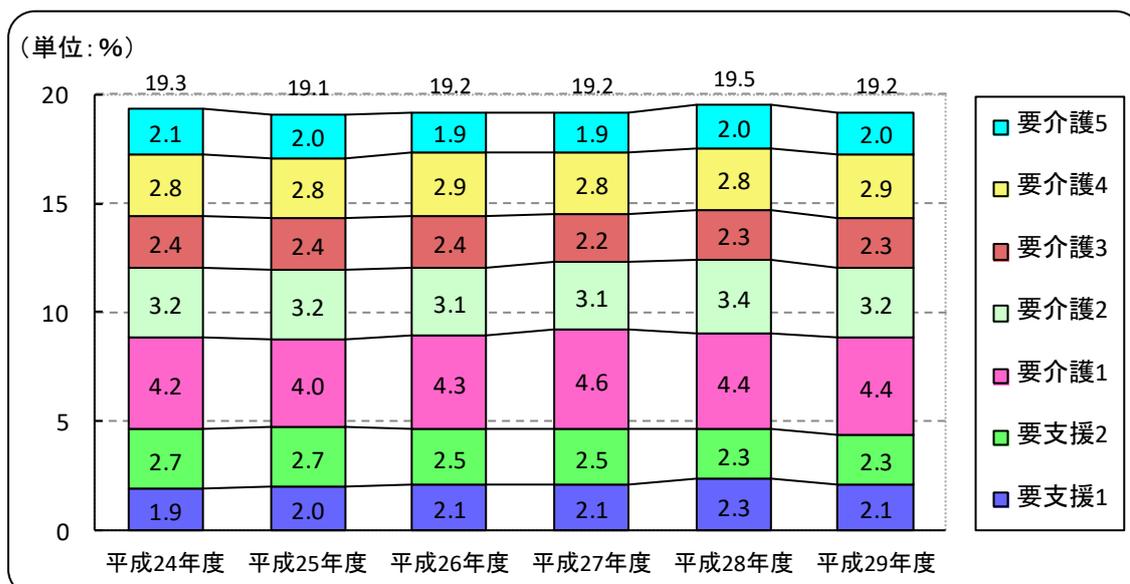
認定率（被保険者数に対する要介護等認定者の割合）の推移は、要介護等認定者数と同様の傾向であり、平成28年度に少し増加していますが、全体として、ほぼ横ばいの推移となっています。

### ■要介護等認定者数の要介護度別割合の推移



資料：介護保険事業状況報告

### ■認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告

## 2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

### (1) 調査の概要

#### ①調査の目的

要介護状態になるリスクの発生状況、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に実施します。

#### ②調査の対象

平成 29 年 4 月 1 日現在、つがる市に在住している要介護認定を受けていない高齢者（一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者）で、無作為抽出された 1,000 人。

#### ③調査の方法

郵送配布、郵送回収

#### ④調査時期

平成 29 年 5 月から 6 月末日まで

#### ⑤回収率

配布数	回収数（有効件数）	回収率
1,000 件	613 件	61.3%

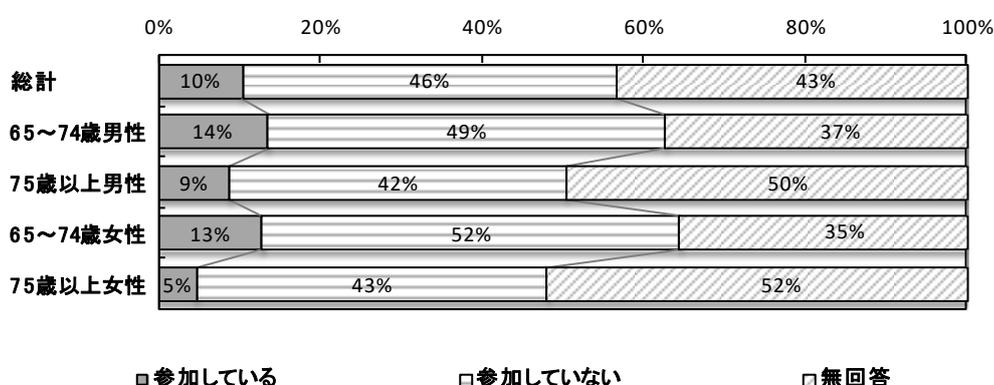
## (2) 主な調査結果

※ 端数の関係等で各グラフの割合の合計が 100%にならない場合があります。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたり、介護予防への取り組み、地域における支え合いにつながるボランティアへの参加等を確認する内容になっています。

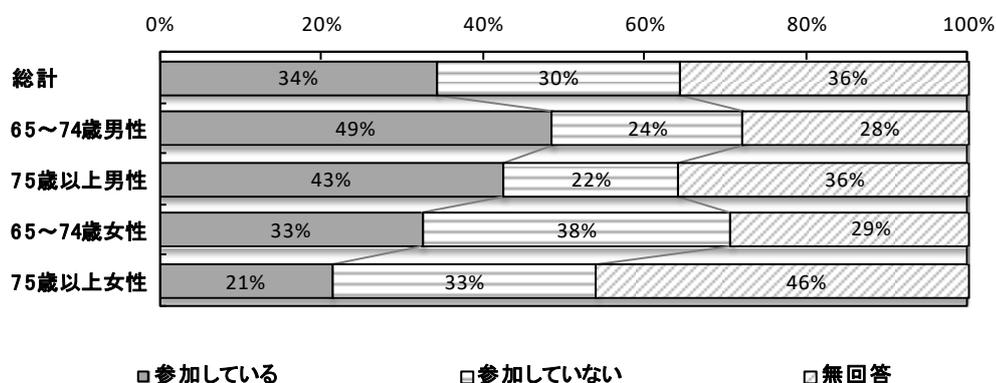
### 1. 地域での活動について

#### ◇ボランティアのグループへの参加状況



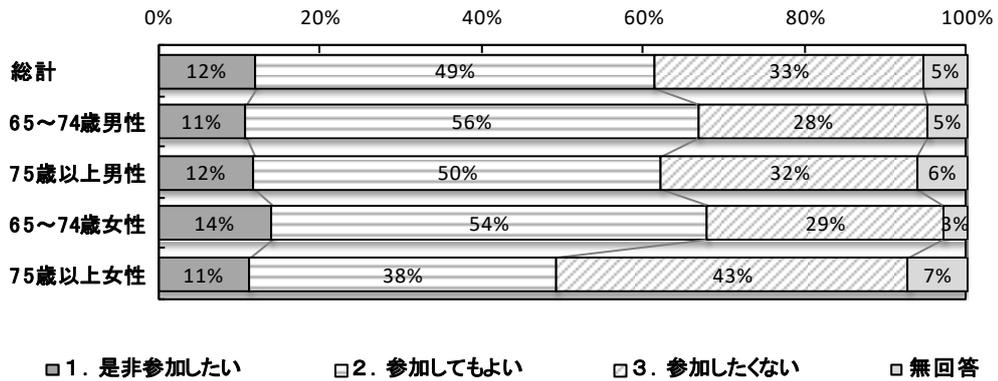
地域包括ケアシステムの構築にあたって、その担い手の一端ともなるボランティアへの参加状況を尋ねたところ、「参加している」は全体で 10%、最も多い 65～74 歳男性でも 14%と少ない結果になっています。

#### ◇町内会・自治会への参加状況



一方、町内会・自治会への参加状況は、65～74 歳男性では、49%となっており、近隣の活動への参加には非常に積極的であることがわかります。

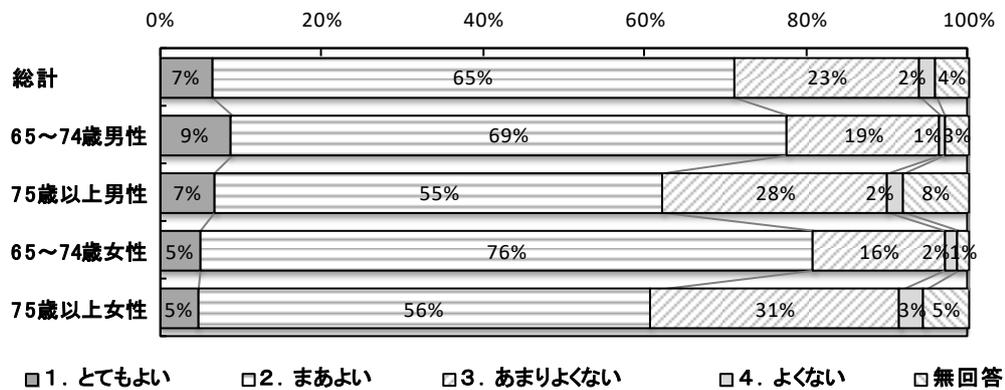
## ◇地域住民の有志による活動への参加意向



「地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか」と尋ねたところ、「参加してもよい」との回答は、全体で 61%となっています。地域住民の力により、地域包括ケアシステムの構築が大きく進むことが期待できます。

## 2. 健康について

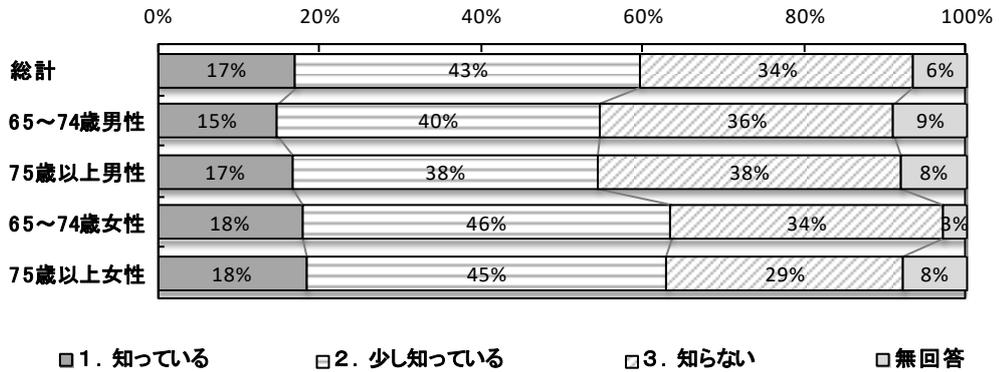
### ◇自分自身の健康状態について



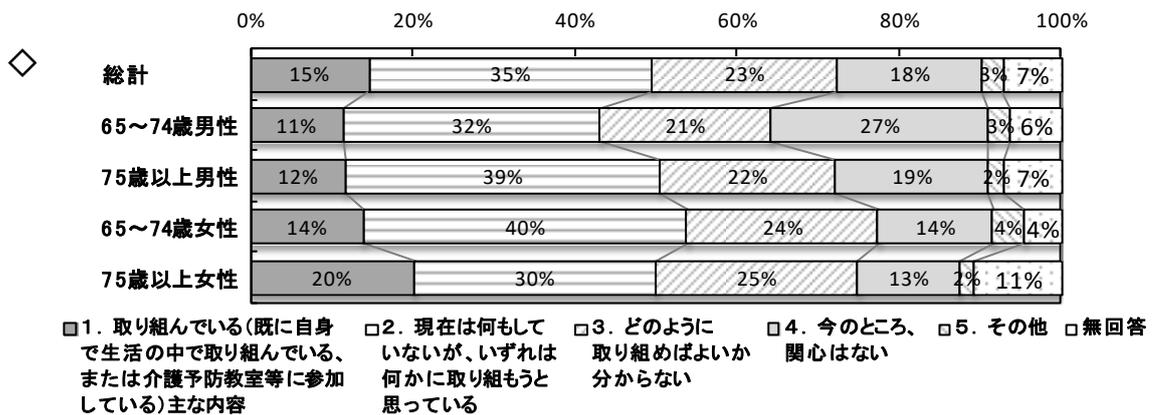
現在の本人の健康状態について尋ねたところ、「とてもよい」、「まあ、よい」を合わせると、72%となっており、多くの方が健康であると回答しています。この状態を維持することで、多くの方の介護予防につながることを期待できます。

### 3. 介護予防について

#### ◇「介護予防」の意味について



介護予防に対する調査では、まず「介護予防」という言葉の認識については、全体では「知っている」（17%）、「少し知っている」（43%）を合わせると、60%の人が「知っている」との回答になっています。



介護予防につながる取り組み状況については、全体で「取り組んでいる」（15%）、「現在は何もしていないが、いずれは何かに取り組もうと思っている」（35%）と半分の方が、介護予防への前向きな意識が表れています。

### 3 在宅介護実態調査

#### (1) 調査の概要

##### ①調査の目的

これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とします。

##### ②調査の対象

平成 29 年 4 月 1 日現在、つがる市に在住し、要支援・要介護認定を受け、在宅で生活し、更新申請に伴う認定調査を受ける方。

##### ③調査の方法

認定調査員による聞き取り調査（要介護者及びその介助者）

##### ④調査時期

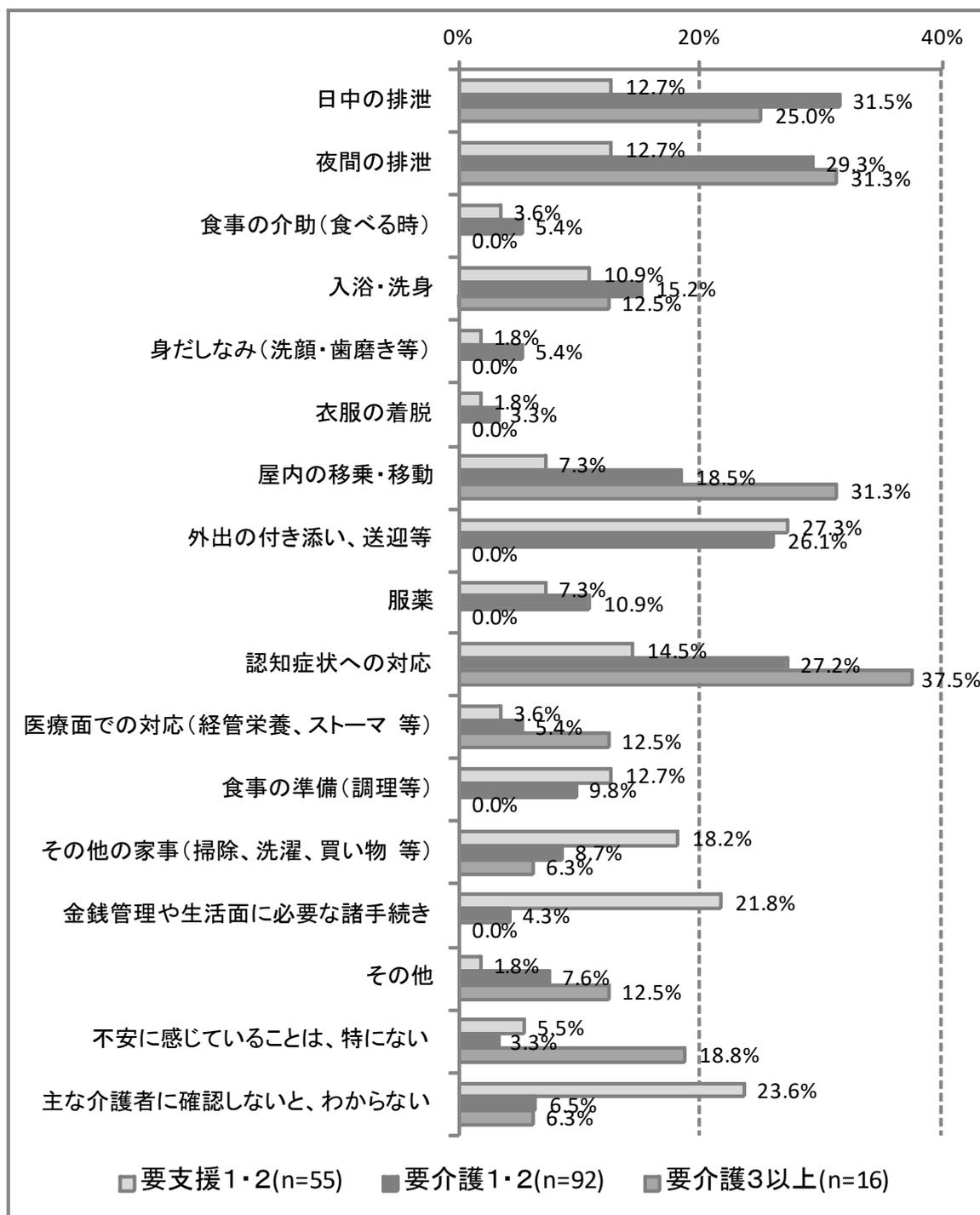
平成 29 年 5 月から 6 月末日まで

##### ⑤回収率

配布数	回収数（※有効件数）	回収率
199 件	199 件	100.0%

## 1. 介護者の負担

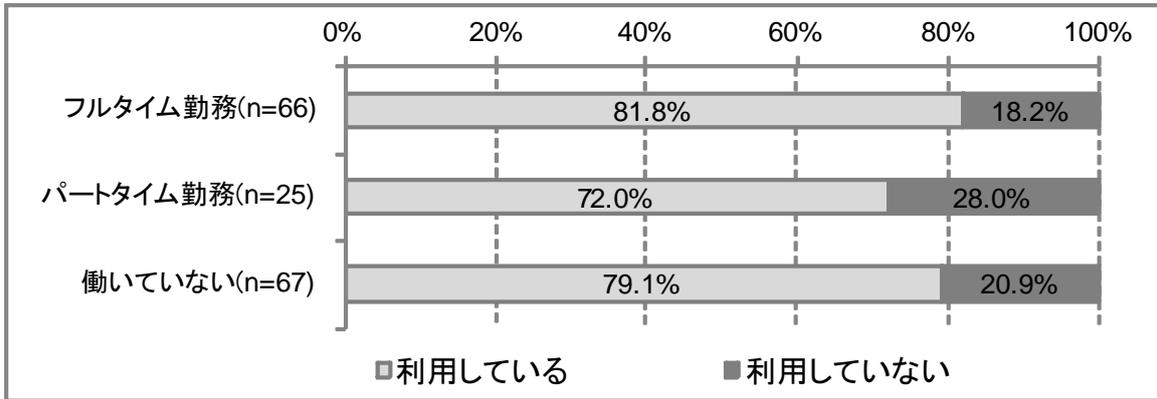
### ◇介護者が不安に感じる介護



要介護度別にみた介護者の不安については、「日中の排泄」、「夜間の排泄」がどの要介護でも多くなっています。最も不安との回答になっているのは、要介護3以上の「認知症への対応」(37.5%)です。認知症が、在宅で介護を継続する場合に大きな課題になっています。

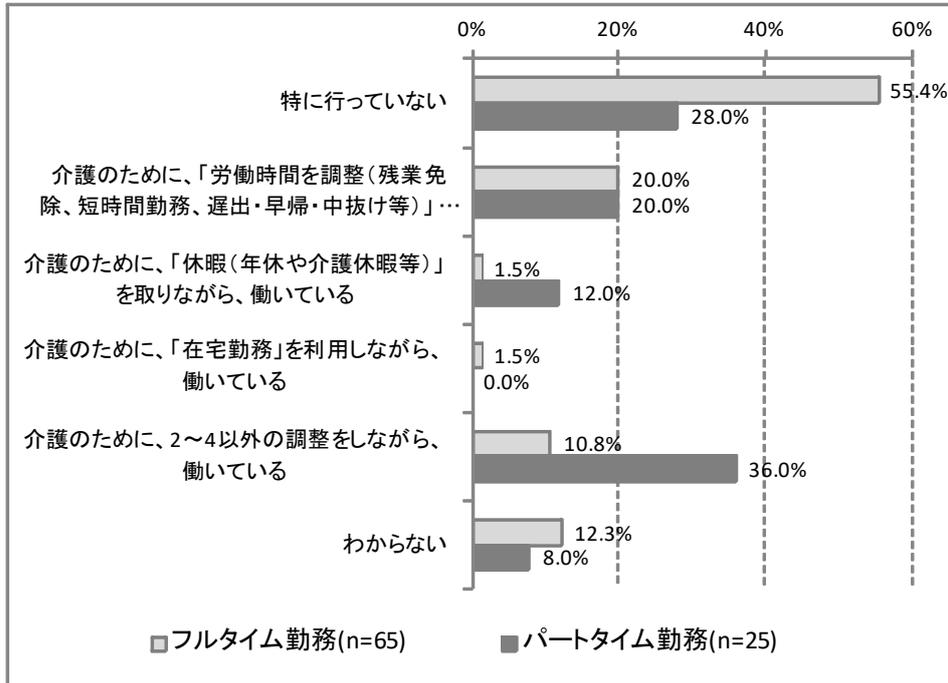
## 2. 介護保険サービスの利用について

### ◇介護保険サービス利用の有無（就労状況別）



介護者の就労別にみた介護保険サービス利用状況では、フルタイムで働いている場合の方が、パートタイムよりも介護保険サービスの利用が多くなっています。これは、介護保険サービスを利用することによって、フルタイムで働くことができるという見方ができます。

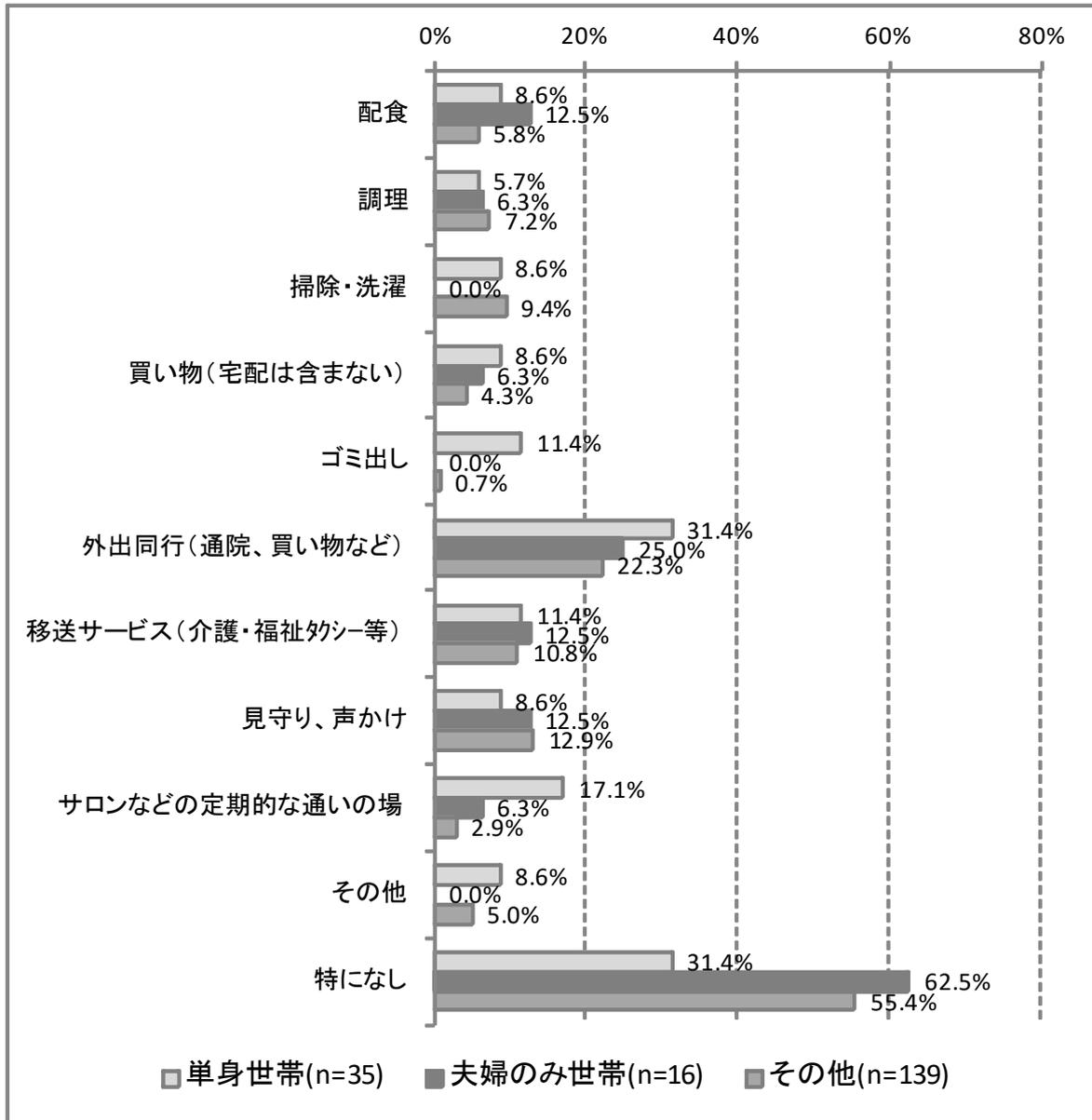
### ◇介護のための働き方の調整（就労状況別）



介護者の就労状況別にみた働き方の調整では、パートタイムの場合は、調整している項目が多く挙がっています。フルタイムの場合は、半分以上が「特に行っていない」との回答をしています。前問の結果と併せてみると、介護保険サービスを利用することで、勤務時間の調整をすることなく、フルタイムで働くことが可能になるという見方もできます。

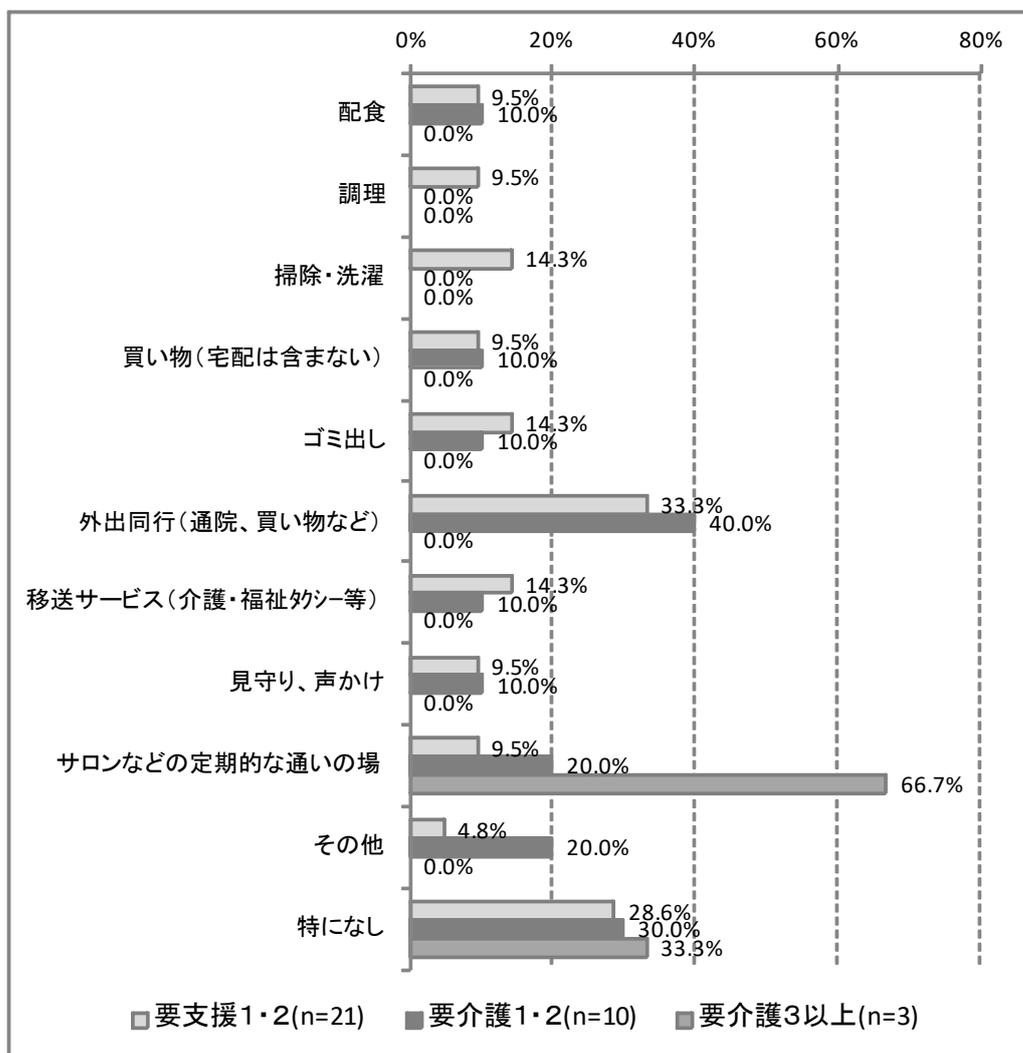
### 3. 在宅介護に必要な支援・サービス

#### ◇在宅介護の継続のために必要な支援・サービス（世帯類型別）



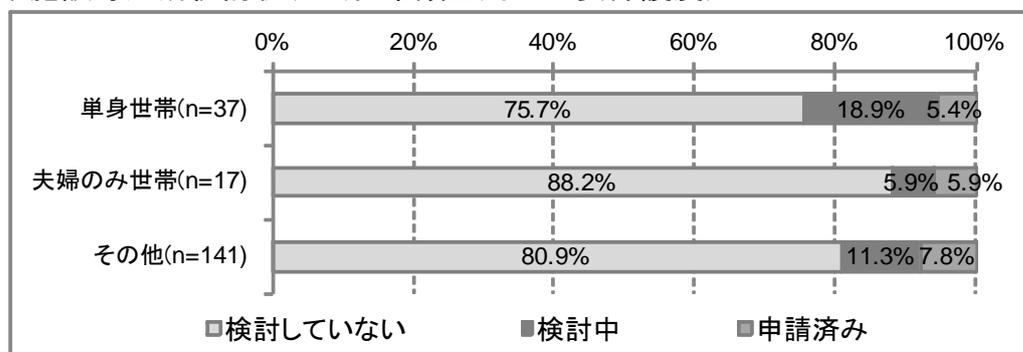
世帯類型別にみた、在宅介護の継続のために必要な支援・サービスでは、どの世帯でも「外出同行」が多く挙がっています。公共の交通機関が少ないという点と、家族介護の場合、介護者も高齢化しているために、運転等も難しくなってくることが要因として考えられます。

◇在宅介護の継続のために必要な支援・サービス（要介護度別・単身世帯）



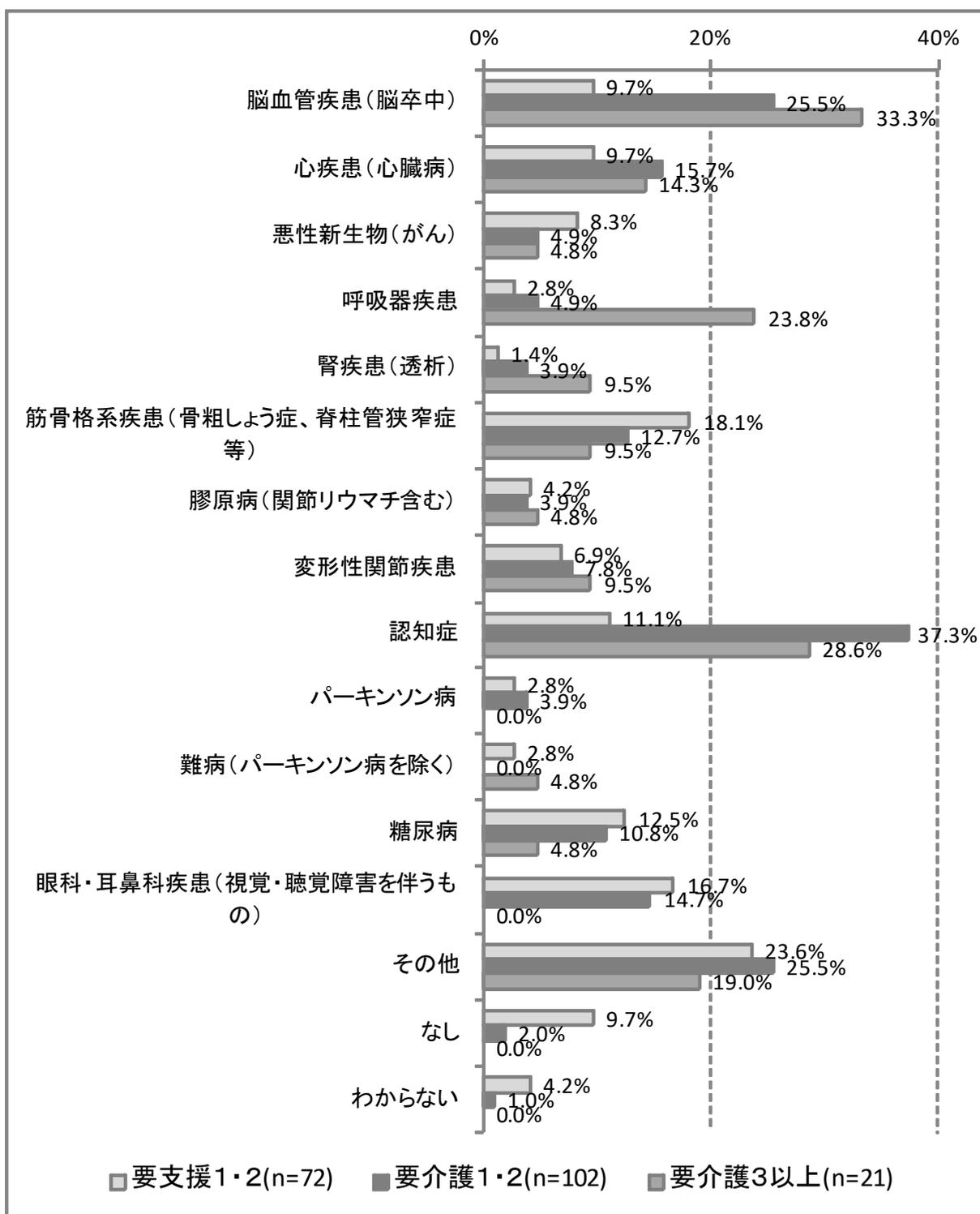
単身世帯の在宅介護の継続のために必要な支援・サービスでは、世帯類型別で最も多く意見のあった、「外出同行」よりも、「サロンなどの定期的な通いの場」が多く挙がっています。特に、要介護3以上の場合には、7割になっています。

◇施設等入所検討状況（世帯類型別・全要介護度）



世帯類型別に見た施設等入所の検討状況では、「検討中」との回答は、単身世帯の方が夫婦のみ世帯の約3倍となっています。ただし、単身世帯であっても「検討していない」（75.7%）と最も多く、在宅生活を希望される方が多いことがわかります。

◇抱えている疾病（要介護度別）



要介護度別にみた抱えている疾病では、「脳血管疾患（脳卒中）」が、要介護度が大きくなるに従って、その割合が増えています。また、「認知症」は、要介護度によらず、要介護1・2の場合に最も多く（37.3%）該当しています。

## 4 将来推計

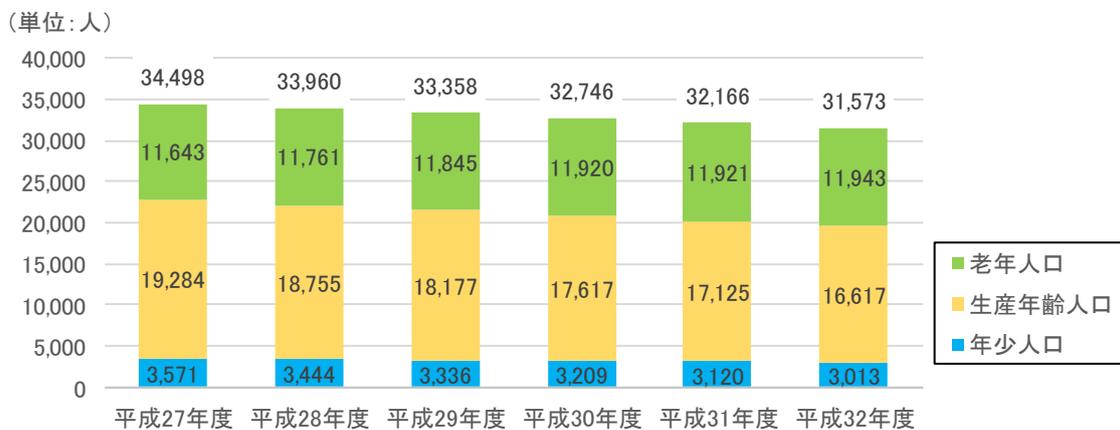
### (1) 人口推計

人口推計によると、人口は年々減少し、計画期間最終年度の平成32年度には31,573人にまで減少すると推測されます。

年齢三区分別に人口推計(A)をみると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向にあります。老年人口(65歳以上)は増加を続け平成32年度には11,943人にまで増加すると推測されます。

人口推計の割合(B)でも高齢者の増加は顕著で、平成30年度には老年人口割合は36%を超え、平成32年度には37.8%になると予測されます。

#### ■年齢三区分別 人口推計(A)



資料：住民基本台帳を基にコーホート変化率法<sup>※3</sup>による推計値

#### ■年齢三区分別 人口推計の割合(B)



資料：住民基本台帳を基にコーホート変化率法<sup>※3</sup>による推計値

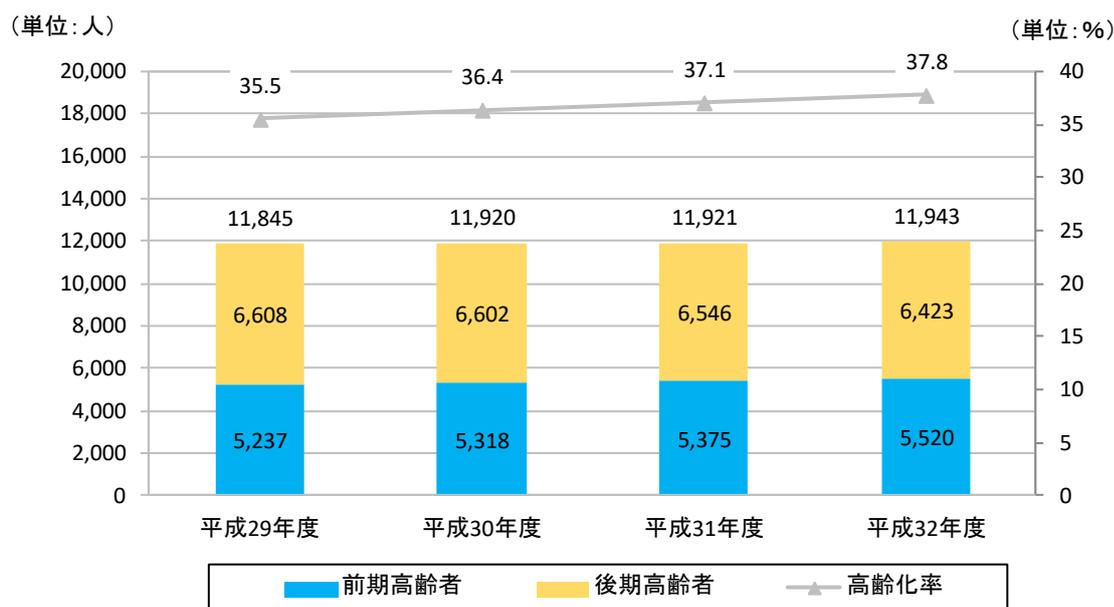
※3 コーホート変化率法：各コーホート（観察対象の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

## (2) 高齢者人口の推計

高齢者人口の推計（A）をみると、計画期間最終年度である平成32年度までは増加傾向で推移し、平成32年度の高齢者人口は11,943人と予測されます。

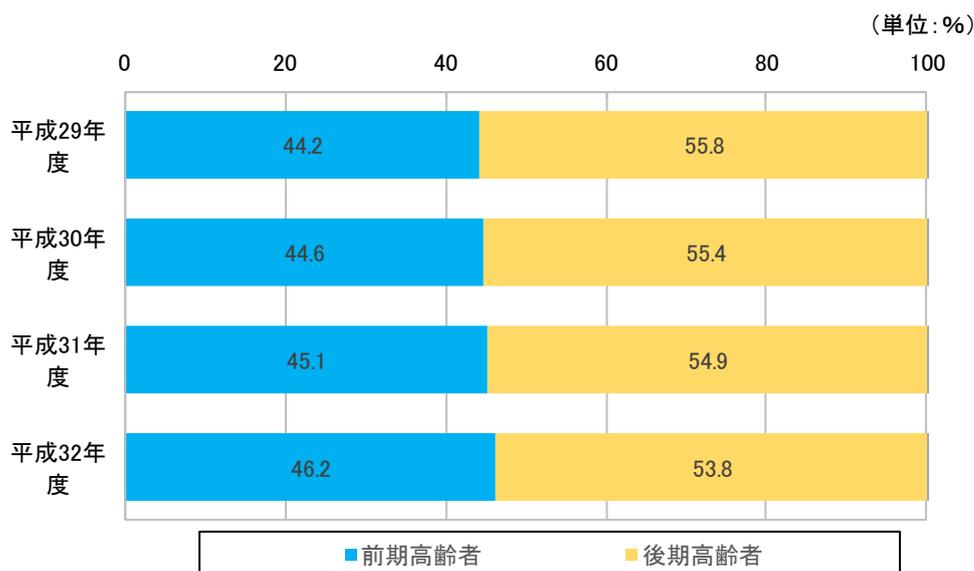
また、65歳以上の高齢者を前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）に分けてその比率（B）をみると、平成32年度までは、前年と比べて前期高齢者の割合が高くなってきています。これは、団塊の世代が前期高齢者に含まれていることが影響しています。

### ■ 高齢者人口の推計（A）



資料：住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計値

### ■ 前期高齢者・後期高齢者の比率（B）



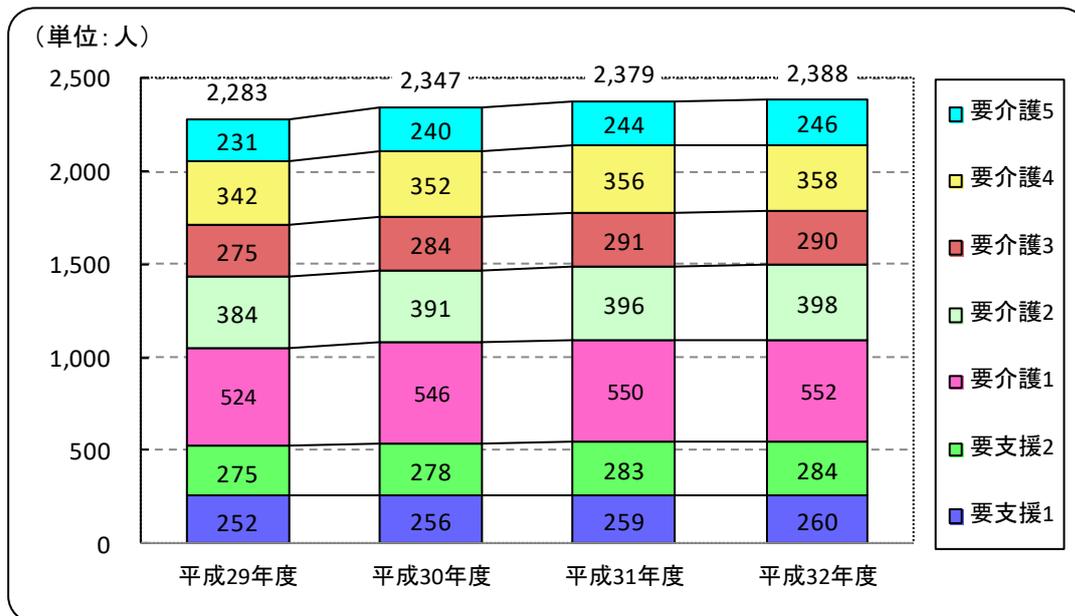
資料：住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計値

### (3) 要介護等認定者数の推計

平成29年度以降の要介護等認定者数（A）は、増加傾向で推移し、平成32年度の要介護等認定者数は2,388人と予測されます。

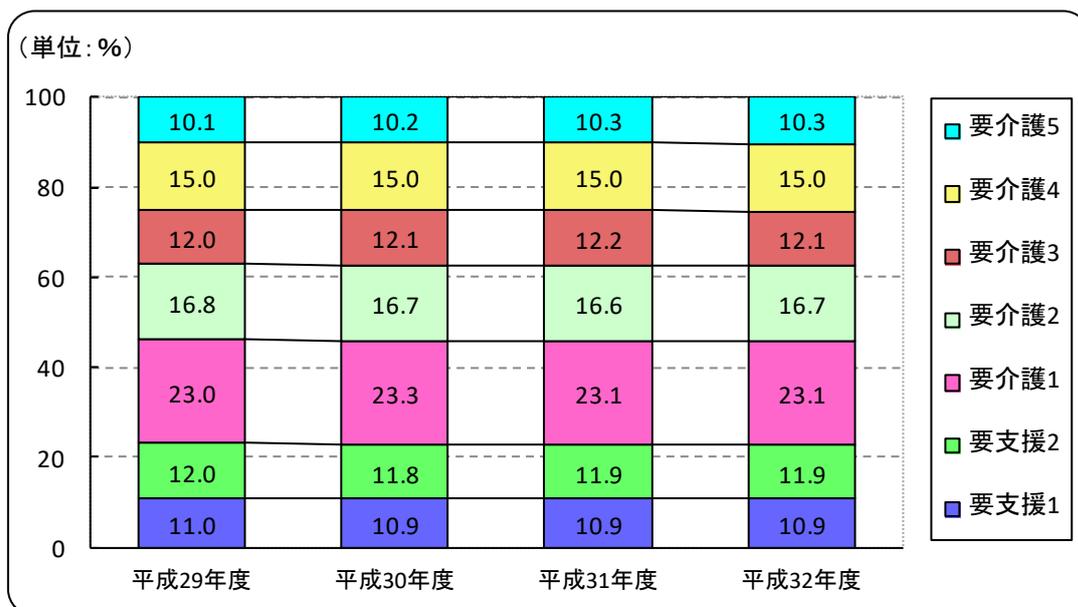
要介護認定者の推計の構成比（B）は、要介護1～5及び要支援1、2のいずれについても、増減が少なくほぼ横ばいで推移することが予測されます。

#### ■要介護等認定者数の推計（A）



資料:厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

#### ■要介護等認定者の推計〔構成比〕（B）

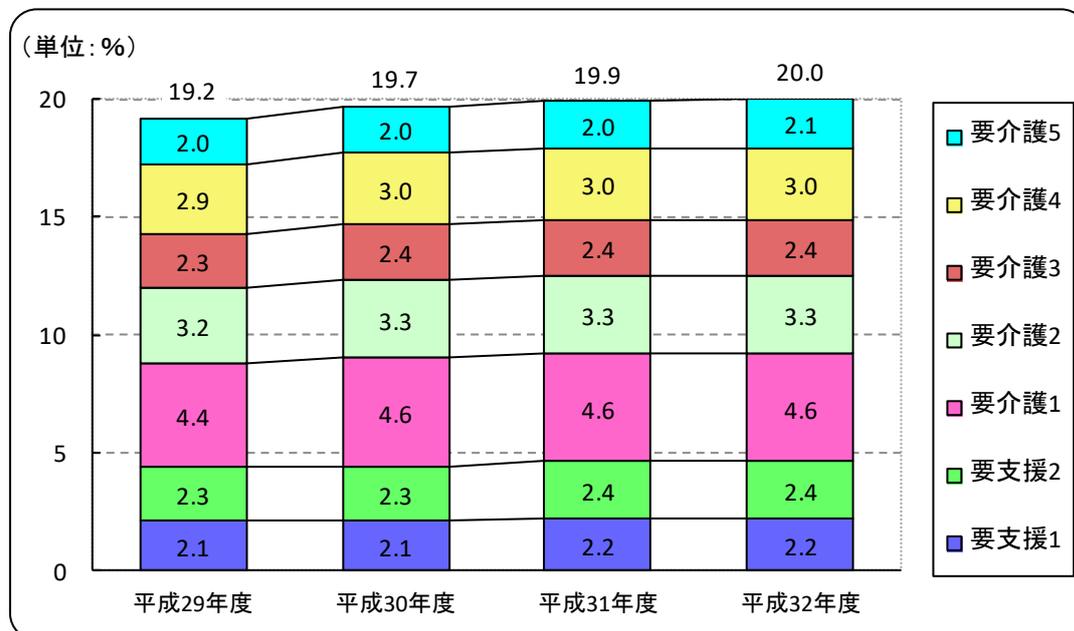


資料:厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

被保険者数に対する要介護等認定者の割合が、認定率となります。

認定率も被保険者である65歳以上の高齢者と要介護等認定者数が増加するため、平成30年度以降も増加傾向で推移すると予測されます。

■要介護等認定者の推計（認定率）



資料:厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

## 5 第6期計画の検証

ここでは、第6期計画期間、平成27年度から平成29年度における老人福祉計画、介護保険事業計画の進捗状況を振り返り、第7期計画策定への課題又は継続して取り組む事項として取りまとめます。

### (1) 小規模型通所介護の地域密着型通所介護への移行

平成28年度から定員19名未満の小規模型通所事業所が、県指定の通所介護から、市が指定する地域密着型通所介護事業所に移行しました。これにより、従来は、市が設定したサービス利用見込量とは関係なく、県が事業所の指定を行っていたものが、市が設定した日常生活圏域におけるサービス利用見込量等に基づき、市が事業所の指定を行えるようになりました。

### (2) 介護予防・日常生活支援総合事業への移行

平成29年4月より、地域支援事業の構成が大きく変わり、従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護及び介護予防事業が、新たに介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。

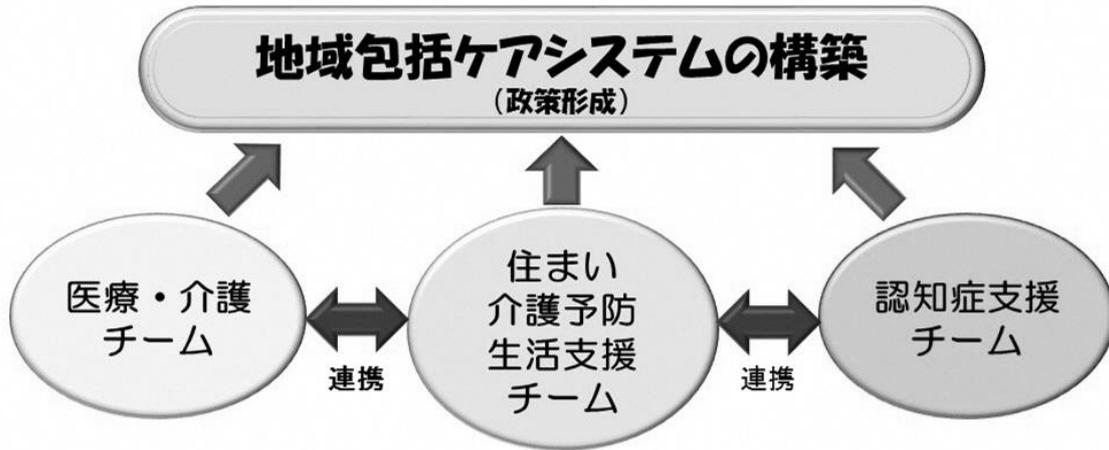
これより、要支援1、要支援2の方が利用していた、介護予防訪問介護、介護予防通所介護が、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス、通所型サービスとして提供されることになり、より要介護状態移行防止の視点と住民主体のサービスへの移行の方向性が位置付けられました。また、市内でも多くの事業所が訪問型サービス、通所型サービスへ移行しました。

### (3) 地域包括ケアシステム構築の実現に向けた取り組み

第6期計画の開始年度となる平成27年度より、地域包括ケアシステムの構築に向けて、つがる市地域包括ケアシステム準備会を発足させ、つがる市としての課題やあるべき地域の姿を検討し、その実現に向けて取り組んできました。

その後、つがる市の地域包括ケアシステム構築に向けた重点項目として、「医療・介護」「住まい・介護予防・生活支援」「認知症支援」を掲げ、それぞれの重点項目ごとに、つがる市社会福祉協議会、つがる市地域包括支援センター、つがる市福祉部介護課を中心にチームを編成し、課題の発掘や政策形成に向けた取り組みを推進しています。

## 重点項目チーム





# 第3章

---

計画の基本方針



## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本理念

本市では、人口減少と高齢化が進行する中で、住み慣れたつがる市で地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進し、高齢者一人ひとりを支える家族や地域住民すべてが明るく活力に満ち、健やかに、安心して暮らし続けることができるまちをめざします。

高齢者一人ひとりが住み慣れたつがる市で  
元気に過ごし、安心して老いられる地域

### 2 基本目標（大項目）

基本理念を実現するため、以下の5つの基本目標（大項目）を設定します。

#### （1） 生きがいくくり・介護予防の推進

高齢者が地域で生き生きと充実した生活を送ることができるよう、生きがいくくり、健康の維持確保、介護予防、質の高い在宅生活の支援を行います。そのため、福祉サービスにおける質の向上や、介護予防・自立支援などを積極的に推進します。

また、高齢者がいつまでも生き生きと活動的に生活できるよう、生きがい活動支援に積極的に取り組みます。

さらに、安心して地域生活ができる基盤整備として、高齢者にとって住みやすい居住空間の整備・確保にあたりるとともに、誰もが利用しやすい施設の整備を進めていきます。

これらの施設等の整備にあたっては、利用の促進につながるよう移動手段の整備や支援も含めて検討していきます。

## **(2) 介護保険事業の質の向上と効率化の推進**

介護保険制度施行後、サービス利用者は急速に増加しています。こうしたサービス利用量の拡大に伴い、「サービスの質」についても問われるようになっていきます。

また、介護保険サービスを自らの選択により、必要に応じた適切なサービスを十分に受けられるように、多様な事業者の参入を促進し、事業者の公正な競争によって、サービスの質の向上が図られるよう推進していきます。

今後も、在宅ケアを推進する観点から、高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送ることができるよう地域密着型サービスなど、誰もがサービスを利用できる体制を強化し基盤整備を推進します。

## **(3) 地域包括ケアシステムの深化・推進**

「高齢者が、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続け、人生最期のときまで自分らしく生きたい」と望む方が医療や介護など必要なサービスを受けながら、在宅で自立した生活を続けられるように、地域ぐるみで支える「地域包括ケアシステム」構築に向けて整備を進めていきます。

地域包括ケアシステム構築に向けて、行政、地域包括支援センターを中心に在宅介護サービスの提供体制を確保するとともに、保健や福祉サービスによる予防や生活支援の充実を図ります。

また、地域の社会資源を有効に活かし、関連する法人（NPO）や団体、民間の事業者、ボランティアや地域住民も地域包括ケアシステムの担い手として人材育成に取り組みます。

## ◆つがる市が目指す地域包括ケアシステムのイメージ図◆

### つがる市地域包括ケアシステム

イメージ図：  
つがる市地域包括ケアシステム準備会作成

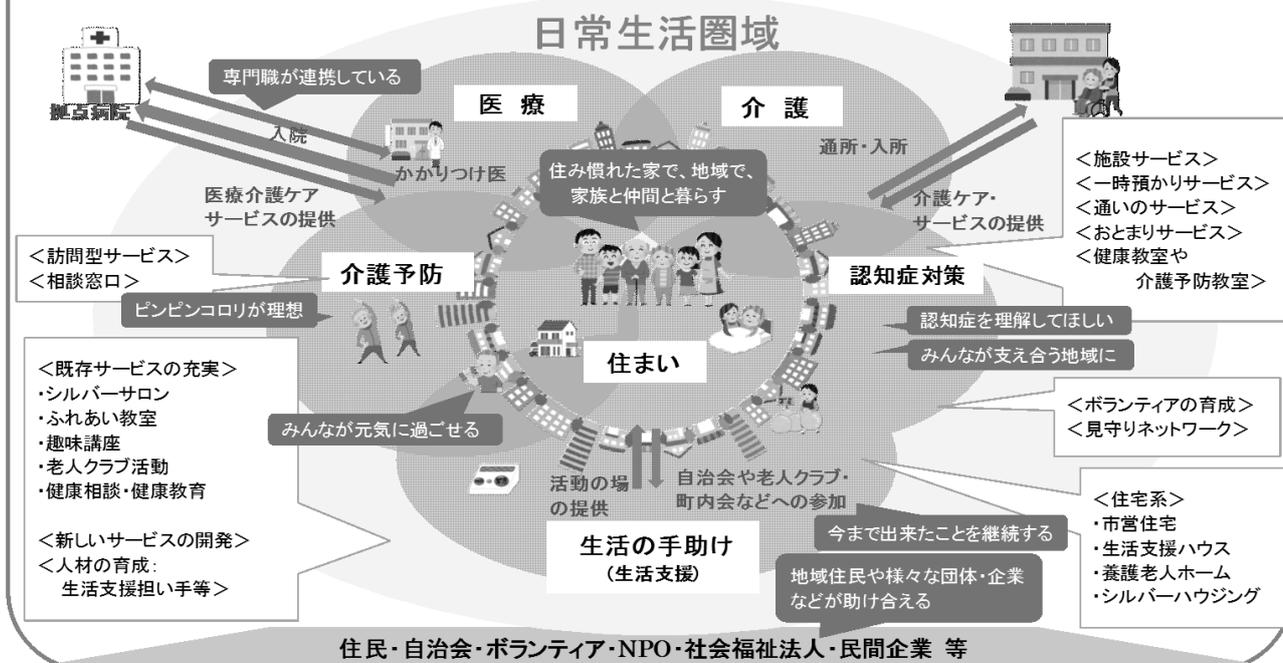
～高齢者一人ひとりが、住み慣れたつがる市で元気に過ごし、安心して老いられる地域を目指して～

【基本理念】市民 ～ 高齢者一人ひとりが、明るく、元気で、その人らしいいきいきと暮らします  
関係者 ～ 元気な高齢者づくりと安心して老いられる地域づくりを目指します

【基本目標】高齢者の社会参加を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う体制づくり

【基本方針】高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、

生活支援・介護予防・住まい・医療・介護・認知症支援を充実する



#### (4) 認知症施策の総合的な推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「早期・事前的な対応」を基本に、認知症対策を推進します。子どもから高齢者まで認知症の症状や早期対応方法について正しく理解するための普及・啓発を進めるとともに、医療機関や介護サービス事業者等関係機関との緊密な連携を図り、認知症の人とその家族の視点を重視し、認知症の人を含めたすべての高齢者にやさしい地域づくりを推進します。

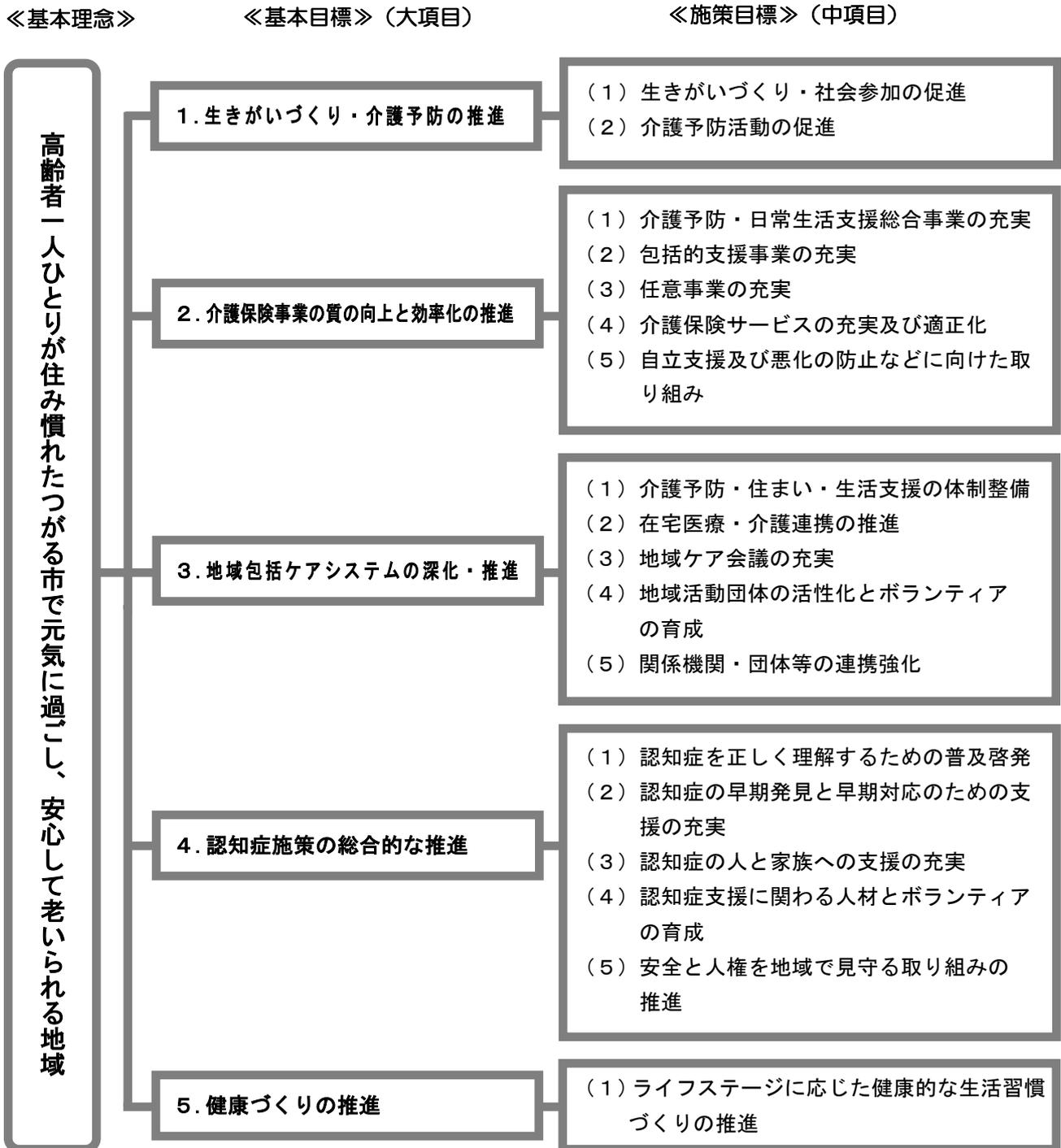
#### (5) 健康づくりの推進

高齢者が自身の健康状態に関心をもち、その保持増進に努められるよう、庁内保健関連部門、その他医療機関や介護事業所などと連携し、市全体で健康づくりの普及・啓発を進めます。

また、健康診査やがん検診などの受診や予防接種を積極的に勧奨し、ライフステージに応じた健康的な生活習慣づくりに向けて、自らの健康状態を正しく知り、健康管理に努め、自らの健康づくりを実践する取り組みを促進していきます。

### 3 施策体系

5つの基本目標（大項目）を目指し、以下の体系で施策を推進します。



## 4 施策目標（中項目～小項目）

基本理念となる「高齢者一人ひとりが住み慣れたつがる市で元気に過ごし、安心して老いられる地域」を目指すにあたり、基本目標となる大項目5項目を定めました。また、この5項目を構成する施策目標を中項目として設定しています。さらに、これら施策目標の達成に向けて取り組む施策・事業が小項目として位置づけられます。

### 1. 生きがいきづくり・介護予防の推進

#### （1）生きがいきづくり・社会参加の促進

- ①老人クラブ活動の活性化
- ②高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- ③シルバーサロン
- ④ボランティア活動の推進
- ⑤雇用・就労対策
  - ・シルバー人材センターの活性化

#### （2）介護予防活動の促進

- ①趣味講座
- ②ふれあい教室

### 2. 介護保険事業の質の向上と効率化の推進

#### （1）介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- ①一般介護予防事業
  - ・介護予防把握事業
  - ・介護予防普及啓発事業
  - ・地域リハビリテーション活動支援事業
  - ・地域介護予防活動支援事業
  - ・一般介護予防事業評価事業
- ②介護予防・生活支援サービス事業
  - ・介護予防ケアマネジメント
  - ・訪問型サービス（第1号訪問事業）
  - ・通所型サービス（第1号通所事業）
  - ・その他の生活支援サービス（配食サービス）

## (2) 包括的支援事業の充実

- ①地域包括支援センターの機能強化と充実
  - ・総合相談支援業務
  - ・権利擁護業務
  - ・包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ②在宅医療・介護連携推進事業
  - 《3 地域包括ケアシステムの深化・推進にて実施》
- ③生活支援体制整備事業
  - 《3 地域包括ケアシステムの深化・推進にて実施》
- ④認知症総合支援事業事業
  - 《4 認知症施策の総合的な推進にて実施》

## (3) 任意事業の充実

- ①介護家族支援事業
  - ・家族教室
  - ・家族介護継続支援事業(家族介護者交流事業)
- ②地域自立生活支援事業
  - ・高齢者の安全な住まいの確保に資する事業
  - ・介護サービスの質の向上に資する事業
  - ・地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業
  - ・家庭内の事故への対応の体制整備に資する事業
- ③成年後見制度利用支援事業
- ④福祉用具・住宅改修支援事業

## (4) 介護保険サービスの充実及び適正化

- ①地域密着型サービスの整備
  - ・認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
  - ・認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
  - ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
  - ・地域密着型通所介護
- ②居宅サービスの充実
  - ・訪問介護
  - ・訪問入浴・介護予防訪問入浴
  - ・訪問看護・介護予防訪問看護
  - ・訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
  - ・居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
  - ・通所介護
  - ・通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

- ・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
- ・福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売
- ・住宅改修・介護予防住宅改修
- ・居宅介護支援・介護予防支援
- ・特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

### ③施設サービス

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設（介護医療院）

### ④介護給付の適正化等

- ・介護給付適正化事業
- ・地域密着型サービス事業所への監査及び実地指導
- ・制度の周知

## （５）自立支援及び悪化の防止などに向けた取り組み

- ①地域ケア会議の実施
- ②通所型介護予防事業の充実

## 3. 地域包括ケアシステムの深化・推進

### （１）介護予防・住まい・生活支援の体制整備

- ①生活支援体制整備事業の推進
- ②冬期間の除雪に対するサービス
- ③外出支援サービス
- ④緊急通報体制など整備事業
  - ・福祉安心電話
- ⑤高齢者短期入所事業
  - ・ショートステイ
- ⑥生活環境の整備
  - ・寝具乾燥消毒サービス事業

### （２）在宅医療・介護連携の推進

- ①地域の医療・介護の資源の把握
  - ・在宅医療と介護マップの活用
- ②在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討
- ③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

- ・チーム体制等の検討
- ④医療・介護関係者の情報共有支援
  - ・連絡帳・情報共有シートの活用
- ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援
  - ・在宅医療・介護連携相談窓口の強化
- ⑥医療・介護関係者の研修
  - ・多職種研修会の開催
- ⑦地域住民への普及啓発
  - ・ホームページ・広報・講演会等
- ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携
  - ・医療・介護連携調整実証事業（入退院調整ルールの作成活用等）

### **（３）地域ケア会議の充実**

### **（４）地域活動団体の活性化とボランティアの育成**

### **（５）関係機関・団体等の連携強化**

## **４．認知症施策の総合的な推進**

### **（１）認知症を正しく理解するための普及啓発**

- ①認知症の理解を深めるキャンペーン
- ②認知症サポーター養成講座の開催

### **（２）認知症の早期発見と早期対応のための支援の充実**

- ①体制整備の充実
  - ・地域支援推進員の追加配置
  - ・嘱託医配置
  - ・認知症になっても安心して老いられるまちづくり推進事業の開催
- ②相談支援体制の充実
  - ・地域支援推進員の配置（地域包括支援センター）
  - ・認知症初期集中支援チーム配置
- ③認知症ケアの向上
  - ・多職種研修会の開催
- ④認知症ケアパスの作成と普及啓発

### **（３）認知症の人と家族への支援の充実**

- ①家族のつどい活動支援

②認知症カフェの開催

#### **(4) 認知症支援に関わる人材とボランティアの育成**

- ①認知症サポーターステップアップ研修の開催
- ②キャラバン・メイト連絡会、研修会の開催
- ③キャラバン・メイト自主活動支援

#### **(5) 安全と人権を地域で見守る取り組みの推進**

- ①市民後見人の育成と支援組織の体制整備
- ②徘徊高齢者見守りネットワーク体制の構築

### **5. 健康づくりの推進**

#### **(1) ライフステージに応じた健康的な生活習慣づくりの推進**

- ①健康推進課との連携
  - ・健康寿命延伸に向けた取り組み
    - 生活習慣病の発症予防と重症化予防
    - がん検診受診率と精検受診率の向上
  - ・心の健康に関する取り組み
  - ・精神障害者及び家族に対する取り組み
  - ・子どもたちからの健康づくり意識の普及啓発



# 第4章

---

高齡者福祉事業



## 第4章 高齢者福祉事業

### 1 高齢者の生活支援事業

要援護高齢者や一人暮らしの高齢者等が、住み慣れた地域社会の中で、安全で安心な生活が送れるよう支援します。

#### (1) 寝具乾燥消毒サービス事業

おおむね 65 歳以上の寝たきり状態の方、重度身体障害者及びこれらに準ずる高齢者で寝具の衛生管理が必要な方に対し、高齢者宅に出向き、寝具の衛生管理のため乾燥消毒及び水洗い等のサービスを行う事業です。

##### 《現状》

一定の利用者数はありますが、少ない状況です。

##### 《今後の方向》

対象者の衛生的な生活環境の向上のためにも必要なサービスであり、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、潜在している対象者が利用につながるよう普及に努め、利用者の増加を図ります。

#### ■事業の実績（第6期）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数／月	1人	1人	1人
利用回数／月	1回	1回	1回

※平成 29 年度は見込み

#### ■事業の利用者負担及び委託料

区 分	利用者負担額	委託料（市負担額）
乾燥	300円	1,400円
乾燥・消毒	300円	2,900円
水洗い	1,000円	3,800円

※平成 29 年度単価

■事業の見込み（第7期）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数／月	4人	5人	8人
利用回数／月	4回	5回	8回

（2）軽度生活支援事業（自立支援ヘルプサービス）

要介護(支援)認定を受けていない方で、65歳以上の単独世帯、高齢者のみの世帯及びこれらに準ずる世帯で日常生活上の援助が必要な方に対し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅で自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する事業です。

《現状》

利用者数及び利用回数とも横ばいで推移しています。

《今後の方向》

利用者にとっては在宅での自立した生活への手助けになるサービスです。今後は、軽微な除雪等が対象となり、家事援助は、総合事業の訪問型サービスへの移行を図ります。

■事業の実績（第6期）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数／月	28人	30人	30人
利用回数／月	166回	146回	147回

※平成29年度は見込み

■利用者負担及び委託料

区 分	利用者負担額	委託料（市負担額）
家事援助	200円/時間	800円/時間
軽微な除雪等	500円/時間	500円/時間

※平成29年度単価

■事業の見込み（第7期）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数／月	10人	10人	10人
利用回数／月	30回	30回	30回

### (3) 外出支援サービス事業

おおむね 65 歳以上の高齢者で、一般の交通機関を利用することが困難な方又は下肢が不自由な方に対し、移送用車両(リフト付車両及びストレッチャー装着ワゴン車等)により、利用者の居宅と医療機関の間を送迎する事業です。

#### 《現状》

利用者数は、年度で少しばらつきがありますが、平成 29 年度では 4 人／月になっています。

#### 《今後の方向》

通常の交通機関の利用が困難な高齢者等が、医療機関への入退院や通院のために、設備が整った移送用車両を利用することにより、高齢者をはじめ誰もが健全な医療を受けることができ、健康の維持向上が図られることから引き続き事業を推進していきます。

#### ■事業の実績（第 6 期）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数／月	4人	3人	4人
利用回数／月	5回	3回	5回

※平成 29 年度は見込み

#### ■利用者負担及び委託料

利用者負担額	委託料（市負担額）
無 料	2,500円/回

※平成 29 年度単価

#### ■事業の見込み（第 7 期）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数／月	6人	6人	6人
利用回数／月	7回	7回	7回

## 2 生きがい活動支援通所事業（自立支援デイサービス）

要介護(支援)認定を受けていない方で、自立しているが家に閉じこもりがちな65歳以上の高齢者に対し、通所により日常生活動作訓練、趣味活動等の各種サービスを提供し、心身機能の維持を図り、介護している家族の負担の軽減を図っている事業です。

### 《現状》

利用者数は、年度ごとにやや減少していますが、交流の場として高齢者の閉じこもり防止となっています。

### 《今後の方向》

高齢者ができる限り要介護状態にならずに、健康で生き生きとした生活を送り、また家に閉じこもりがちにならないよう、多くの高齢者が利用できるように事業を推進してきましたが、第7期では総合事業の通所型サービスへの移行を図ります。

### ■事業の実績（第6期）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数／月	106人	95人	85人
利用回数／月	304回	277回	269回

※平成29年度は見込み

### ■事業の利用者負担及び委託料

利用者負担額	委託料（市負担額）
1,000円/回	1,000円/回

※平成29年度単価

### ■事業の見込み（第7期）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数／月	85人	総合事業通所型サービスへ移行	
利用回数／月	269回		

### 3 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

#### (1) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

地域の各団体の参加と協力のもとに、家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者等に、既存の施設等を活用して各種サービスを提供します。スポーツ・娯楽活動・世代間の交流活動、陶芸等の創作活動や教養・生きがい講座等のほかに、健康相談・栄養相談を行い、社会的孤立感の解消及び自立生活の支援を図り、社会参加を促進します。

#### 《現状》

地域性があり、開催回数なども異なりますが、関係機関の協力のもと、多くの高齢者が参加しており、生きがいづくりや介護予防事業の場としての役割を果たしています。利用者は年度により増減しています。

#### 《今後の方向》

温泉施設や地元にある集会所等を利用することで近所の方々と交流を深めて、閉じこもりを防いでいきます。また、レクリエーションや研修などを実施し、認知症の予防を図り、自立した生活を少しでも長く送れるよう事業を推進していきます。さらには、高齢者が選択して利用できるように、各団体と連携を強化し社会資源を効果的に活用して、開催回数等を調整し、より多くの高齢者が参加できるよう事業を推進していきます。

#### ■事業の実績（第6期）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
木造地区	開催回数	24回	24回	24回
	延べ参加者数	1,560人	1,245人	1,200人
森田地区	開催回数	95回	95回	100回
	延べ参加者数	3,400人	3,208人	3,300人
柏地区	開催回数	138回	141回	142回
	延べ参加者数	8,534人	8,734人	8,750人
稲垣地区	開催回数	152回	146回	154回
	延べ参加者数	32,633人	29,359人	30,800人
車力地区	開催回数	35回	36回	35回
	延べ参加者数	3,678人	4,316人	4,100人
合 計	開催回数	444回	442回	455回
	延べ参加者数	49,805人	46,862人	48,150人

※平成29年度は見込み

## ◎地区ごとの実施状況

地 区	事業名及び概要
木造地区	・ミニ湯治 無料。各地域(7地域)ごとに月1回送迎し温泉施設を利用して行っています。また、社協職員による健康教育・健康相談等を行っています。
森田地区	・ふれあいサロン運営事業 無料。週2回送迎し、温泉施設を利用して行っています。
柏地区	・柏老人福祉センター入浴事業 無料。週3回送迎し、温泉施設を利用して行っています。
稲垣地区	・入浴送迎支援事業及び無料入浴事業 無料。週3回送迎し、温泉施設を利用して行っています。
車力地区	・生きがいと健康づくり推進事業 無料。温泉施設の休館日を利用して送迎し行っています。

## ■趣味講座の実績(第6期)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
陶 芸	開催回数	21回	23回	23回
	延べ参加人数	154人	140人	140人
生け花	開催回数	12回	11回	12回
	延べ参加人数	53人	68人	70人
書 道	開催回数	24回	24回	24回
	延べ参加人数	193人	154人	150人
着物の着付	開催回数	21回	22回	21回
	延べ参加人数	122人	104人	100人

※平成29年度は見込み

※木造老人福祉センターにおいて実施

## (2) 老人クラブ

老人クラブは生きがいと健康づくり、生活を豊かにする活動を行うとともに、その知識と経験を活かして地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり・保健福祉の向上を目的に組織されています。

### 《現状》

当市における老人クラブの活動は、会員の高齢化や若手高齢者の登録の低下などから会員数や組織率は減少しています。介護予防や地域への社会貢献など広い視野に立った活動をしている老人クラブもありますが、全体的に活動が低下しています。

### 《今後の方向》

老人クラブの目的である自らの生きがいづくりとともに健康長寿社会を目指した地域社会活動が積極的に行われるよう、組織及び活動を活性化させ、自

由で親しみやすく、より開かれた組織・クラブづくりを進めていく必要があります。そのため、市と社会福祉協議会、老人クラブ連合会が連携して、老人クラブが行う各種活動への助成やリーダー研修、育成事業等への支援を積極的に行い、組織基盤の強化、育成を図っていきます。

#### ■老人クラブ数及び会員数（第6期）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
老人クラブ数	101クラブ	100クラブ	99クラブ
会 員 数	3,433人	3,309人	3,266人

※平成29年度は見込み

#### ◎老人クラブの活動状況

区 分	事業名及び概要
社会参加活動 (奉仕活動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○清掃奉仕：公園、墓等の清掃(草刈り)</li> <li>○地域美化運動：花壇の管理、植樹(花)、湿原の管理</li> <li>○廃品回収：空き缶回収</li> <li>○友愛奉仕活動：寝たきり高齢者等の慰問、一人暮らし高齢者への一声運動</li> <li>○地域の催物に対する協力：バザー等</li> </ul>
教養講座の 開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康教育講座：健康管理、健康食講座、認知症予防教室等</li> <li>○社会問題等教養講座</li> <li>○郷土文化の伝承：門松・しめ縄づくり、神楽、民謡等</li> <li>○生きがい講座：書道、子供達との交流(田植え・稲刈り)</li> <li>交通安全教育</li> </ul>
健康づくり・ スポーツ活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○寝たきりゼロ運動の展開</li> <li>○高齢者体操、グラウンドゴルフ、ゲートボール等</li> </ul>

## 4 緊急通報体制等整備事業（福祉安心電話）

おおむね 65 歳以上の一人暮らし高齢者及び寝たきり老人又は身体が虚弱なため、日常生活を営むのに支障がある老夫婦世帯及び一人暮らしの重度身体障害者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、福祉安心電話協力員の協力のもと急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、福祉の増進に資することを目的とします。

### 《現状》

急病や火災発生時に緊急通報システムにより難を逃れた事例もあり、緊急通報装置を適正に設置することで、安否確認などに効果的活用が図られています。

### 《今後の方向》

緊急時の対応に不安を持っている一人暮らし高齢者が安心して自立した生活が送れるように、設置台数の確保に努め事業を継続し推進していきます。

また、福祉安心電話協力員などとの連携を強化し、見守り活動にも努めていきます。

### ■事業の実績（第6期）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置台数	241台	236台	245台
通報件数	63件	102件	38件
協力員数	690人	690人	534人
機種変更		70台	28台

※平成29年度は見込み

### ■事業の利用者負担及び委託料

利用者負担額	委託料（市負担額）
無 料	3,120,000円

### ■事業の見込み（第7期）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
設置台数	250台	250台	250台
協力員数	600人	600人	600人

## 5 高齢者短期入所事業(ショートステイ)

65歳以上の高齢者で、本人の病気やけが又は家族の事情により、一時的に在宅生活が不可能となった場合に、施設(特養等)に短期入所して、日常生活や機能訓練を受けることができるサービスです。

### 《現状》

利用人数はやや増加傾向にありますが、緊急時など一時的に在宅生活が困難になった場合に効果的に活用されています。

### 《今後の方向》

緊急時など一時的に在宅生活が困難になった場合のために必要な事業であることから、今後も継続していきます。

#### ■事業の実績(第6期)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用日数	41日	37日	40日
利用者数	7人	6人	6人

※平成29年度は見込み

#### ■事業の利用者負担及び委託料

利用者負担額	委託料(市負担額)
2,000円/日	5,000円/日

※平成29年度単価

#### ■事業の見込み(第7期)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用日数	40日	40日	40日
利用者数	6人	6人	6人

## 6 ボランティア活動

高齢社会における活力のある地域社会づくりのためには、行政による支援だけでなく、地域住民の支え合いが不可欠であり、ボランティア活動への積極的な参加が重要です。

当市のボランティア活動は、主につがる市社会福祉協議会がまとめ役及びボランティア連絡協議会事務局として活動促進を図っています。

### 《現状》

- ・平成 29 年度ボランティア連絡協議会加盟団体：20 団体・個人 37 人
- ・上記に加盟していないが介護予防事業に協力したボランティア団体：3 団体
- ・介護予防事業に協力した生きがいサークル：1 団体

### 《今後の方向》

少子・高齢化や核家族化により発生するさまざまな問題の解決や、介護予防・介護支援、徘徊高齢者などを見守る活動など、社会福祉協議会、老人クラブなど既存団体の活動はもとより、ボランティアの果たす役割が今後ますます大きくなっていきます。

また、多様化する福祉ニーズに対応していくためには、行政がボランティア団体等の発掘や育成を支援し、これらの団体との連携を強化していきます。

## 7 雇用・就労対策等

### (1) 高齢者の就業に関する情報

健康・体力・価値観の違いなど高齢者の多様なニーズに対応するため、シルバー人材センターの活動等就業機会に関する情報提供を行っています。

### (2) 高齢者の就業機会の提供

シルバー人材センターでは、需要内容の変化や会員の加齢等により、要望に応じ切れない課題があり、農業就業者の会員確保など新たな取り組みを検討しています。

経験や技術を生かした社会貢献や社会参加、生きがいづくりの機会を希望する 60 歳以上の人に、臨時・短期的な就業の場を提供しているシルバー人材センターに対して運営補助を行い、シルバー人材センターの円滑な運営を支援していきます。

## 8 生活環境の整備

高齢者が家庭や住み慣れた地域で、安心、安全、自立した生活を送るためには、それぞれの生活課題に即した施設及び住環境の整備が必要です。

### 《現状》

第6期中に住宅型有料老人ホームが2カ所、サービス付高齢者向け住宅1カ所新設されています。

### 《今後の方向》

高齢者が家庭や住み慣れた地域で安心、安全、自立した生活を送るためには、それぞれの生活課題に即した施設及び住環境の整備が必要です。

福祉施策と住宅施策の連携を緊密にし、介護を必要とする高齢者にも対応できる施設や住環境の整備を推進します。

## つがる市内の高齢者用住宅・施設等設置状況

区分	施設名	入居条件	部屋状況	定員	
養護老人ホーム	つがる市立養護老人ホーム「ぎんなん荘」	65歳以上の方で、環境上及び経済的理由から自宅で生活することが困難な方で、市が養護の状況、生活の状況を調査したうえで入所判定会議により入所の要否を決定する。	2人部屋	50人	
生活支援ハウス	つがる市森田保健福祉センター（高齢者生活福祉センター）	市内に居住する高齢者の一人暮らし又は夫婦のみの世帯で独立して生活するのに不安のある方に一定期間生活する場所を提供する。	個室・2人部屋	10室 14人	
市営住宅	ことぶき団地	市内に居住する60歳以上の高齢者で、一人暮らし又は高齢者世帯、かつ低所得者の方。その他の入居要件はつがる市市営住宅条例に準ずる。	個室	9室	
介護保険3施設	介護療養型医療施設	医療法人誠仁会 尾野病院	個室・多床室	222人	
	老人保健施設	老人保健施設 えんじゅの里	個室・多床室	100人	
	特別養護老人ホーム（5施設）	特別養護老人ホーム柏風園	常時介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象となる（原則、要介護3以上）。	個室・多床室	75人
		特別養護老人ホーム明光園		個室・多床室	75人
		特別養護老人ホーム桑寿園		個室・多床室	70人
		特別養護老人ホーム安住の里	常時介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象となる（原則、要介護3以上の市内の高齢者のみ）。	個室	29人
特別養護老人ホームゆうあいの里	個室	29人			

区分	施設名	入居条件	部屋状況	定員
認知症対応型共同生活介護	グループホーム わかたけ	市内に居住する認知症高齢者が日常生活の世話や機能訓練を受けることができる(要支援2以上で認知症の診断がある方)。	個室	9人
	グループホーム きづくり		個室	27人
	グループホーム 白寿		個室	9人
	グループホーム 日和		個室	9人
	グループホーム 我が家		個室	27人
	グループホーム ぬくもりの家		個室	18人
	グループホーム 桑寿園		個室	27人
	グループホーム 安住の里		個室	9人
	グループホーム 佐々木		個室	9人
	グループホーム ゆうあいの里		個室	9人
	グループホーム いながき		個室	9人
	グループホーム 清里		個室	9人
有料老人ホーム (7施設) 住宅型	グリーンハウス 和み	生活支援などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。	個室	18人
	グループハウス きずな		個室	18人
	住宅型有料老人ホームくれもと		個室	20人
	グループハウス のぞみ		個室	20人
	住宅型有料老人ホームゆたかな郷		個室	29人
	ラシュールメゾンいながき		個室	34人
	武田支援ハウス		個室	7人
サービス付き高齢者向け住宅	ニュータウン柏	バリアフリーの住宅に高齢者をケアする専門家が常駐し、安否確認や生活相談などを行う住宅	個室	20人

平成30年3月1日現在(平成30年4月開設予定含む)

# 第5章

---

介護保険事業



## 第5章 介護保険事業

### 1 日常生活圏域

つがる市は青森県の西北部、津軽平野の中央部から西に位置し、旧木造町、旧森田村、旧柏村、旧稲垣村、旧車力村が平成17年2月11日に合併して誕生しました。

東は岩木川を境に北津軽郡中泊町、五所川原市に接し、西は日本海に面し、その海岸線は「七里長浜」と呼ばれて、その長浜は、北は中泊町小泊・五所川原市市浦、南は西津軽郡鱒ヶ沢町まで続き、海岸沿いは「屏風山」と呼ばれる丘陵地帯が続いています。南方には津軽の秀峰「岩木山」と世界遺産「白神山地」を望み、中心部は、岩木川により育まれた広大な津軽平野が拓け、津軽藩の新田開発以来の一大穀倉地帯が形成されています。

気候は、日本海の影響を受ける典型的な日本海型気候で、夏季は比較的冷涼で、冬季は強い冬型の気圧配置が続くため降雪が多く、また日本海特有の強い西風の影響による地吹雪のため交通が途絶することがあるなど、住民生活に影響を及ぼしています。

日常生活圏域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、現在整備されている介護給付等対象サービスを提供する事業所等の状況を勘案し、その圏域ごとに基盤整備をしていくことが必要とされています。

本市においては、第6期と同様に旧町村を1つの圏域として設定し、「木造地区」「森田地区」「柏地区」「稲垣地区」「車力地区」の5圏域とします。

#### ■つがる市の概況

区 分	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢者数（人）	高齢化率（％）	
つがる市	33,358	13,602	11,845	35.5	
日常生活圏域	木造地区	15,318	6,337	5,778	37.7
	森田地区	4,307	1,837	1,438	33.4
	柏地区	5,218	2,066	1,449	27.8
	稲垣地区	3,944	1,480	1,531	38.8
	車力地区	4,571	1,882	1,649	36.1

※平成29年10月1日現在

## 2 地域包括支援センター

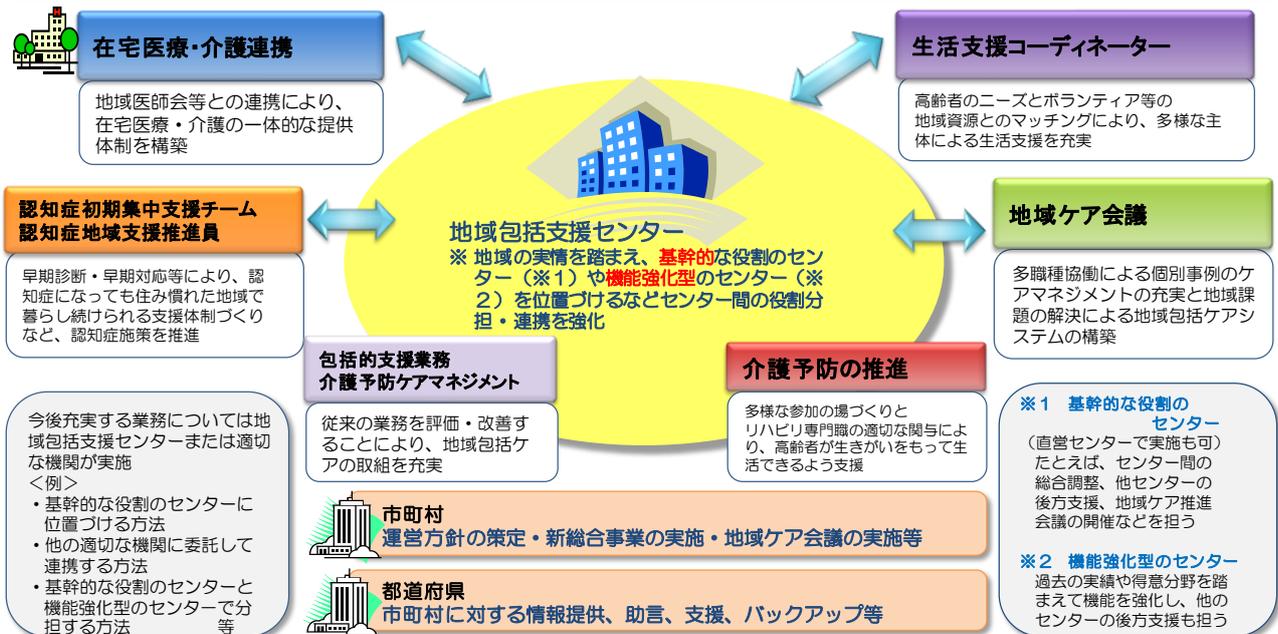
地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものです。地域包括支援センターは、地域支援事業として、「介護予防事業」、「総合相談支援・権利擁護事業」、「包括的・継続的マネジメント支援業務」を担っています。

また、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた地域の中核機関として位置づけられ、第6期介護保険事業計画期間から新たに実施する在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進及び生活支援サービスの体制整備事業を充実させるうえでも中心的な役割を持つものです。そのため、現在1カ所設置の地域包括支援センターの複数箇所設置についても今計画期間中に検討します。

さらに、在宅介護支援センターを、ランチ型介護支援センターとして6カ所設置し、地域包括支援センターへの相談をつなぐための初期相談窓口業務を行います。

### ■地域包括支援センター

- 高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加およびセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。
- 市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。
- 直営等基幹的な役割を担うセンターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- 地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
- 地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。



出所：厚生労働省

### 3 地域支援事業

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び地域の実情に応じて実施する任意事業で構成され、地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的に行う事業です。

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

##### ①一般介護予防事業

前期、第6期介護保険事業計画において、一般介護予防事業と介護予防・生活支援サービス事業に再編されました。

地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進し、生活機能の維持、向上を図るための事業を展開し、できる限り要介護状態にならずに、自らが望む生活を送り続けることができるよう支援していきます。

これまで市が主催していた介護予防事業は、平成29年度から地域包括支援センターが中心になり各種事業を展開しています。

#### ア 介護予防把握事業

平成26年6月に成立した「医療介護総合確保推進法」による介護保険法の改正により、「新しい総合事業」が創設され、基本チェックリストは、従来の二次予防事業対象者の把握のために市町村から被保険者に対して積極的に配付するものではなく、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、要支援認定ではなく、サービスにつなぐためのアセスメントとして実施しています。

#### イ 介護予防普及啓発事業

##### 《現状》

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、介護予防に関するパンフレットを配付しています。また、各地区の老人福祉センターの来所者を対象に月1～2回介護予防教室（健康相談、健康教育）を開催し、さらには、老人クラブからの要望や高齢者などが集うシルバーサロン等に出向いて介護予防に関する講話、運動等を盛り込んだ介護予防教室を実施しています。

## ■介護予防普及啓発事業

### ①高齢者健康相談

地区	参加者状況	平成27年度	平成28年度	平成29年度
木造 (ふれあい教室)	開催回数	23回	23回	23回
	延べ参加人数	297人	349人	350人
森田	開催回数	12回	12回	12回
	延べ参加人数	216人	171人	170人
柏	開催回数	12回	12回	12回
	延べ参加人数	359人	317人	300人
稲垣	開催回数	12回	12回	12回
	延べ参加人数	236人	198人	200人
車力	開催回数	12回	12回	12回
	延べ参加人数	420人	441人	420人

### ②高齢者健康教育「ふれあい教室」

地区	参加者状況	平成27年度	平成28年度	平成29年度
木造	開催回数	23回	23回	23回
	延べ参加人数	297人	349人	350人
森田	開催回数	12回	12回	12回
	延べ参加人数	527人	493人	450人
柏	開催回数	12回	12回	12回
	延べ参加人数	402人	349人	350人
稲垣	開催回数	12回	12回	12回
	延べ参加人数	385人	346人	350人
車力	開催回数	11回	12回	12回
	延べ参加人数	348人	378人	360人

### ③地域回想法事業

いきいき隊 活動支援	区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	交流会	回数	1回	1回	0回
		延べ参加人数	25人	26人	0人
	役員会他	回数	/	3回	/
延べ参加人数		21人			

### ④老人クラブ・シルバーサロン

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
全地区	開催地区	10ヵ所	7ヵ所	3ヵ所
	延べ参加人数	166人	135人	60人

### ⑤出前講座他

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
全地区	開催地区	1ヵ所	1ヵ所	1ヵ所
	延べ参加人数	42人	21人	20人

※平成29年度は見込み

## 《今後の方向》

これまで実施してきた取り組みを継続するとともに、介護予防の地域へのさらなる普及と、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の「介護予防への取り組み状況」について「現在は何もしていないが、いずれは何かに取り組もうと思っている」という人への動機づけとなる取り組みを推進します。

また、介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に関する介護予防教室などの開催を重点的に進めるために、地域包括支援センターなどとの連携を強化していきます。

### ウ 地域介護予防活動支援事業

地域の公民館等において、体操やレクリエーションなど自主的に介護予防活動をするボランティアや自主グループなどの育成や、既存の組織やサロンで実施している介護予防活動を支援する事業です。

今後、誰もが参加できる介護予防活動の地域展開を目指して、地域の実情に応じて効果的、効率的に支援していきます。

### エ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、住民運営の通いの場や通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業です。

今後、介護予防の観点から、事業を推進していく必要があり、実施を検討していきます。

### オ 一般介護予防事業評価事業

介護予防事業の実施による生活機能の維持・改善の成果を定期的に評価し、事業の実施方法の改善などにつなげていくものです。

今後、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価することを検討します。

## ②介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、対象者も多く介護予防の効果が大きいと見込まれる介護予防・生活支援サービス事業を推進し、要介護状態になるリスクが高い高齢者の機能維持・改善につなげていきます。

平成29年4月より移行した総合事業では、従来の「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」に相当するサービスを実施しました。今後、地域の課題解決や地域の支え合い体制づくりを推進するため、多様なサービスの充実を図ります。

## ア 介護予防ケアマネジメント事業

総合事業における介護予防ケアマネジメントは、介護保険事業における介護予防支援と同様、地域包括支援センター等が要支援者などに対するアセスメントを行い、介護予防サービスだけでなく地域のインフォーマルサービスも考慮しながら、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。

## イ 訪問型サービス

要支援者・総合事業対象者に対し、訪問型サービスを提供することにより、在宅生活の中で高齢者自身の生活行為が定着していくことを支援します。「閉じこもり」・「認知症」・「うつ病」になるおそれのある事業対象者のうち、通所型サービスの参加が困難な方に訪問による個別支援を行い、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、相談・指導を行います。

### ■利用見込み（第7期）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問型サービス（従前相当）	利用者数	99人	100人	101人

## ウ 通所型サービス

通所型サービスは、自立した生活機能の維持・向上にむけて、集団で取り組む介護予防サービスです。

「介護予防に資するアクティビティ（身体機能の維持・向上、認知症の予防などを図るサービス）」とともに「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」に関するメニューを設け、利用者の状態に応じて必要なメニューが提供されます。

### ■利用見込み（第7期）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
通所型サービス（従前相当）	利用者数	332人	334人	336人

## エ その他の生活支援サービス

地域における自立した日常生活の支援のためのサービスであり、栄養改善を目的とした配食や見守り、通所型サービス、訪問型サービスに準じた生活支援サービスを提供します。

## 《今後の方向》

通所型サービス、訪問型サービスでは、現時点では、介護予防通所介護相当また介護予防訪問介護相当のサービスが主体になっていますが、今後は、住民主体

による支援（B型）のサービス提供の推進のため、地域住民の参画を促進していきます。また、訪問型サービスの移動支援（D型）の創出にあたっては、協議体での検討を経て導入を進めていきます。

さらに、その他の生活支援サービスにおいても、住民ボランティア等による見守りの提供等のサービスの拡充を図ります。

## （２）包括的支援事業

### ＜地域包括支援センターの運営＞

市が地域包括支援センターに業務委託し、以下の取り組みを進めています。

#### ①総合相談支援業務

高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた家庭や地域で安心して生活するためには、高齢者やその家族の多様なニーズに的確に対応していくことが必要です。そのため、在宅の要援護高齢者もしくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、これらの方々の介護等に関するニーズに対応した各種の保健・福祉サービス（介護保険を含む）が総合的に受けられるよう、サービス実施機関及び居宅介護支援事業所等と調整し、地域の高齢者とその家族等の福祉の向上を図ります。

住民の利便性を考慮し、総合相談支援業務の一部である高齢者の実態把握や初期段階の相談対応業務を市内6カ所の在宅介護支援センターに委託し、住民の身近なところで高齢者の総合相談窓口を設置し、地域包括支援センターのブランチとして位置づけ総合相談業務を効果的に推進していきます。

#### ■相談実績（第6期）

区分	27年度	28年度	29年度
実件数	963件	1,297件	1,302件
延べ件数	1,896件	2,031件	1,805件

※平成29年度は見込み

#### ②権利擁護業務

権利擁護は、成年後見制度の活用、老人福祉施設等への措置支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応により高齢者の生活の維持を図るものです。

##### ＜現状＞

虐待対応窓口となる地域包括支援センターを中心に対応していますが、発生状況は増加傾向にあります。

高齢者虐待対応のための体制整備として、平成27年度に高齢者虐待対応検討会を開催し、虐待防止やその早期発見、被保険者の権利擁護のために必要な

援助等に関するマニュアルを作成しました。また、市内の保健・医療・福祉・介護関係者を対象とした高齢者虐待対応等研修会を開催しています。

### 《今後の方向》

虐待の防止、早期発見及び適切な支援のためのネットワークの強化が必要です。各種制度・事業の市民への周知、虐待の防止等のための関係機関によるネットワークの強化及び養護老人ホーム等の施設における空床の確保など緊急時の対応ができるように体制の強化を図ります。

### ③包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって安心して暮らしていけるよう地域包括支援センターが中心となり、地域のさまざまな関係機関が連携を強化し、高齢者一人ひとりの生活課題の把握や、その解決に向けた地域ケア体制を推進していきます。

地域包括支援センター主催で地域ケア会議を開催し、困難事例等への対応について調整を図りながら包括的かつ継続的に支援していくため、地域における連携・協働の体制づくりを進めていきます。

また、介護支援専門員などの質の向上を図り、質の高い介護サービスを提供するため、地域包括支援センター主催の研修会、連絡会を定期開催しています。

### ④在宅医療・介護連携の推進

地域包括ケアシステムの要ともなる医療・介護の連携の推進に対し、次の事業に取り組み、地域における体制づくりを進めます。

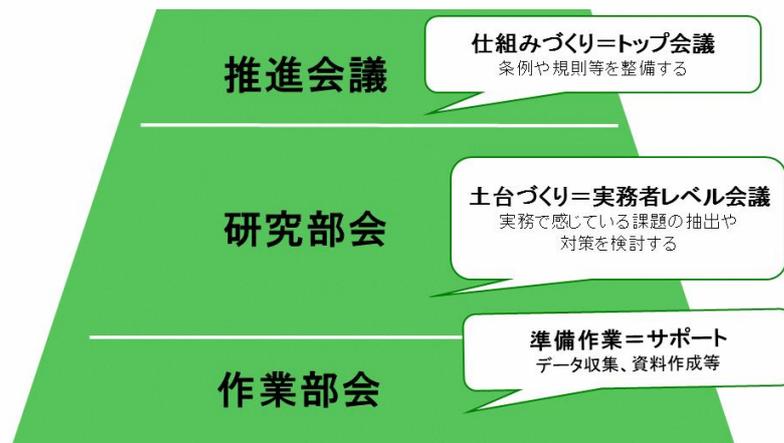
#### 《現状》

地域包括ケアシステムの要ともなる医療・介護連携の推進に対し、3つの組織を設置し、次の事業に取り組み、地域における体制づくりを進めています。

#### ア 体制：3組織を設置

- 推進会議：研究部会で抽出されたニーズや課題、その解決策の内容等を活かし、「医療・介護従事者」の連携を図り、「患者・家族」が安心感を感じられる体制や仕組みづくりを行う。
- 研究部会：多職種協働によるネットワークの改善・強化を図るとともに、推進会議の下部組織として具体的な課題や対策等を検討し、在宅医療・介護を支える土台づくりを行う。地域の在宅医療・介護に関わる多職種の者や組織、行政が一体的に取り組む。
- 作業部会：推進会議及び研究部会が効率的かつ効果的に開催されるためのサポートとして、データ収集や資料作りなどの事務作業を行う。

# 在宅医療・介護連携推進事業



## イ 医療・介護資源の把握

- ・アンケート調査を実施し、地域の医療機関等の分布を把握
- ・地図又はリスト化し、関係者に配布

## ウ 在宅医療・介護連携に関する課題の抽出と対応策及び具体的事業化

- ・ニーズ調査及び課題の抽出
- ・課題に対する対応策を検討
- ・対応策の事業化

## エ 医療・介護関係者の情報共有の支援

- ・情報共有シートを作成し、連絡帳にして活用
- ・共通言語集の作成

## オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ・つがる市地域包括支援センターに窓口を設置し、患者・家族、地域包括支援センターや介護支援専門員からの在宅医療・介護に係る総合的な問い合わせ対応

## カ 医療・介護関係者の研修

- ・県内先進地の視察研修
- ・県外先進地より講師を招き研修会を開催

## キ 市民への普及啓発

- ・広報紙やホームページへの掲載
- ・市民公開講座の開催

## ク 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

- ・看取りと慢性期医療についての連携
- ・急変時における広域での連携体制の構築の検討
- ・訪問診療医を含めた専門職によるチーム体制の検討

## ケ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

- ・五所川原保健所による在宅医療・介護連携調整実証事業における入退院調整ルールの作成

## 《今後の方向》

- 市民及び関係者の在宅医療に関する認知度が低いことから、知識と意識向上の普及啓発の強化が必要です。
- 在宅医療を支える社会資源が少なく、在宅医療の受け皿等の体制整備が必要。
  - ・在宅療養者と家族を支えるチーム体制を整え、支える側の医師や関係者も相互に支え合う連携体制と、地域全体で支え合える仕組みが必要です。
  - ・当市内に急性期病床が無く、また慢性期と看取りをカバーしている療養病床の体制が変わる（地域医療構想）ため、二次医療圏域市町と広域での検討が必要です。
  - ・医師会は二次医療圏域に1つ（事務局は隣市）であることから、当市に特化した検討は難しいため、広域で連携して検討していくことが必要です。

## ⑤認知症施策の総合的な推進

### 《現状》

- 認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進を図る取り組みを重点的に進めています。認知症について学ぶ機会として、つがる市出前講座のメニューに加えるほか、認知症サポーター養成講座の講師役である「キャラバン・メイト」との連携を強化し普及啓発に努めています。
- 認知症の人を介護している家族への支援として、公益社団法人認知症の人と家族の会や市内の社会福祉法人等と連携を図り、家族のつどいや講演会の開催、家族介護リフレッシュ事業等を実施しています。
- 27年度：認知症支援体制整備として、推進役である認知症地域支援推進員をつがる市介護課に配置しました。  
28年度：認知症地域支援推進員を中心に「つがる市認知症になっても安心して老られるまちづくり推進事業」を実施し、これまで当市において培われてきた「認知症の人を支えるしくみ」の見直しや、取り組みの現状と課題の抽出を行い、今後の有効な認知症施策の方向性を検討しました。  
29年度：認知症ケアパス作成に向けて検討しました。
- 認知症の早期発見・早期対応を目指した認知症初期集中支援チームの平成30年4月配置に向け準備を進めています。

### 《今後の方向》

第7期では、第6期において明確化した課題解決に向けた施策を確実に進めるため、認知症の本人やその家族の視点を重視し、新オレンジプランと整合性を図りながら、市民が認知症を正しく理解し、認知症の人とそのご家族をみんなで支え合える地域づくりを目指します。

- 認知症を正しく理解（予防・病気・接し方）するための普及啓発活動の充実
  - ・地域包括支援センターでは、地域に密着した方法で認知症の知識の普及を図る機会を積極的に設け、特に市民が自主的・効果的に認知症予防の取り組みができる場の確保に努めます。
  - ・市では、広報紙やホームページ等を活用、また、キャラバン・メイト等との連携により、一層の認知症理解の普及啓発に努めます。
  
- 認知症の早期発見と早期対応のための支援の充実
  - ・認知症地域支援推進員を中心に、医療と介護連携による認知症の早期発見、早期対応の取り組みを進めます。
  - ・平成30年4月には、つがる市地域包括支援センターに認知症初期集中支援チーム1チームと認知症地域支援推進員を配置します。
  - ・認知症ケアの質的向上を図るため、認知症支援に関わる関係者の研修会を開催します。
  - ・認知症ケアパスを平成30年度に完成させ、普及啓発を目指した取り組みを進めます。
  
- 認知症の人と家族への支援の充実
  - ・認知症の家族が孤立せず、仲間づくりや学び合いを通して社会参加できるよう家族会や認知症カフェなど認知症の家族が地域に出かけていくことができる場の確保や情報を、広く市民に発信していきます。
  - ・認知症サポーターの養成に加え、地域の実践者を育成する認知症サポーターのステップアップを目的とした取り組みを行います。
  
- 認知症支援に関わる人材とボランティアの育成
  - ※任意事業の認知症サポーター等養成事業参照
  
- 安全と人権を地域で見守る取り組みの推進
  - ・認知症の人の行方不明を防ぐ見守り・SOS体制の整備のため、徘徊高齢者の事前登録等により普段からの地域での見守り体制と行方不明時の早期発見に向けた地域の協力体制の構築の一体的な取り組みを検討します。
  - ・認知症の人や高齢者の権利を守るため、市民後見人の活動を推進するための体制整備を行います。広域（西北五地区）で市民後見人の育成・活用推進に向けた協議を行い、平成31年度には市民後見人養成研修を開催します。

## つがる市認知症施策の数値等目標

項 目	第 6 期策定時目標 ( )は H26 年度末状況	進捗状況 H29 年度末	目標数値等 H32 年度末		
認知症のセミナー等開催数	/	年 2 回	継続開催		
認知症サポーター養成講座開催数	(年 8 回)	年 7 回	年 10 回		
認知症サポーター養成数	(862 名)	1,788 名	3,000 名		
認知症サポーターステップアップ研修	/	/	年 1 回		
キャラバン・メイト養成数	(31 名)	53 名	増加		
キャラバン・メイト連絡会開催数	年 1 回	年 1 回	継続開催		
キャラバン・メイトフォローアップ研修	年 1 回	年 2 回	継続開催		
自主組織活動 (キャラバン・メイトのつどい)	/	1 団体	活動の充実		
嘱託医（認知症専門医）配置数	/	未配置	1 名配置		
認知症サポート医養成数	/	1 名養成	1 名養成		
認知症地域支援推進員配置数	1 名配置	1 名配置	2 名以上配置		
認知症初期集中支援チーム設置数	H30 年度配置	準備	1 チーム配置		
認知症地域支援ケア向上事業	認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取り組み	検討	事業開催：15 回 ・現状課題の抽出 ・ケアパス作成検討作業部会ほか	事業継続	
	認知症の人と家族を支援する相談支援事業	/	/	取り組みの充実	
	応じた地域の実情に	グループホームの職員を対象とした認知症について学ぶ講座	/	1 カ所	増加
		多職種研修会の開催	/	0 回	1 回
	認知症カフェ等の設置数	/	1 カ所	2 カ所	
認知症ケアパスの作成	作成と普及推進	作成中	完成と普及推進		
家族のつどい	継続開催	継続開催	継続開催		
市民後見人活用に向けた取り組み	育成と体制整備	広域で協議中	広域で養成研修を実施		
徘徊高齢者見守りネットワーク等を構築	/	/	ネットワーク等構築		

## ⑥生活支援サービスの体制整備

生活支援・介護予防サービスの体制整備にあたって、元気な高齢者をはじめ住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、シルバー人材センターなど多様な主体による多様なサービスの提供体制の構築を推進します。

### ア 協議体の設置

#### 《現状》

定期的な情報の共有・連携強化の場として設置し、情報共有及び連携協働による地域資源の開発等を推進しています。

#### 《今後の方針》

生活支援等のサービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的につながるよう第7期でも関係主体間で定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進します。

### イ 生活支援コーディネーターの設置

#### 《現状》

平成27年4月に生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置し、生活支援・介護予防の基盤整備に向けて、地域資源のマップの作成、高齢者へのニーズ調査等を実施し、課題整理を行い、地域で必要とされるサービスの創出に向けた検討を行っています。

#### 《今後の方向》

第7期では協議体及び生活支援コーディネーターを配置済みである第1層（市町村区域）に加え、より地域に近い第2層（中学校区域等）の配置を目指し、地域の課題解決や地域の支え合い体制づくりを推進するため、多様なサービスの創出や供給体制の実現を図ります。

### (3) 任意事業

#### ① 家族介護支援事業

##### ア 介護用品支給事業

要介護4又は5に相当する在宅の高齢者であって、市町村民税非課税世帯に属する方を現に介護している家族に対して介護用品（年額70,000円まで）を支給します。

##### 《現状》

利用者数は年度ごとに横ばいで推移しています。

##### 《今後の方向》

介護している家族の、精神的、身体的及び経済的負担の軽減が期待されることから、事業を継続し、市民や関係機関への事業の周知徹底を図ります。

#### ■ 事業の実績（第6期）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給者数	54人	56人	55人
支給総額	2,620千円	2,599千円	2,550千円

※平成29年度は見込み

#### ■ 事業の見込み（第7期）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支給者数	57人	57人	57人
支給総額	2,725千円	2,725千円	2,725千円

##### イ 家族介護慰労金支給事業

要介護4又は5に相当する在宅の高齢者で過去1年間介護保険サービス等を利用していない市町村民税非課税世帯に属する方を現に介護している家族を対象に慰労金（年額100,000円）を支給します。

##### 《現状》

利用者は年度ごとに横ばいで推移しています。

##### 《今後の方向》

介護用品支給事業と同様に介護している家族に対し、精神的、身体的及び経済的負担の軽減が期待されることから、事業を継続し、市民や関係機関への事

業の周知徹底を図ります。

#### ■事業の実績（第6期）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給者数	1人	1人	1人
支給総額	100,000円	100,000円	100,000円

※平成29年度は見込み

#### ■事業の見込み（第7期）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支給者数	1人	1人	1人
支給総額	100,000円	100,000円	100,000円

### ウ 家族介護者交流事業

高齢者を介護している家族を介護から一時的に解放し、日帰り旅行等の交流会やマッサージ等を実施することにより、介護者の精神的及び身体的リフレッシュを図る事業です。

#### 《現状》

延べ利用人数は、毎年100人以上となっており、介護者の心身の疲労回復につながっています。

#### 《今後の方向》

介護家族が一堂に会し参加者相互の交流を深めることにより、日頃の介護の疲れを癒し、また疑問等が解消され、閉鎖的な居宅での介護のトラブル防止にもつながるため、今後も事業を継続していきます。

委託事業者と連携し、対象者が利用しやすい環境づくりに努め、利用者数の増加を見込みます。

#### ■事業の実績（第6期）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
開催回数	11回	10回	10回
延べ利用人数	101人	108人	100人

※平成29年度は見込み

## ■事業の利用者負担及び委託料

利用者負担額	委託料（市負担額）
無 料	1 地区100,000円以内（5 地区）

## ■事業の見込み（第7期）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	10回	10回	10回
延べ利用人数	110人	120人	130人

### ②成年後見制度利用支援事業

低所得高齢者の成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等への報酬の助成等を行います。

### ③認知症サポーター等養成事業

認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職場において認知症の人と家族を支えるサポーター一等を養成します。

認知症施策の一環として、認知症を正しく理解し、地域で見守り、認知症の人にやさしいまちづくりを目指します。

#### 《今後の方向》

認知症サポーターやキャラバン・メイト等の資質向上を図るためフォローアップ研修などを開催するほか、地域のボランティア活動支援や人材育成に努めます。

※つがる市認知症施策の数値等目標参照

### ④その他

#### ア 配食サービス事業

栄養改善が必要な高齢者に対し、市内の社会福祉法人等が実施している配食の支援を行います。

#### 《現状》

支援が必要な高齢者やひとり暮らし高齢者を対象に、安否の確認を行うとともに、栄養バランスの取れた食事の配達をしています。

## 《今後の方向》

食の自立支援事業として、支援が必要な高齢者や、ひとり暮らし高齢者を対象に、安否の確認を行うとともに、栄養バランスの取れた食事の提供を行います。

### ■事業の実績（第6期）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数/月	114人	112人	110人
配食数/月	1,178食	1,159食	1,152食

※平成29年度は見込み

### ■事業の利用者負担及び委託料

利用者負担額	委託料（市負担額）
300円/食	300円/食

上記のほか、利用者の人数に応じ、業務経費として1日あたり1,500円又は3,000円を支給

### ■事業の見込み（第7期）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人数/月	128人	128人	128人
配食数/月	1,355食	1,355食	1,355食

## 4 介護保険サービス

介護が必要な状態になっても十分なサービスが利用できるように、介護保険サービス等の充実を図ることは必要です。介護保険サービスの必要量については、整備目標を設定しサービス提供体制の充実に努めます。

また、医療ニーズの高い高齢者の増加に伴い医療と介護の連携を図るとともに、質の高いサービス提供のため、サービス事業者への指導・助言をはじめ、サービスの適正化を図り、利用者本位のサービスが提供される取り組みを進めます。

### (1) 地域密着型サービス及び施設サービスの整備

平成18年4月に始まった地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態や、認知症になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう創設されましたが、サービス利用が必要な高齢者があることや、認知症により介護が必要になる高齢者の増加が見込まれることから、地域密着型サービスの整備を行ってきました。

第7期中は、第6期中に廃止となった認知症対応型共同生活介護の不足分の補充に伴う入所者数も一部見込んでいます。

### (2) 居宅サービス

後期高齢者人口の増加に伴い、認定者の増加が見込まれることから、居宅サービス利用者の増加も見込まれます。利用者本位の適正なサービスが提供されなければならないことから、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者との連携に努めます。

サービスごとの現状と見込みは次のとおりです。

## ■居宅サービスの体系

介護サービス	介護予防サービス
訪問介護	介護予防訪問介護（平成30年3月まで）
訪問入浴	介護予防訪問入浴
訪問看護	介護予防訪問看護
訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
通所介護	介護予防通所介護（平成30年3月まで）
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売
住宅改修	介護予防住宅改修
居宅介護支援	介護予防支援
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護

※以下、利用実績、利用見込みの利用者数は、年間延べ人数、給付費は、年間総額となります。

※平成29年度の利用者数、給付費は見込みとなります。

※利用見込みの年度は、4月国保連審査分（3月サービス提供分）～翌年3月国保連審査分（翌年度2月サービス提供分）となります。よって、平成30年度は、1カ月分（平成30年3月分）のみ介護報酬改定前の給付費が算定されます。

## ① 訪問介護・介護予防訪問介護

利用者の自宅を訪問し、生活面での自立に向けたサポートを行います。

ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事、生活援助など必要な日常生活の世話をを行います。

### 《現状》

介護及び介護予防サービス全体では居宅サービスの主たるサービスとして、平成27年度以降の認定者の増加により、訪問介護の利用者は年々増加しています。

介護予防訪問介護は、平成29年度をもって総合事業に移行しました。

### 《今後の方向》

訪問介護については、要介護認定者数の増加や単身要介護者等の増加による利用回数の増加を見込んでいます。

介護予防訪問介護を利用していた、要支援認定者に対しては、総合事業の訪問型サービスで対応していきます。

#### ■利用実績（第6期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問介護	利用者数	412	436	440
	給付費	283,803	319,918	374,568
介護予防訪問介護	利用者数	96	97	77
	給付費	20,915	21,470	16,833

※平成29年度は見込み

#### ■利用見込み（第7期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問介護	利用者数	444	447	450
	給付費	371,327	373,851	377,507
介護予防訪問介護	利用者数			
	給付費			

## ② 訪問入浴・介護予防訪問入浴

利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図ります。

利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行い、生活面での自立に向けたサポートを行います。

### 《現状》

訪問入浴介護については、第6期中では大幅な増加傾向は見られませんでした。在宅において入浴を希望する一定の利用者がいました。

また、介護予防訪問入浴介護については、第6期中の利用実績はありませんでした。

### 《今後の方向》

訪問入浴介護については、今後も一定のニーズがあることから利用者の増加を見込んでいます。

介護予防訪問介護については、第6期中の利用実績がないことから、第7期中は利用者を見込んでいません。

#### ■利用実績（第6期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴介護	利用者数	18	18	19
	給付費	11,670	11,799	12,693
介護予防訪問入浴介護	利用者数	0	0	0
	給付費	0	0	0

※平成29年度は見込み

#### ■利用見込み（第7期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴介護	利用者数	18	19	19
	給付費	12,107	13,034	13,034
介護予防訪問入浴介護	利用者数	0	0	0
	給付費	0	0	0

### ③ 訪問看護・介護予防訪問看護

療養生活の支援と心身機能維持回復を図ります。

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師などが利用者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な補助を行います。

#### 《現状》

サービスの提供をしている事業者が、第6期に増加しており、訪問看護の利用者数も増加傾向にあります。

また、介護予防訪問看護では、月に3名程度の利用実績がありました。

#### 《今後の方向》

今後、地域包括ケアシステム推進のための医療と介護の連携にも重要なサービスと位置づけています。医療機関からの早期退院の要望等に対応するため、訪問看護サービスの利用者の増加を見込んでいます。

介護予防訪問看護については、利用実績があることから、第7期中の利用者を見込んでいます。

#### ■利用実績（第6期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問看護	利用者数	27	28	30
	給付費	9,413	8,874	11,398
介護予防訪問看護	利用者数	1	3	0
	給付費	159	259	27

※平成29年度は見込み

#### ■利用見込み（第7期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問看護	利用者数	31	31	32
	給付費	11,850	11,855	12,258
介護予防訪問看護	利用者数	1	1	1
	給付費	144	144	144

#### ④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けます。

理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。

##### 《現状》

訪問リハビリテーションについては、継続した利用がありますが、サービス提供事業所が1カ所であり、第6期中は、やや減少傾向にあります。

介護予防訪問リハビリテーションは、第6期中の利用実績はありませんでした。

##### 《今後の方向》

訪問リハビリテーションについては、早期に退院された後の利用や継続した需要も見込まれるため、利用者の継続を見込んでいます。

介護予防訪問リハビリテーションは、第6期中の利用実績がないことから、第7期中の利用者を見込んでいません。

##### ■ 利用実績（第6期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問リハビリテーション	利用者数	3	3	2
	給付費	1,160	896	544
介護予防訪問リハビリテーション	利用者数	0	0	0
	給付費	0	0	0

※平成29年度は見込み

##### ■ 利用見込み（第7期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問リハビリテーション	利用者数	3	3	3
	給付費	671	671	671
介護予防訪問リハビリテーション	利用者数	0	0	0
	給付費	0	0	0

## ⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な利用者の療養上の管理及び指導を行います。

病院、診療所の医師、歯科医師、薬剤師などが自宅訪問し、心身の状況や環境などを把握して、療養上の管理及び指導を行います。

### 《現状》

居宅療養管理指導は、利用者や給付費は比較的少ないものの、グループホームのほか、居宅への訪問指導を中心とした一定の利用があります。

介護予防居宅療養管理指導は、第6期中は、1名の利用実績がありました。

### 《今後の方向》

居宅療養管理指導は、利用者が継続して利用するため、第7期中の新規も見込み増加傾向で推移しています。

介護予防居宅療養管理指導は、継続した利用者を見込んでいます。

#### ■利用実績（第6期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅療養管理指導	利用者数	2	4	10
	給付費	233	297	919
介護予防訪問居宅療養管理指導	利用者数	0	1	0
	給付費	9	54	16

※平成29年度は見込み

#### ■利用見込み（第7期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅療養管理指導	利用者数	7	8	8
	給付費	971	1,107	1,107
介護予防訪問居宅療養管理指導	利用者数	1	1	1
	給付費	36	36	36

## ⑥ 通所介護・介護予防通所介護

利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

利用者がデイサービスセンターへ通い、入浴や食事などの日常生活上の世話や、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを利用し、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けます。

### 《現状》

平成 28 年度に小規模の通所介護が地域密着型通所介護に移行したため、その分減少しています。

また、介護予防通所介護は、平成 29 年度に総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に移行しました。

### 《今後の方向》

平成 30 年度以降も認定者数の増加による、利用者の増加が見込まれます。

介護予防通所介護の対象となる要支援者については、介護予防・生活支援サービス事業に移行の通所型サービスで対応します。

#### ■利用実績（第 6 期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
通所介護	利用者数	570	484	490
	給付費	429,778	346,892	363,369
介護予防通所介護	利用者数	318	324	237
	給付費	106,112	103,355	73,984

※平成 29 年度は見込み

#### ■利用見込み（第 7 期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
通所介護	利用者数	493	496	499
	給付費	362,869	365,310	368,503
介護予防通所介護	利用者数			
	給付費			

## ⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

利用者の心身機能の維持、体力の増進を図り日常生活上での自立を図ります。  
 利用者が老人保健施設や病院、診療所等へ通い、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等のリハビリを行います。

### 《現状》

通所リハビリテーションは、利用者数の増減がありますが、70人/月前後の利用になっています。給付費についてもほぼ一定です。

介護予防通所リハビリテーションも、利用者数の増減がありますが、20人/月前後の利用になっています。給付費についてもほぼ一定で推移しています。

### 《今後の方向》

通所リハビリテーションは、退院後の利用の増加が見込まれるため、利用者数増加を見込んでいます。

介護予防通所リハビリテーションも、同じく、早期退院後のリハビリテーション需要等、継続した利用が想定されることから、微増傾向で推移することを見込んでいます。

#### ■利用実績（第6期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
通所リハビリテーション	利用者数	64	70	69
	給付費	61,434	62,029	61,764
介護予防通所リハビリテーション	利用者数	18	20	19
	給付費	6,653	7,322	6,845

※平成29年度は見込み

#### ■利用見込み（第7期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
通所リハビリテーション	利用者数	72	73	73
	給付費	62,326	63,047	63,047
介護予防通所リハビリテーション	利用者数	19	19	20
	給付費	7,215	7,218	7,680

## ⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的精神的負担の軽減を図ります。

利用者が特別養護老人ホーム等へ短期入所し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを行います。

### 《現状》

短期入所生活介護は、第6期中には利用者数は、50人/月前後ですが、給付費は増加傾向になっています。利用者数に対し給付費の増加が大きく、利用者1人当たりの給付費が増加しています。

介護予防短期入所生活介護は、第6期を通して、1～2人/月と一定の利用実績があります。

### 《今後の方向》

短期入所生活介護は、施設の定員からも多くの増加は見込めませんが、利用者の微増を見込んでいます。

介護予防短期入所生活介護は、第7期を通じて1人/月の利用を見込んでいます。

#### ■利用実績（第6期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所生活介護	利用者数	52	49	50
	給付費	64,045	72,490	80,951
介護予防短期入所生活介護	利用者数	1	2	1
	給付費	554	1,043	634

※平成29年度は見込み

#### ■利用見込み（第7期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所生活介護	利用者数	50	51	52
	給付費	76,752	77,623	78,459
介護予防短期入所生活介護	利用者数	1	1	1
	給付費	413	413	413

## ⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的精神的負担の軽減を図ります。

利用者が老人保健施設や介護療養型医療施設へ短期間入所し、看護や医学的管理のもと、介護、機能訓練などの必要な医療や日常生活上の世話などのサービスを行います。

### 《現状》

短期入所療養介護は、第6期中は増加傾向にあり、利用者、給付費とも増加傾向にあります。

介護予防短期入所療養介護は、第6期中における利用実績はありません。

### 《今後の方向》

短期入所療養介護は、利用者が増加傾向であることから、第6期中の平均利用者数を上回る人数で第7期の利用者数を見込みます。給付費についても同様に、第6期の平均以上の給付費を見込んでいます。

介護予防短期入所療養介護は、第6期中の利用実績がないことから、第7期中の利用者を見込んでいません。

#### ■利用実績（第6期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所療養介護	利用者数	4	5	9
	給付費	4,712	5,712	11,246
介護予防短期入所療養介護	利用者数	0	0	0
	給付費	0	0	0

※平成29年度は見込み

#### ■利用見込み（第7期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所療養介護	利用者数	7	7	8
	給付費	7,685	7,689	7,914
介護予防短期入所療養介護	利用者数	0	0	0
	給付費	0	0	0

## ⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

家庭生活等を送る中で、日常生活上の便宜を図ります。

心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者に、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ車椅子、ベッド、歩行支援用具等の福祉用具の貸出を行います。

### 《現状》

福祉用具貸与は、第6期中を通して利用者数、給付費とも増加傾向にあります。

介護予防福祉用具貸与も同様に、利用者数、給付費とも増加傾向となっています。

### 《今後の方向》

福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与とも認定者数の増加に伴う利用者数、給付費の増加を見込んでいます。

#### ■利用実績（第6期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉用具貸与	利用者数	342	362	374
	給付費	42,425	44,031	45,110
介護予防福祉用具貸与	利用者数	82	101	109
	給付費	3,869	5,217	5,952

※平成29年度は見込み

#### ■利用見込み（第7期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉用具貸与	利用者数	376	379	381
	給付費	45,762	46,099	46,294
介護予防福祉用具貸与	利用者数	109	109	111
	給付費	5,636	5,637	5,739

## ⑪ 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

家庭生活等を送る中で、日常生活上の便宜を図ります。

心身の機能が低下し日常生活に支障のある利用者に対して、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ入浴補助用具、腰掛便座などの福祉用具の購入を支援します（同一年度で10万円以内）。

### 《現状》

特定福祉用具販売は、利用者、給付費のばらつきがありますが、平成29年度は、やや減少する見込みです。

介護予防特定福祉用具販売では、利用者数、給付費とも減少傾向となっています。

### 《今後の方向》

特定福祉用具販売は、今後認定者数の増加に伴う、利用者数、給付費の微増を見込んでいます。

介護予防特定福祉用具販売では、平成29年度見込値同等の利用を見込みます。

#### ■利用実績（第6期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定福祉用具販売	利用者数	6	7	6
	給付費	2,180	2,619	2,339
介護予防特定福祉用具販売	利用者数	3	3	2
	給付費	1,057	939	501

※平成29年度は見込み

#### ■利用見込み（第7期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
特定福祉用具販売	利用者数	6	6	7
	給付費	1,461	1,461	1,778
介護予防特定福祉用具販売	利用者数	2	2	2
	給付費	598	598	598

## ⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修

心身の機能が低下している利用者の生活支援や、介護者の負担軽減を図ります。

手すりの取り付けや段差の解消など、住宅改修により自宅の生活環境を整える費用を支援します（同一住宅で、同一利用者の合計が20万円以内）。

### 《現状》

住宅改修は、年度による利用者数、給付費にばらつきがありますが、一定の利用があります。

介護予防住宅改修は、利用者数、給付費とも減少傾向にあります。

### 《今後の方向》

住宅改修、介護予防住宅改修とも、第6期同等の利用を想定し、第7期中は、一定の利用者数、給付費を見込んでいます。

#### ■利用実績（第6期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
住宅改修	利用者数	5	4	4
	給付費	5,428	3,908	5,215
介護予防住宅改修	利用者数	3	3	2
	給付費	4,233	3,261	1,996

※平成29年度は見込み

#### ■利用見込み（第7期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
住宅改修	利用者数	5	5	5
	給付費	4,850	4,850	4,850
介護予防住宅改修	利用者数	2	2	2
	給付費	2,127	2,127	2,127

### ⑬ 居宅介護支援・介護予防支援

在宅サービスなどが適切に利用できるように、利用者の依頼を受け介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介などを行います。

介護予防支援は、つがる市地域包括支援センターが行います。

なお、法改正により、平成30年4月から、居宅介護支援事業所の指定権限が県から市に移行されます。これに伴い、指定取り消しや効力停止等の権限も移行されます。

#### 《現状》

居宅介護支援では、第6期を通して、利用者数は増加傾向で推移しています。平成29年度は、見込みの推計で要介護2が減少し、要介護1が増加した影響で給付費が減少しています。

介護予防支援では、平成27～28年度と増加傾向の後、平成29年度は、要支援認定者の減少により、利用者、給付費ともに減少の見込みになっています。

#### 《今後の方向》

居宅介護支援、介護予防支援とも、第7期中は利用者数、給付費とも増加傾向を見込んでいます。

#### ■利用実績（第6期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護支援	利用者数	841	868	889
	給付費	143,806	140,805	137,163
介護予防支援	利用者数	402	416	343
	給付費	21,297	22,146	18,139

※平成29年度は見込み

#### ■利用見込み（第7期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護支援	利用者数	895	907	917
	給付費	138,369	140,315	141,966
介護予防支援	利用者数	365	368	369
	給付費	19,373	19,541	19,594

## ⑭ 特定施設入居者生活介護

介護付きの有料老人ホーム等に入所している利用者に、入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

### 《現状》

つがる市外に所在する介護事業所として指定を受けている、特定施設に入居者の利用が若干あります。

特定施設入居者生活介護は、年によって利用者数、給付費の増減のばらつきがあるものの、一定の利用実績があります。

介護予防特定施設入居者生活介護は、平成28年度以降利用者の実績がありませんでした。

### 《今後の方向》

つがる市内には、新たな事業所の整備の予定はありませんが、今後、市外の特定施設入居者生活介護における、利用者数の増加と要介護度の上昇を想定し、平成30年度をベースに、横ばいでの推移を見込んでいます。

介護予防特定施設入居者生活介護は、平成28年度以降の利用実績がないことから第7期中の利用者を見込んでいません。

#### ■ 利用実績（第6期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定施設入居者生活介護	利用者数	6	8	8
	給付費	13,259	18,872	16,287
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0
	給付費	129	0	0

※平成29年度は見込み

#### ■ 利用見込み（第7期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
特定施設入居者生活介護	利用者数	8	8	8
	給付費	15,771	15,778	15,778
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0
	給付費	0	0	0

### (3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、つがる市民の方が利用できるサービスです。

平成 28 年度には、通所介護のうち定員 19 人未満の小規模通所介護が、地域密着型サービスに移行し、より地域のニーズに応じた形での事業所設置、運営が求められるようになりました。

第 7 期中は、新たに認知症対応型共同生活介護の開設を予定しています。これにより、第 6 期中に廃止になった認知症対応型共同生活介護の不足分を補える形になります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、この地域の医療機関の再編に伴い、必要な場合には整備を検討します。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関しては、人員確保やこれらサービスを適切に実施できる事業者があるか、状況を見極める必要があることから、第 7 期事業計画の見込み量には含めないこととします。

また、小規模多機能型居宅介護については、整備に向けた協議を今後検討しつつ、複合型サービスは、看護師の配置等の人員確保の課題もるため、現時点では、整備しない方針となっています。

サービスごとの現状と見込みは次のとおりです。

#### ■ 地域密着型サービスの体系

介護サービス	介護予防サービス
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
夜間対応型訪問介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
地域密着型特定施設入居者生活介護	
複合型サービス	
地域密着型通所介護	

※以下、利用実績、利用見込みの利用者数は、年間延べ人数、給付費は、年間総額となります。

※平成 29 年度の利用者数、給付費は見込みとなります。

※利用見込みの年度は、4 月国保連審査分（3 月サービス提供分）～翌年 3 月国保連審査分（翌年度 2 月サービス提供分）となります。よって、平成 30 年度は、1 カ月分（平成 30 年 3 月分）のみ介護報酬改定前の給付費が算定されます。

## ① 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

介護が必要な認知症高齢者がデイサービスセンターへ通い、入浴や食事などの日常生活上の世話や、機能訓練、レクリエーションなどを行います。

### 《現状》

認知症対応型通所介護は、第6期中はグループホーム共用型の事業所の増に伴い、利用者数、給付費とも非常に大きな伸びになっています。一方、介護予防認知症対応型通所介護は、利用実績が少なく、平成29年度の見込みは0人でした。

### 《今後の方向》

認知症対応型通所介護は、第6期中に大きく増えた利用者数給付費で平成30年度の利用を見込み、以降も一定で推移すると見込みました。

介護予防認知症対応型通所介護は、利用者数は、第6期中の利用実績同等の利用を見込んでいます。

#### ■利用実績（第6期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症対応型通所介護	利用者数	16	13	26
	給付費	11,785	9,865	24,826
介護予防認知症対応型通所介護	利用者数	0	1	0
	給付費	32	256	0

※平成29年度は見込み

#### ■利用見込み（第7期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症対応型通所介護	利用者数	23	23	24
	給付費	20,312	20,321	21,051
介護予防認知症対応型通所介護	利用者数	2	2	3
	給付費	257	257	385

## ② 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症である要介護・要支援者に対し、共同生活を営む住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練を行います。

### 《現状》

認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護は、ともに第6期中に事業所の廃止があったため、平成28年度に利用者数、給付費が下がっています。

### 《今後の方向》

第7期中には、新たに認知症対応型共同生活介護が開設されることになり、廃止していた定員分の利用者が見込めます。よって、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護とも、事業所廃止前の平成27年度同等の利用者数、給付費を見込みます。

#### ■利用実績（第6期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症対応型共同生活介護	利用者数	174	167	168
	給付費	502,446	485,861	495,830
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数	1	0	2
	給付費	2,541	616	4,538

※平成29年度は見込み

#### ■利用見込み（第7期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症対応型共同生活介護	利用者数	173	173	173
	給付費	504,010	504,236	504,236
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数	3	3	3
	給付費	5,574	5,577	5,577

### ③ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

居宅において適切な介護を受けることが困難な方に対し、特別養護老人ホームにおいて、入浴、排せつ、食事などの生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。（入所定員 29 人以下の施設）

#### 《現状》

第 6 期を通して平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、利用者数、給付費とも若干増加しています。

#### 《今後の方向》

第 7 期中の利用者の見込については、新規施設や増床の計画もないことから、第 6 期中の平均的な値で第 7 期を通して利用者数、給付費を見込んでいます。

#### ■利用実績（第 6 期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	利用者数	57	57	59
	給付費	186,147	186,878	194,140

※平成 29 年度は見込み

#### ■利用見込み（第 7 期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	利用者数	58	58	58
	給付費	191,955	192,041	192,041

#### ④ 夜間対応型訪問介護

介護が必要な要介護者に、夜間に定期的な巡回訪問又は通報により、居宅で入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話をを行います。

##### 《現状》

このサービスは整備されていません。

##### 《今後の方向》

整備しない方針です。

#### ⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回を行いながら、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話をを行い、また利用者からの通報により、看護師等による療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

##### 《現状》

このサービスは整備されていません。

##### 《今後の方向》

現在、整備の予定はありませんので、第7期の見込み量には含めないこととします。ただし、この地域の医療機関等の再編に伴い、環境が整い次第必要に応じて対応いたします。

#### ⑥ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

介護が必要な要介護者に、心身の状況や置かれる環境などに応じ、ホームヘルパーによる自宅への訪問やサービス拠点への通い、もしくは短期間宿泊を1カ所で提供する機能を有し、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

##### 《現状》

このサービスは整備されていません。

##### 《今後の方向》

第7期においては整備しない方針です。

## ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護付きの有料老人ホーム等で、定員 29 人以下の特定施設に入所している利用者に、入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

### 《現状》

このサービスは整備されていません。

### 《今後の方向》

整備しない方針です。

## ⑧ 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて提供するサービスです。小規模多機能型居宅介護に加え、介護度が高く、医療ニーズの高い要介護者に対して、必要に応じて訪問看護を行います。

### 《現状》

このサービスは整備されていません。

### 《今後の方向》

整備しない方針です。

## ⑨ 地域密着型通所介護

定員 19 人未満の小規模事業所において、介護が必要な高齢者がデイサービスセンターへ通い、入浴や食事などの日常生活上の世話や、機能訓練、レクリエーションなどを行います。要支援者に対する介護予防給付はありません。

### 《現状》

平成 28 年度 4 月から県指定事業所から市指定の地域密着型に移行しました。平成 28 年度から平成 29 年度だけでも、利用者数及び給付費ともに増加となりました。

## 《今後の方向》

地域密着型通所介護は、第6期中の増加傾向同様に第7期も利用者及び給付費とも増加傾向を見込んでいます。新規の事業所開設にあたっては、市が指定するため、地域のニーズに応じ調整することが可能です。

### ■利用実績（第6期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域密着型通所介護	利用者数		124	127
	給付費		93,274	123,500

※平成29年度は見込み

### ■利用見込み（第7期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型通所介護	利用者数	128	129	130
	給付費	126,040	126,977	127,647

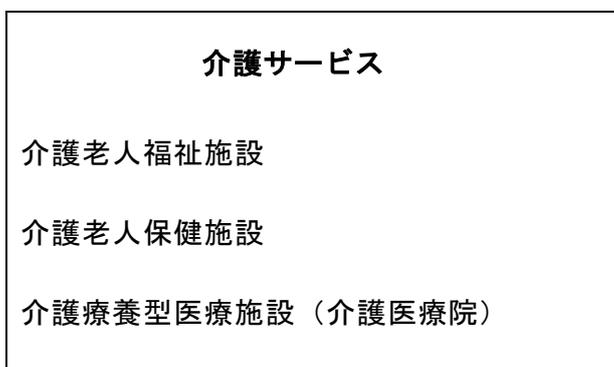
#### (4) 施設サービス

第5期中は、平成26年度に介護福祉老人施設（特別養護老人ホーム）の増床（3事業所60床分）があり、入所待ちの待機者の減少に効果がありました。

第6期中は、介護療養型医療施設の転換計画により、平成28年度後半には、介護福祉老人施設（特別養護老人ホーム）に一部転換（100床中市内利用者75人分見込み）し、平成29年度後半には、残り病床部分を新型介護老人保健施設等（122床中市内利用者90人分見込み）に転換することを予定しましたが、経過措置期間の延長（6年間）等に伴い、第6期中での転換はしないこととなりました。

よって、第7期中は新たな施設の予定がないため、ほぼ横ばいで推移することを見込みます。

#### ■施設サービスの体系



※以下、利用実績、利用見込みの利用者数は、年間延べ人数、給付費は、年間総額となります。

※平成29年度の利用者数、給付費は見込みとなります。

※利用見込みの年度は、4月国保連審査分（3月サービス提供分）～翌年3月国保連審査分（翌年度2月サービス提供分）となります。よって、平成30年度は、1カ月分（平成30年3月分）のみ介護報酬改定前の給付費が算定されます。

## ① 介護老人福祉施設

在宅において適切な介護を受けることが困難な方に対し、特別養護老人ホームにおいて、入浴、排せつ、食事などの生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。（入所定員 30 人以上の施設）

### 《現状》

介護老人福祉施設は、市内では新たな施設の開設や増床はありませんでしたが、利用者、給付費共に増加傾向にあります。

### 《今後の方向》

第 7 期では、新たな施設の開設がない前提で、平成 30 年度から横ばいと見込みます。また、平成 32 年度には、医療計画との整合性を図るため、療養病床からの移行分として 1 人を見込んでいます。

#### ■ 利用実績（第 6 期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護老人福祉施設	利用者数	199	211	218
	給付費	562,070	590,274	625,586

※平成 29 年度は見込み

#### ■ 利用見込み（第 7 期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護老人福祉施設	利用者数	219	219	220
	給付費	623,585	623,864	626,702

## ② 介護老人保健施設

入院治療の必要がなくなった方に対し、在宅復帰を目指すため介護老人保健施設（老健）において、看護、医学的管理のもと介護、機能訓練等の必要な医療・日常生活の世話をを行います。

### 《現状》

介護老人保健施設の利用者数、給付費は年々増加傾向となっています。施設の定員が増えていないことから、同じ期間での入所、退所の件数が増加したことが要因として考えられます。

### 《今後の方向》

第6期は、増加傾向にありましたが、第7期は新たな施設の予定もないため、第6期の利用者数、給付費を増加傾向で推計した平成30年度の利用者数、給付費で一定の推移として見込みます。

#### ■利用実績（第6期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護老人保健施設	利用者数	167	175	180
	給付費	509,188	527,341	545,826

※平成29年度は見込み

#### ■利用見込み（第7期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護老人保健施設	利用者数	180	180	180
	給付費	543,279	543,523	543,523

### ③ 介護療養型医療施設

長期にわたる療養を必要とする方に対し、療養病床を備える病院等の介護療養型医療施設において、療養上の管理、看護、医学的管理のもと介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行います。

#### 《現状》

第6期中は、市内利用者の減少により、利用者は年々減少しており、利用者数、給付費とも減少傾向にあります。

#### 《今後の方向》

第7期中は、利用者数、給付費とも平成29年度同等の値で推移するものと見込みます。

また、介護療養型医療施設は、平成35年度末までに制度改正で新たに創設される施設である介護医療院（生活施設としての機能を重視し、医療法による医療も提供できる施設）への転換を求められているため、第7期中は、市内の介護療養型医療施設においても、検討を進めることとなります。

#### ■利用実績（第6期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護療養型医療施設	利用者数	163	156	149
	給付費	697,399	673,999	643,011

※平成29年度は見込み

#### ■利用見込み（第7期）

（単位：人/月、千円/年）

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護療養型医療施設	利用者数	149	149	149
	給付費	632,419	632,702	632,702

## (5) 介護給付の適正化等について

### ①介護給付適正化事業

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護給付費の適正化のために、高齢者等が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者である市が関係機関と連携しながら本来発揮すべき保険者機能の一環として国が示した「第4期介護給付適正化計画」に関する指針を踏まえ、介護給付適正化事業に取り組めます。

#### 《主要5事業》

1. 要介護認定の適正化
2. ケアプランの点検
3. 住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査
4. 縦覧点検・医療情報との突合
5. 介護給付費通知

#### 《主要5事業に関するつがる市の取り組み》

1. 要介護認定の適正化
  - ・調査委託した調査票の内容の整合性を点検
  - ・国、県が実施する研修会へ参加
  - ・市内委託事業者への説明会の実施
2. ケアプランの点検

利用者に合ったサービスが提供されるよう、国が作成したケアプラン点検支援マニュアルの積極的活用を進めるとともに課題を設け継続して実施しています。
3. 住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査
  - ・認定者（申請者）が、在宅において必要であるかの点検
  - ・住宅改修についての制度上の手続きの周知
  - ・必要に応じた現場確認を行うとともに施工状況等を点検

#### 4. 縦覧点検・医療情報との突合

青森県国保連合会と連携し、縦覧点検を実施しながら介護報酬算定について点検します。

また、同連合会から提供される、同月の医療と介護の利用者リストにより点検を実施します。

#### 5. 介護給付費通知

介護報酬の不正請求の未然防止及び誤請求がないか利用者が確認できるよう実施します。（6カ月分の介護給付費通知をサービス利用者へ郵送）

実施計画	平成 30 年度	2 回（予定）
	平成 31 年度	2 回（予定）
	平成 32 年度	2 回（予定）

### ②地域密着型サービス事業所への監査及び実地指導について

平成 18 年度より地域密着型サービス事業者については、市が指導、監督を行うこととなりました。第 7 期においても、サービスの質の向上や介護報酬算定方法などについて計画的に指導を行います。

また、介護サービス事業を行う事業者の不正事案発生の未然防止、介護事業の運営の適正化を図るため、対象となる法人の法令遵守責任者に対して、計画的に業務管理体制に係る一般検査を実施します。

区 分	対 象	
実地指導	地域密着型介護老人福祉施設	2 事業所
	認知症対応型共同生活介護	12 事業所
	認知症対応型通所介護	5 事業所
	地域密着型通所介護	7 事業所
業務管理体制 一般検査 (地域密着型サービスのみを行う事業者で指定事業所が つがる市内に所在する事業者)	認知症対応型共同生活介護	3 法人 5 事業所
	地域密着型通所介護	5 法人
		5 事業所

### ③介護保険制度の周知

第 7 期事業計画初年度の平成 30 年度に介護保険制度全般及び介護保険料に関するパンフレットを毎戸配布します。

また、出前講座などの実施を通して介護保険制度についての周知、普及を図ります。

## (6) 自立支援及び悪化の防止等に向けた取り組み

地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取り組み及び目標設定に努めます。

### 自立支援・重度化防止の推進

項目	内容	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
活動指標	自立支援・重度化防止をテーマにした地域ケア会議の開催回数	2回	3回	4回
	一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）の高齢者健康教育「ふれあい教室」の開催回数と参加人数	71回 (1,900人)	71回 (2,000人)	71回 (2,100人)
成果目標	要介護認定者に占める要介護3～5の割合	36.0%	35.0%	34.0%
	要介護（要支援）認定率	19.3%	19.1%	18.9%

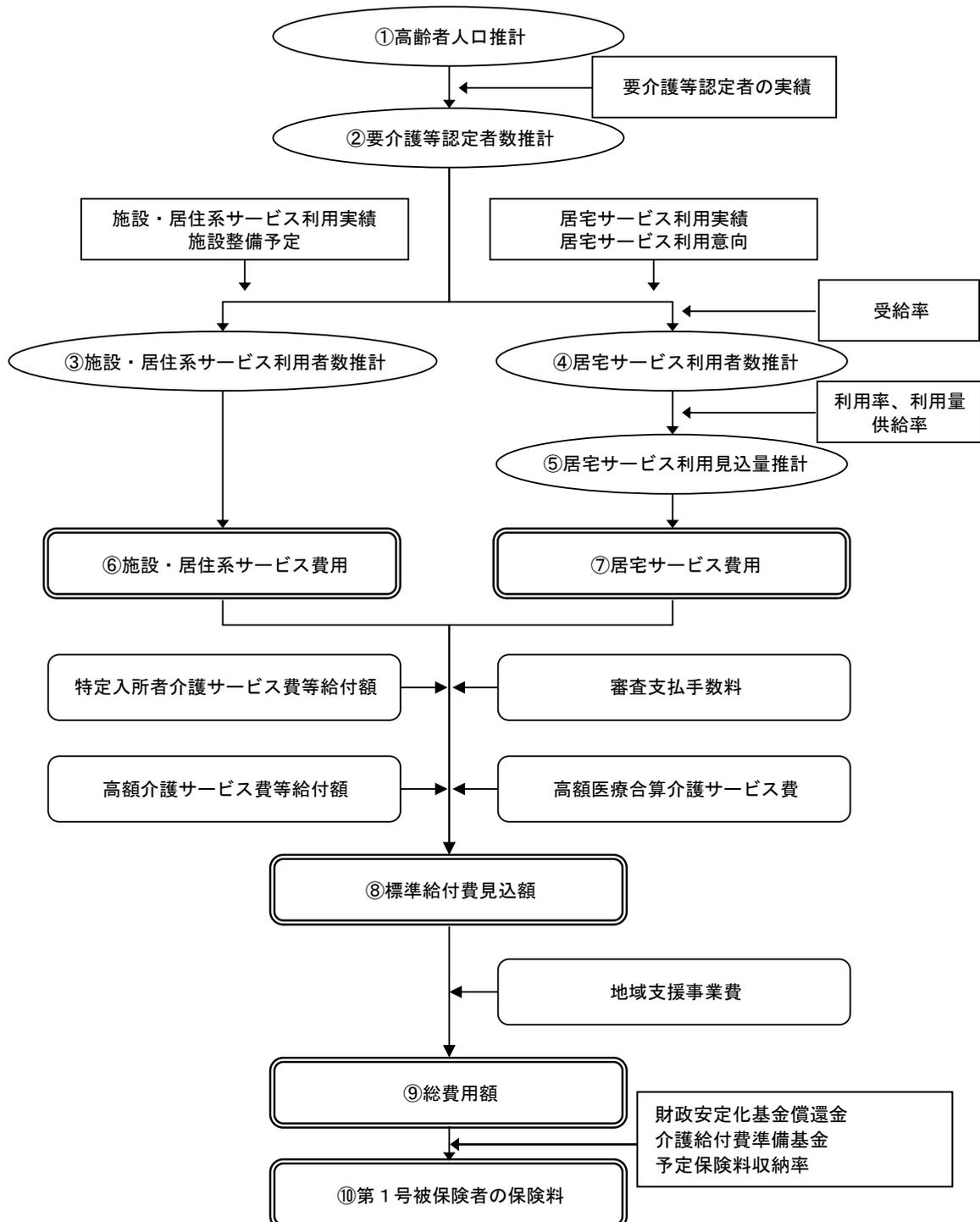
※平成 28 年度末の要介護 3～5 の割合 37.0%、認定率 19.5%

## 5 介護保険事業費

### (1) 介護保険事業費の算定手順

計画期間の要介護認定者及び各種サービス量の見込みにあたっては、国の指示に従い、以下のような手順で介護保険事業量推計し、第1号被保険者の介護保険料を算定します。

#### ■算定手順（厚生労働省地域包括ケア「見える化」システムの算定手順）



## (2) 介護保険事業費の見込み

介護給付費、介護予防給付費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料、地域支援事業費を合わせたものが介護保険事業費となります。

第7期事業計画3年間の総費用額は、約133億9千5百万円となります。

### ■介護サービス給付費の見込み(介護給付費)

(単位:千円)

区 分	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
<b>(1) 居宅サービス</b>			
① 訪問介護	371,327	373,851	377,507
② 訪問入浴介護	12,107	13,034	13,034
③ 訪問看護	11,850	11,855	12,258
④ 訪問リハビリテーション	671	671	671
⑤ 居宅療養管理指導	971	1,107	1,107
⑥ 通所介護	362,869	365,310	368,503
⑦ 通所リハビリテーション	62,326	63,047	63,047
⑧ 短期入所生活介護	76,752	77,623	78,459
⑨ 短期入所療養介護(老健)	7,685	7,689	7,914
⑩ 短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
⑪ 福祉用具貸与	45,762	46,099	46,294
⑫ 特定福祉用具購入費	1,461	1,461	1,778
⑬ 住宅改修費	4,850	4,850	4,850
⑭ 特定施設入居者生活介護	15,771	15,778	15,778
<b>(2) 地域密着型サービス</b>			
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	20,312	20,321	21,051
④ 小規模多機能型居宅介護	0	0	0
⑤ 認知症対応型共同生活介護	504,010	504,236	504,236
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	191,955	192,041	192,041
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
⑨ 地域密着型通所介護	126,040	126,977	127,647
<b>(3) 施設サービス</b>			
① 介護老人福祉施設	623,585	623,864	626,702
② 介護老人保健施設	543,279	543,523	543,523
③ 介護医療院	0	0	0
④ 介護療養型医療施設	632,419	632,702	632,702
<b>(4) 居宅介護支援</b>	138,369	140,315	141,966
<b>介護給付費計</b>	<b>3,754,371</b>	<b>3,766,354</b>	<b>3,781,068</b>

■介護サービス給付費の見込み（介護予防給付費）

（単位：千円）

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<b>(1) 介護予防サービス</b>			
① 介護予防訪問介護	0	0	0
② 介護予防訪問入浴介護	0	0	0
③ 介護予防訪問看護	144	144	144
④ 介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
⑤ 介護予防居宅療養管理指導	36	36	36
⑥ 介護予防通所介護	0	0	0
⑦ 介護予防通所リハビリテーション	7,215	7,218	7,680
⑧ 介護予防短期入所生活介護	413	413	413
⑨ 介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
⑩ 介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
⑪ 介護予防福祉用具貸与	5,636	5,637	5,739
⑫ 特定介護予防福祉用具購入費	598	598	598
⑬ 介護予防住宅改修	2,127	2,127	2,127
⑭ 介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b>			
① 介護予防認知症対応型通所介護	257	257	385
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	5,574	5,577	5,577
<b>(3) 介護予防支援</b>			
	19,373	19,541	19,594
介護予防給付費計	41,373	41,548	42,293

■総給付費（介護給付費と介護予防給付費の合計）

（単位：千円）

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付費計	3,754,371	3,766,354	3,781,068
介護予防給付費計	41,373	41,548	42,293
総給付費	3,795,744	3,807,902	3,823,361

■標準給付費及び地域支援事業費の見込額

（単位：千円）

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額(A)	4,179,936	4,239,387	4,303,115	12,722,438
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	3,794,402	3,852,287	3,914,417	11,561,106
総給付費	3,795,744	3,807,902	3,823,361	11,427,007
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	-1,342	-2,032	-2,050	-5,424
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	46,417	93,106	139,523
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	244,684	245,681	246,700	737,066
高額介護サービス費等給付額	129,982	130,511	131,053	391,546
高額医療合算介護サービス費等給付額	7,111	7,140	7,170	21,422
算定対象審査支払手数料	3,756	3,767	3,775	11,299
地域支援事業費(B)	224,350	224,350	224,350	673,050
介護保険事業費(A)+(B)	4,404,286	4,463,737	4,527,465	13,395,488

※一定以上所得者負担の調整額は、平成30年8月から一定以上の所得のある方の自己負担が3割になる影響を総給付費から差し引くものです。

※区分ごとに四捨五入しているため、合計が一致しないところがあります。

## 6 第1号被保険者の介護保険料

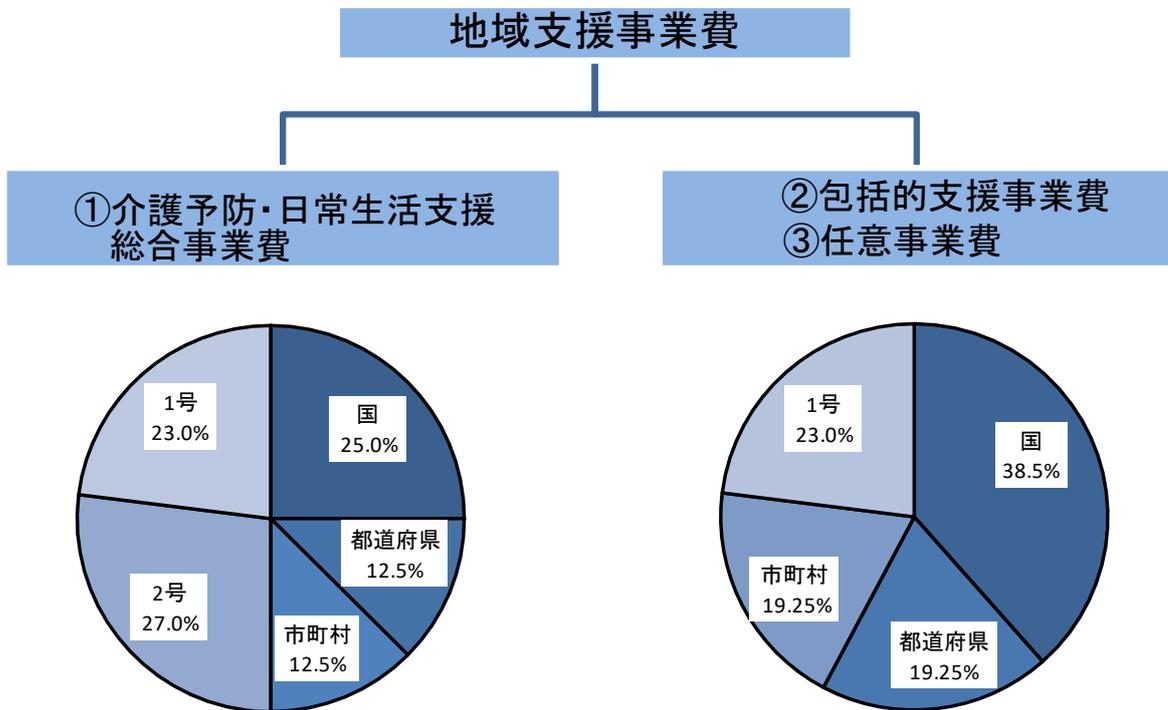
### (1) 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業は介護保険制度に位置づけられた65歳以上の方に対する介護予防に関する事業です。第7期計画期間においては、介護保険法の改正により、本事業の構成が見直され、従来、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業となっていた3事業のうち介護予防事業が、①介護予防・日常生活支援総合事業となり、②包括的支援事業、③任意事業は、従来と同じ事業名で継続します。

介護予防・日常生活支援総合事業費は、介護予防事業実施による介護保険給付費抑制効果を考慮し、第1号被保険者（市に住所を有する65歳以上の者）保険料及び公費に加え、第2号被保険者（市に住所を有する40歳以上65歳未満の者）保険料が財源に充てられます。

また、負担割合の構成では、包括的支援事業、任意事業は、第1号被保険者保険料及び公費となり、第1号被保険者負担分を除いた事業費用を国が二分の一、都道府県及び市町村が四分の一ずつを負担します。

#### ■ 地域支援事業費の負担割合



## (2) 介護保険給付費の負担割合

介護保険事業費用の大部分を占める介護保険給付費については、利用者負担（1割又は2割）を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。

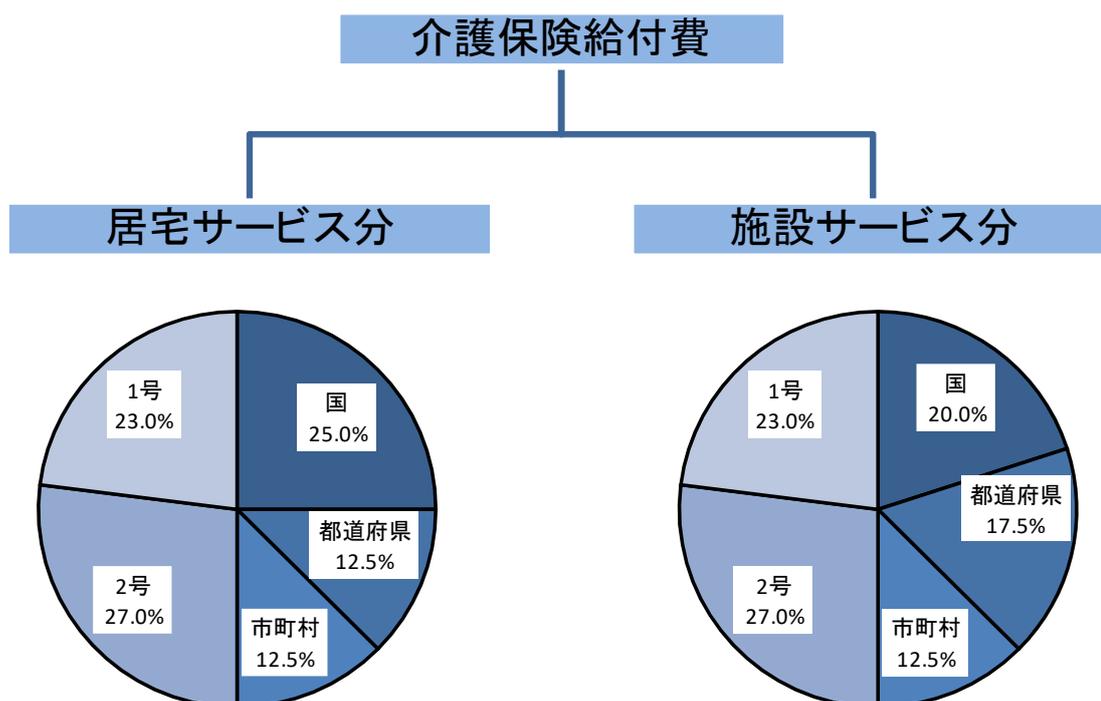
利用者負担については、介護保険法の改正により、平成30年8月から一定以上の所得者に対しては、3割に見直されることとなっています。

保険料の算出については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

被保険者の負担割合は、第7期計画期間では、第1号被保険者数の増加を受けて第6期の負担割合22%から23%に増加します。また、第2号被保険者の負担割合は、28%から27%に減少します。

なお、国、都道府県、市の負担割合は居宅サービス給付費と施設サービス給付費で異なります。なお、国負担部分である居宅サービス給付費の25%、同じく国負担部分の施設サービス給付費の20%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

### ■ 介護保険給付費の負担割合



### (3) 第1号被保険者保険料の算出

第7期計画期間3年間の介護保険事業費見込額は、総額13,395,488,298円と見込まれます。これに、第1号被保険者の負担割合の23%を乗じたものを基に保険料収納必要額を算出します。さらに、予定保険料収納率等を設定し、第1号被保険者の介護保険料基準額を算出します。

#### 保険料収納必要額関係

(単位:円)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
総給付費	3,795,744,000	3,807,902,000	3,823,361,000	11,427,007,000
一定以上所得者負担の調整額	-1,341,871	-2,032,081	-2,050,222	-5,424,174
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	46,417,000	93,106,000	139,523,000
特定入所者介護サービス費等給付額	244,684,356	245,681,278	246,700,288	737,065,922
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額	129,981,788	130,511,376	131,052,697	391,545,861
高額医療合算介護サービス費等給付額	7,111,466	7,140,440	7,170,056	21,421,962
算定対象審査支払手数料	3,756,113	3,767,331	3,775,283	11,298,727
①標準給付費見込額	4,179,935,852	4,239,387,344	4,303,115,102	12,722,438,298
②地域支援事業費	224,350,000	224,350,000	224,350,000	673,050,000
③介護保険事業費(①+②)	4,404,285,852	4,463,737,344	4,527,465,102	13,395,488,298
④第1号被保険者負担分相当額(③×23%)	1,012,985,746	1,026,659,589	1,041,316,973	3,080,962,309
調整交付金交付率見込(上乘分)	3.68%	3.42%	3.09%	
調整交付金見込額(上乘分)	153,821,639	144,987,047	132,966,257	431,774,943
調整交付金交付率見込	8.68%	8.42%	8.09%	
⑤調整交付金総額(千円未満四捨五入)	376,732,000	370,454,000	361,090,000	1,108,276,000
⑥財政安定化基金拠出金	0	0	0	0
⑦財政安定化基金償還金	0	0	0	0
⑧保険料収納必要額				2,632,853,223
⑨予定保険料収納率				98.0%

※一定以上所得者負担の調整額は、平成30年8月から一定以上の所得のある方の自己負担が3割になる影響を総給付費から差し引くものです。

#### ①標準給付見込額

介護サービス、介護予防サービスの給付に関わる給付額です。

#### ②地域支援事業費見込額

「介護予防・日常生活支援総合事業費」と「包括的支援事業」「任意事業」に関わる費用です。

#### ③介護保険事業費見込額

①標準給付見込額と②地域支援事業費見込額の合計です。

#### ④第1号被保険者負担分相当額

第7期の第1号被保険者の介護保険事業費における負担は23%になります。

⑤調整交付金交付率見込及び交付金見込額

①標準給付見込額及び②地域支援事業費のうち「介護予防・日常生活支援総合事業費」の合計に対して、調整交付金交付率分が交付されます。

⑥財政安定化基金拠出金

保険者の給付費支払不足に備えて、県が設置する基金であり国・県・第1号被保険者保険料の拠出金により運営されます。

⑦財政安定化基金償還金

第7期計画期間中の償還金はありません。

⑧第1号被保険者保険料収納必要額

第7期計画期間、3年間に第1号被保険者が収納すべき保険料総額です。

⑨予定保険料収納率

第7期での介護保険料の収納率は、98.0%で見込みます。

⑩所得段階別加入者数

所得段階	所得段階別加入者数			合計	基準額に対する負担割合	加入割合補正後被保険者数
	平成30年度	平成31年度	平成32年度			
第1段階	3,784人	3,784人	3,792人	11,360人	0.50	5,680人
第2段階	728人	728人	729人	2,185人	0.75	1,639人
第3段階	657人	657人	658人	1,972人	0.75	1,479人
第4段階	1,657人	1,658人	1,661人	4,976人	0.90	4,478人
第5段階	1,294人	1,294人	1,296人	3,884人	1.00	3,884人
第6段階	1,152人	1,152人	1,154人	3,458人	1.20	4,150人
第7段階	1,132人	1,132人	1,134人	3,398人	1.30	4,417人
第8段階	738人	738人	739人	2,215人	1.50	3,323人
第9段階	778人	778人	780人	2,336人	1.70	3,971人
計	11,920人	11,921人	11,943人	35,784人	100.0%	33,021人

⑪第1号被保険者の保険料基準月額

保険料収納必要額	÷	予定保険料 収納率	÷	加入割合補正後 被保険者数	÷	月数	=	保険料基準月額
2,632,853,223円		98.0%		33,021人		12		6,780円

#### (4) 第1号被保険者所得段階別保険料負担割合

第1号被保険者の保険料は所得段階に応じて負担割合が異なり、第7期（平成30年度～平成32年度）における所得段階は、9段階区分となります。

また、第1段階の住民税非課税世帯の方に対して、公費による負担軽減が図られます。

##### ■ 保険料所得段階区分

所得段階	対 象 者	保険料率
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5 (軽減後：基準額×0.45)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.75
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.75
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9
第5段階 (基準額)	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える人	基準額×1.0
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.3
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円未満の人	基準額×1.5
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人	基準額×1.7

##### ■ 介護保険料（基準額6,780円 平成30年4月～平成33年3月）

所得段階	計算方法	月 額	年 額
第1段階	基準額×0.5 (軽減後：基準額×0.45)	3,390円 (3,051円)	40,680円 (36,612円)
第2段階	基準額×0.75	5,085円	61,020円
第3段階	基準額×0.75	5,085円	61,020円
第4段階	基準額×0.9	6,102円	73,224円
第5段階 (基準額)	基準額×1.0	6,780円	81,360円
第6段階	基準額×1.2	8,136円	97,632円
第7段階	基準額×1.3	8,814円	105,768円
第8段階	基準額×1.5	10,170円	122,040円
第9段階	基準額×1.7	11,526円	138,312円

※月額、年額の（）内は、軽減後の金額。



# 第6章

---

計画の推進体制



## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の推進

#### (1) 地域包括ケアシステムの推進

今後も継続する高齢社会においては、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けていけるよう、住環境の確保をはじめとし、地域全体で高齢者を支える仕組みが必要です。

保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、地域全体で高齢者を支える地域ケア体制を構築することが重要となります。

特に、新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行により、これらの推進を図っていきます。

また、総合的かつ効率的なサービス提供を行うため、地域全体で高齢者を支えるという意識の啓発をはじめ、地域包括支援センターを中心に、民生委員、ボランティア、保健・医療・福祉担当課などの関係機関の連携による地域包括ケアシステムの推進に努めていきます。

#### (2) 医療・介護人材確保の方策

保健福祉サービスの量的整備とともに、サービスの質的向上を図るために研修等により介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上に努め、合わせて新たな有資格者の確保に努めます。

さらに、地域包括ケアシステムの推進も見据え、医療・看護関係の有資格者だけでなく、ボランティアや地域住民をも含めた、生活支援の担い手の育成と確保に努めます。

#### (3) 連携体制

##### ①地域との連携

これからの高齢社会を支えるためには、地域住民の理解と協力が必要です。地区の特性を生かした地域づくりや継続的な地域福祉の推進のため、住民活動の育成と支援や助成に努めます。

##### ②民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員は地域住民の状況を把握しており、行政とのパイプ役としても大きな役割を果たしています。

今後は、一人暮らしの高齢者等が増加することからも、ますます協力を求める場面が多くなるため、これまで以上に連携を図っていただけるよう努めます。

### ③医師会、歯科医師会との連携

高齢者が安心して元気に暮らしていくには、保健・福祉・医療サービスが包括的に受けられる体制づくりが望まれます。

また、介護予防においても、関係機関が連携を取りながら一体的に情報を提供していくことが必要です。

このため、特に、地域包括ケアシステムの推進においては、訪問診療を中心とした、在宅要介護者の医療ニーズに応えるためにも、医師会・歯科医師会等との連携強化に努めていきます。

### ④社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、高齢者の生きがいづくり事業等の推進及び地域ボランティア活動の拠点として、市の福祉活動推進に大きな役割を担っております。

日常生活支援総合事業では、担い手として、ボランティアの協力も期待されており、今後も社会福祉協議会と連携しながら地域における福祉活動や住民相互の支え合い、助け合い活動を支援していきます。

### ⑤保健所等との連携

保健所等との連携を強化しながら健康づくりの推進に努めます。

また、健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律による保健事業を推進し、生活習慣病の予防や食生活の改善、さらに疾病の早期発見、早期治療に向けて今後も連携を強化します。

### ⑥各担当課との連携

保健・医療・福祉を担う担当課において、現在の連携体制を継続するとともに、今後も担当者間における連携を密接に行い、効率的、総合的観点からの対応ができるよう積極的に推進します。

## (4) 相談・情報提供体制の充実

介護者の悩みや不安を解消し、的確な情報を提供するための相談体制の確立強化が必要であり、地域包括支援センターや市担当課窓口、または、身近な民生委員などにも相談が可能な体制の整備を図り、住民からの各種相談に対し、速やかに対応できる体制の確立を図ります。

今後、増加が懸念される認知症高齢者についても、理解を深め、相談につながるよう認知症サポーター養成等を中心とした取り組みを継続します。

また、介護保険制度に関するパンフレット、ポスター及び広報などの媒体を広く活用して介護保険に関する情報の提供を図り、制度の周知とサービス利用についての広報活動の推進に努めます。

さらに、県と連携して、介護保険指定事業者情報や介護サービス情報等の提供に努めます。

## (5) 指導体制の強化

介護保険制度の開始から18年が経過し、サービス提供事業者のサービスの質の向上が課題となっています。

サービス提供事業所の運営に関する情報については、運営法人、有資格者数、またマニュアルの整備状況等の情報をいつでも閲覧できる「介護サービス情報の公表」が提供されています。

この情報を活用し、利用者がサービス提供事業者を適切に選択し、利用者を通じて事業者の質の向上が図られるように、この制度の周知に努めます。

また、利用者保護の観点から、介護サービスへの利用者からの苦情については、サービスを利用している本人や家族に対して、必要に応じてサービス内容について実態調査を実施し、提供事業者ごとにサービスの質の向上が図られるよう指導・支援します。

## (6) 各種地域計画・まちづくり施策等との連携

老人福祉計画及び介護保険事業計画は、高齢者が住み慣れた地域で健康を維持しつつ、安心して住み続けることができ、要介護状態になった時には高齢者の希望に応じて必要な介護を受けながら、地域における生活が継続できることを目的としています。

このためには、医療、介護だけでなく、生活全般を支える視点から、高齢者の生きがい対策としての生涯学習、高齢者が地域で生活するためバリアフリーの思想を取り入れたまちづくり、高齢者に利用しやすい交通機関の計画等、様々な地域計画・まちづくり施策との連携が必要となります。

本計画の策定・推進にあたっては、こうした各種計画と整合性をもたせるとともに、各種まちづくり施策との連携をもって推進していきます。

## 2 計画の進捗管理

計画目標の着実な達成と円滑な運営を図り、老人福祉、介護保険事業サービス利用者の満足度調査等を実施し、計画実施状況評価などを行う進行管理体制を整備します。また、次期計画策定に向けた目標設定等の協議を行っていきます。

### (1) 老人福祉計画・介護保険事業計画の運営管理

計画目標の着実な達成と円滑な運営を図るために、本計画の実施状況の点検及び評価をつがる市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会において以下のように行います。

また、実施時期についても、次期計画に反映できるよう合わせて検討します。

- 老人福祉計画・介護保険事業計画についての評価
- 高齢者福祉・介護保険サービス提供状況の質的、量的評価
- 保険料、利用者負担額に対する評価
- 市民・サービス利用者の満足度や意向から見た評価
- その他高齢者事業に関すること

### (2) 点検・評価方法の確立

計画の点検、評価を行うための指標とするため調査等を行い、制度の浸透状況や市民の意向を把握します。

住民満足の上昇のため、「計画⇒実施⇒検証評価⇒改善(Plan・Do・Check・Action)」のすべての段階に住民が参加し、住民とともに継続的に、柔軟に実施していくことで、住民満足度の向上を図ります。

実施にあたっては、できるだけ多くの参加が可能となるように、アンケートの他、意見交換会等の開催も検討します。

### (3) 点検・評価結果の反映

計画の点検、評価の結果を取りまとめ、第7期計画期間中の実施事業に反映させるべき案件、次期計画に反映させる案件等を検討します。

# 資料編

---



# 資料編

## 1 つがる市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成 17 年 8 月 4 日告示第 72 号  
改正 平成 20 年 8 月 27 日告示第 65 号  
平成 23 年 2 月 14 日告示第 17 号

(設置)

第 1 条 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づくつがる市老人福祉計画及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づくつがる市介護保険事業計画を策定するため、つがる市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) つがる市老人福祉計画に関すること。
- (2) つがる市介護保険事業計画に関すること。

(構成)

第 3 条 委員の定数は 25 人以内とし、次の者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険被保険者
- (2) 医療関係者
- (3) 老人保健関係者
- (4) 老人福祉関係者
- (5) 介護保険事業者
- (6) その他市長が必要と認める者

(組織)

第 4 条 策定委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、策定委員会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱した日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 策定委員会の会議には、第 3 条に規定する者のほか、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、説明又は意見をきくことができる。

(事務局)

第 7 条 策定委員会の庶務は、介護課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 4 日から施行する。

附 則（平成 20 年 8 月 27 日告示第 65 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 14 日告示第 17 号）

この告示は、公布の日から施行する。

## 2 つがる市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿

委員 19 人

選出区分	所 属 等	氏 名	備 考
被保険者	公 募	川崎 司	
		大坂 久美子	
		天坂 ひとみ	
医療関係者	つがる市民診療所 事務長	小倉 浩久	
	誠仁会尾野病院 事務長	田中 浩史	
老人保健関係者	第 6 期策定委員（元保健協力員）	小山内 米子	
	市役所 健康推進課 係長	木津 由美子	
老人福祉関係者	民生委員児童委員連絡協議会 会長	佐々木 正日公	
	老人クラブ連合会 会長	工藤 勇一	
	社会福祉協議会 事務局長	長内 克之	
介護保険事業者	社会福祉法人柏友会 桑寿園 園長	成田 房子	
	高橋リハビリデイサービス 代表	高橋 尚裕	
	地域包括支援センター所長	木村 禎子	
市長が必要と認める者	第 6 期計画策定委員会 会長	秋田 豊年	会長
	第 6 期計画策定委員	藤田 良子	副会長
	整骨院	岡本 幸治	
	ぎんなん荘施設長	中野 聡子	
	第 6 期計画策定委員	松橋 秀晴	
	地域密着型サービス運営委員会委員	盛 恒博	

※委員の任期は平成 29 年 4 月 19 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

### 3 策定委員会の経過

年 月 日	内 容
平成 29 年 4 月 19 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委嘱状交付式               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 委嘱状交付</li> <li>② 組織会（会長、副会長選任）</li> </ul> </li> <li>・ 第 1 回策定委員会               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 策定委員会及び事業計画について</li> <li>② 今後の日程等について</li> </ul> </li> </ul>
平成 29 年 9 月 15 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 回策定委員会               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果報告</li> <li>② 在宅介護実態調査の結果報告</li> <li>③ つがる市高齢者概況・介護保険概況について</li> </ul> </li> </ul>
平成 29 年 11 月 29 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 回策定委員会               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第 6 期介護サービス提供量実績について</li> <li>② 第 7 期の概算保険料について</li> <li>③ 計画書骨子案について</li> </ul> </li> </ul>
平成 30 年 1 月 30 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 4 回策定委員会               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険料について</li> <li>② 老人福祉計画・第 7 期介護保険事業計画（素案）について</li> <li>③ ご意見・ご要望について</li> </ul> </li> </ul>
平成 30 年 2 月 27 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 5 回策定委員会               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 老人福祉計画・第 7 期介護保険事業計画について</li> <li>② その他</li> </ul> </li> </ul>

## 4 つがる市の介護保険事業所一覧

サービスの種類	事業所名	住所	電話番号
【木造】			
療養医療施設	医療法人誠仁会 尾野病院	木造若竹5	42-2133
訪問看護			
訪問リハビリ			
短期入所療養			
居宅療養管理指導			
認知症共同生活	グループホーム「わかたけ」	木造若竹5	42-5133
老人保健施設	老人保健施設えんじゅの里	木造曙82	42-3734
短期入所療養			
訪問介護	介護センター絆	木造朝日13-6	42-5541
居宅介護支援	株式会社ケアライフ青森木造営業所	木造若緑87-8	49-1171
訪問介護			
居宅介護支援	居宅介護支援事業所つがる	木造吹原西前田21-18	26-4666
通所介護	つがるデイサービスセンター		
認知症共同生活	グループホームつがる		
居宅介護支援	居宅介護支援事業所和み	木造藤田44-5	49-2250
通所介護	デイサービスセンター和み		
訪問介護	訪問介護事業所和み		
居宅介護支援	くれもとデイサービスセンター	木造曙39-1	49-1077
通所介護			
訪問介護	ヘルパーステーションくれもと	木造有楽町15-1	26-5525
認知症共同生活	グループホームきづくり	木造芦沼15	49-1217
認知症共同生活	グループホーム白壽	木造福原印元61-1	42-7032
認知症共同生活	グループホーム日和	木造福原常盤20-1	26-7466
認知症共同生活	グループホーム我が家	木造中館田浦44-1	49-2312
認知症通所介護			
居宅介護支援	ずぐりケアプランセンター	木造末広18	42-1144
通所介護	デイサービスずぐり通泊サロン		
居宅介護支援	ケアプランセンターたんぼぼ	木造善積藤田18-1	42-5397
通所介護	デイサービスセンターたんぼぼ		
居宅介護支援	ケアプランセンターきづくり	木造若緑52	42-4620
通所介護	デイサービスセンターかっこの館		42-4660
訪問介護	ホームヘルプサービスセンターきづくり		42-4066
訪問入浴	訪問入浴サービスセンターきづくり		
訪問介護	ニチイケアセンターつがる	木造有楽町31-2	49-2375
居宅介護支援			

サービスの種類	事業所名	住所	電話番号
通所介護	高橋リハビリデイサービスセンター	木造有楽町13-1	26-6577
通所介護	小規模デイサービスセンター陽だまり	木造下遠山里小田原213-5	26-5207
通所介護	デイサービスセンター柏風園	木造筒木坂鳥谷沢18-9	45-3006
老人福祉施設	特別養護老人ホーム柏風園		
短期入所	柏風園短期入所生活介護事業所		
居宅介護支援	柏風園居宅介護支援事業所		

【森田】			
認知症共同生活	グループホームぬくもりの家	森田町上相野榎木19-4	49-1577
認知症通所介護			
居宅介護支援	ケアプランセンターもりた	森田町森田月見野277-3	49-7005
通所介護	デイサービスセンターあーすとぴあ		
訪問介護	ホームヘルプサービスセンターもりた		
通所介護	デイサービスセンターもりた	森田町森田屏風山2-84	26-4308
老人福祉施設	特別養護老人ホーム明光園	森田町大館勝山142-3	26-2026
短期入所	明光園短期入所生活介護事業所		
居宅介護支援	明光園居宅介護支援事業所		

【柏】			
居宅介護支援	介護保険指定居宅介護支援事業所 桑寿園	柏桑野木田若宮255-1	25-2115
訪問介護	特別養護老人ホーム桑寿園		
老人福祉施設			
短期入所			
認知症共同生活	グループホーム桑寿園		
認知症通所介護			
訪問介護	かしわ	柏桑野木田福井59-1	25-3110
通所介護	デイサービスセンターかしわ	柏桑野木田若宮258-1	25-2464
訪問入浴	訪問入浴かしわ		25-2115
通所介護	デイサービスセンターはなさき	柏下古川花崎112-2	25-2840
訪問看護	訪問看護ステーションにじの樹	柏玉水米袋15-1	42-5964
訪問介護	ヘルパーステーションふくろう	柏下古川稲盛53-6	26-0662

【稲垣】			
居宅介護支援	ケアプランセンターいながき	稲垣町豊川宮川136-1	46-2902
通所介護	デイサービスセンターふれあいの家		46-3049
訪問介護	ホームヘルプサービスセンターいながき		
認知症共同生活	グループホーム安住の里	稲垣町豊川宮川143-1	46-3100
地域老人福祉施設	特別養護老人ホーム安住の里		
短期入所	ショートステイ安住の里		

サービスの種類	事業所名	住所	電話番号
通所介護	デイサービスセンターいながき	稲垣町豊川宮川42-3	46-2305
介護予防支援	つがる市地域包括支援センター	稲垣町豊川宮川42-3	69-7117
認知症共同生活	グループホームいながき	稲垣町豊川初瀬山9-1	46-3247
認知症通所介護			
訪問介護	訪問介護センターいながき	稲垣町豊川初瀬山9-4	26-7420
通所介護	山口さん家のデイホーム	稲垣町吉出霞96-1	46-2093
居宅介護支援	介護支援センター五光	稲垣町繁田袋井109-19	69-1919
通所介護	デイサービスセンター武田の湯		

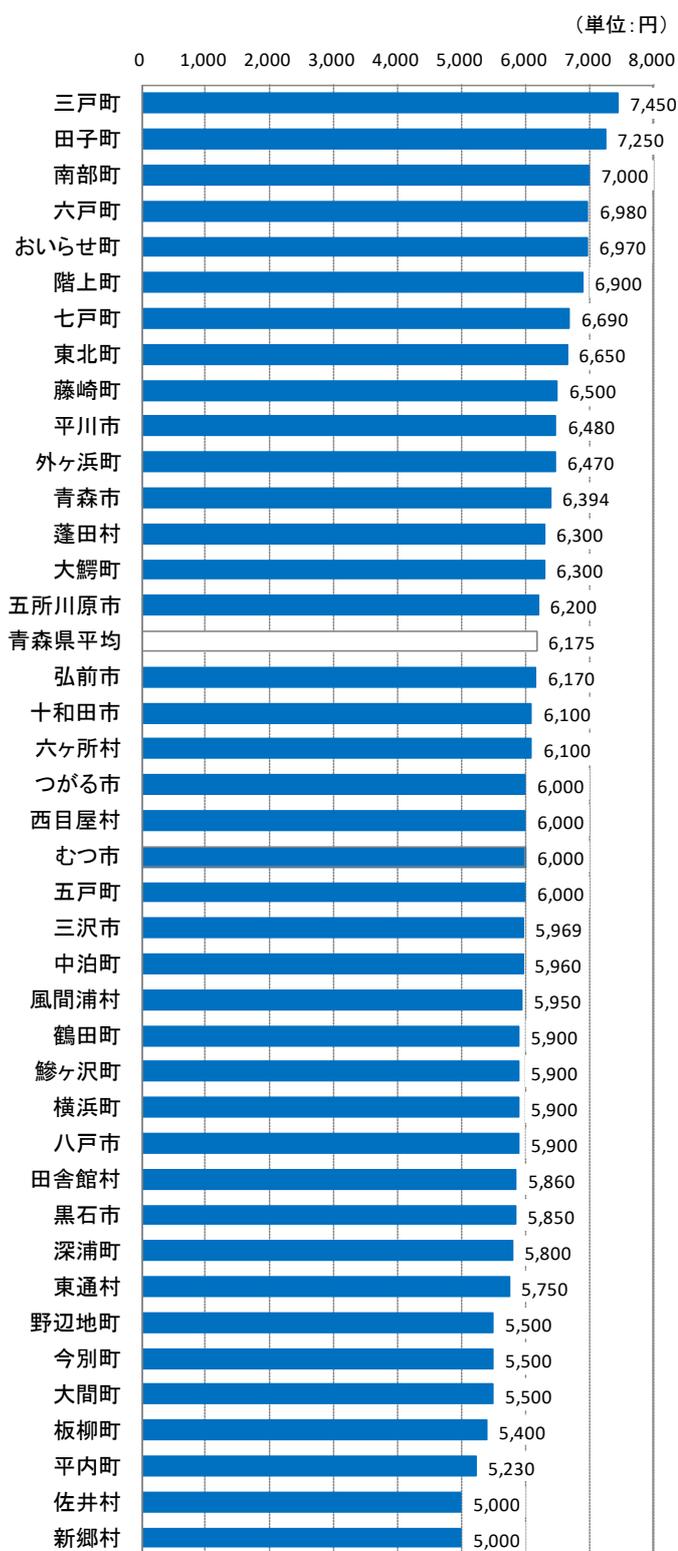
【車力】			
居宅介護支援	ケアプランセンターしゃりき	豊富町屏風山1-377	69-5100
認知症共同生活	グループホームゆうあいの里		
地域老人福祉施設	特別養護老人ホームゆうあいの里		
短期入所	ショートステイゆうあいの里		
認知症通所介護	デイサービスセンターゆうあいの里		
通所介護	デイサービスセンターしゃりき	車力町花林48	56-3051
訪問介護	ホームヘルプサービスセンターしゃりき		
認知症共同生活	グループホーム清里	富蒔町屏風山1-1048	26-7533
認知症通所介護			

平成30年3月1日現在

## 5 介護保険料の状況（平成27年度～平成29年度）

### （1）青森県内市町村別保険料基準月額（平成27年度～平成29年度）

市町村		保険料 基準月額(円)
青森地域	青森市	6,394
	平内町	5,230
	今別町	5,500
	蓬田村	6,300
	外ヶ浜町	6,470
津軽地域	弘前市	6,170
	黒石市	5,850
	平川市	6,480
	西目屋村	6,000
	藤崎町	6,500
	大鰐町	6,300
	田舎館村	5,860
	板柳町	5,400
八戸地域	八戸市	5,900
	三戸町	7,450
	五戸町	6,000
	田子町	7,250
	南部町	7,000
	階上町	6,900
	新郷村	5,000
西北五地域	おいらせ町	6,970
	五所川原市	6,200
	つがる市	6,000
	鱒ヶ沢町	5,900
	深浦町	5,800
	鶴田町	5,900
	中泊町	5,960
下北地域	むつ市	6,000
	大間町	5,500
	東通村	5,750
	風間浦村	5,950
	佐井村	5,000
上十三地域	十和田市	6,100
	三沢市	5,969
	野辺地町	5,500
	七戸町	6,690
	六戸町	6,980
	横浜町	5,900
	東北町	6,650
	六ヶ所村	6,100
青森県加重平均	6,175	

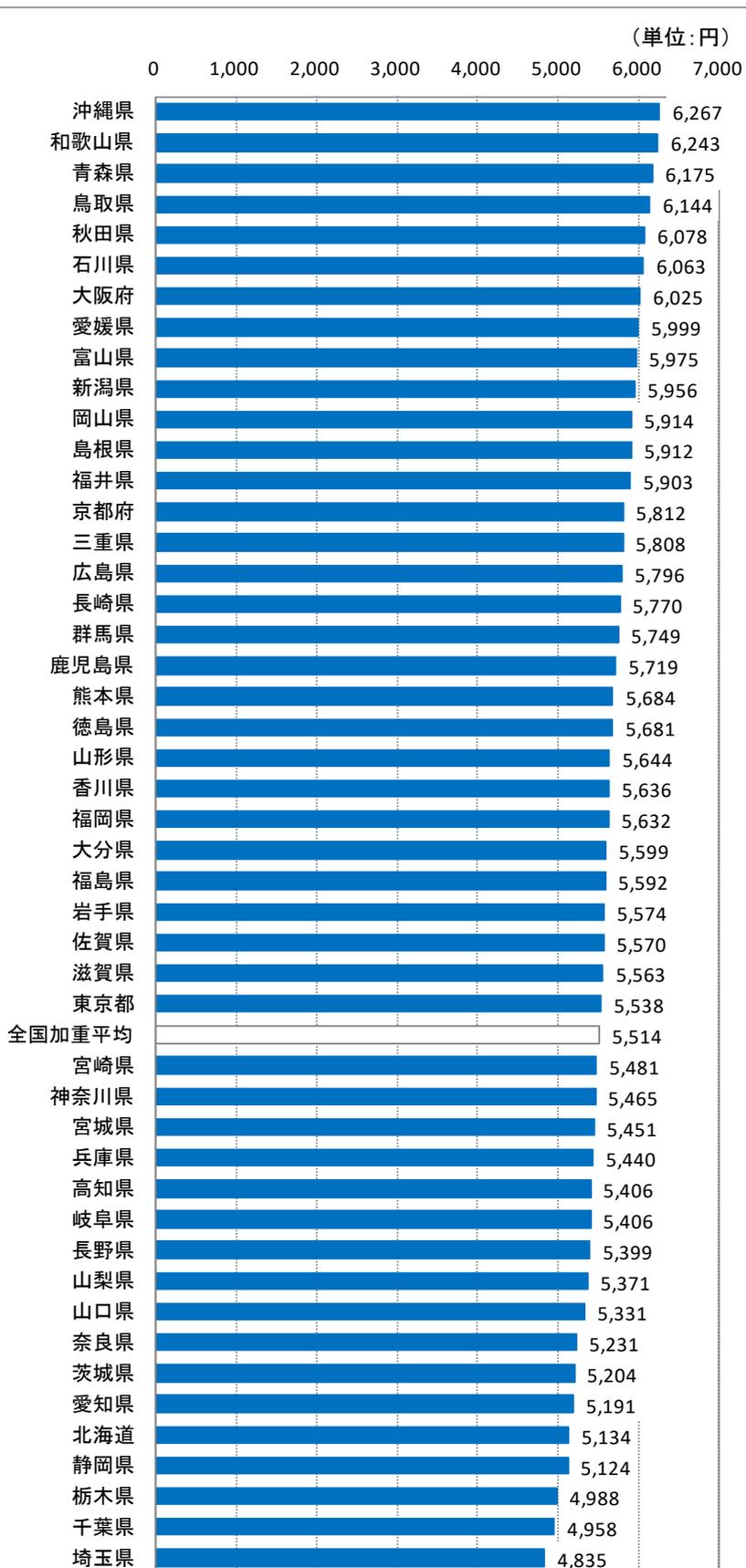


※基準月額：条例上の保険料基準額（年額）／12

※加重平均保険料＝各市町村の（基準額×（平成27年度～平成29年度の平均高齢者人口））の合計  
各市町村の（平成27年度～平成29年度の平均高齢者人口）の合計

(2) 都道府県別平均保険料基準月額(平成27年度~平成29年度)

都道府県	保険料 基準月額(円)
沖 縄 県	6,267
和 歌 山 県	6,243
青 森 県	6,175
鳥 取 県	6,144
秋 田 県	6,078
石 川 県	6,063
大 阪 府	6,025
愛 媛 県	5,999
富 山 県	5,975
新 潟 県	5,956
岡 山 県	5,914
島 根 県	5,912
福 井 県	5,903
京 都 府	5,812
三 重 県	5,808
広 島 県	5,796
長 崎 県	5,770
群 馬 県	5,749
鹿 児 島 県	5,719
熊 本 県	5,684
徳 島 県	5,681
山 形 県	5,644
香 川 県	5,636
福 岡 県	5,632
大 分 県	5,599
福 島 県	5,592
岩 手 県	5,574
佐 賀 県	5,570
滋 賀 県	5,563
東 京 都	5,538
全 国 加 重 平 均	5,514
宮 崎 県	5,481
神 奈 川 県	5,465
宮 城 県	5,451
兵 庫 県	5,440
岐 阜 県	5,406
高 知 県	5,406
長 野 県	5,399
山 梨 県	5,371
山 口 県	5,331
奈 良 県	5,231
茨 城 県	5,204
愛 知 県	5,191
北 海 道	5,134
静 岡 県	5,124
栃 木 県	4,988
千 葉 県	4,958
埼 玉 県	4,835





---

---

**老人福祉計画 第7期介護保険事業計画  
(平成30年度～平成32年度)**

発行日 平成30年3月  
発行・編集 つがる市  
〒038-3192 青森県つがる市木造若緑61番地1  
TEL0173(42)2111 FAX0173(49)1230

---

---